

宇治市子どもまんなかプラン (最終案)

令和 7 年 2 月
宇 治 市

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画策定の経過（策定体制）	4
4	計画期間と進行管理	4
第2章	宇治市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1	人口と出生率等の状況	5
2	世帯と就業の状況	15
3	保育所（園）・認定こども園・幼稚園の状況	21
4	子育て支援事業の状況	25
5	その他の状況	28
6	「第2期子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題	34
7	「子どもの貧困対策推進計画」の成果と課題	37
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	計画の基本的視点	38
2	基本理念	39
3	基本目標	40
4	施策の体系	43
第4章	施策の展開	45
基本目標1	「子どもまんなか」のまちづくりの推進	45
基本目標2	安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実	50
基本目標3	配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進	65
基本目標4	人と人とがつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進	68
基本目標5	誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進	78
第5章	教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」	84
1	教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について	84
2	提供区域の設定	85
3	国が示す計画の対象事業	86
4	教育・保育事業	87
5	地域子ども・子育て支援事業	90

第6章 計画の推進..... 108

1 計画の実現に向けた役割..... 108

2 計画の推進..... 110

3 計画の進捗状況の管理・評価 111

資料編 112



計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

国においては、こうした少子化の流れに対し、平成15年に子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取組を総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、計画の中では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

一方で、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、5年間を計画期間とする「第1期宇治市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度に策定して以降、令和2年3月には「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」に加え、社会問題化している子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」に基づく「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応してきたところです。

しかしながら、出生率の低下には歯止めがかかっておらず、さらには、児童虐待の増加やヤングケアラー等、子どもをとりまく問題は深刻となるとともに、医療的ケア児の保育・教育施設での受け入れ体制の確保等、新たな課題も生まれています。

そのような中、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」を発足するとともに、同年12月にはこども政策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えてこども政策を強力に推進することとされたところです。

このたび、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「第1期宇治市子どもの貧困対

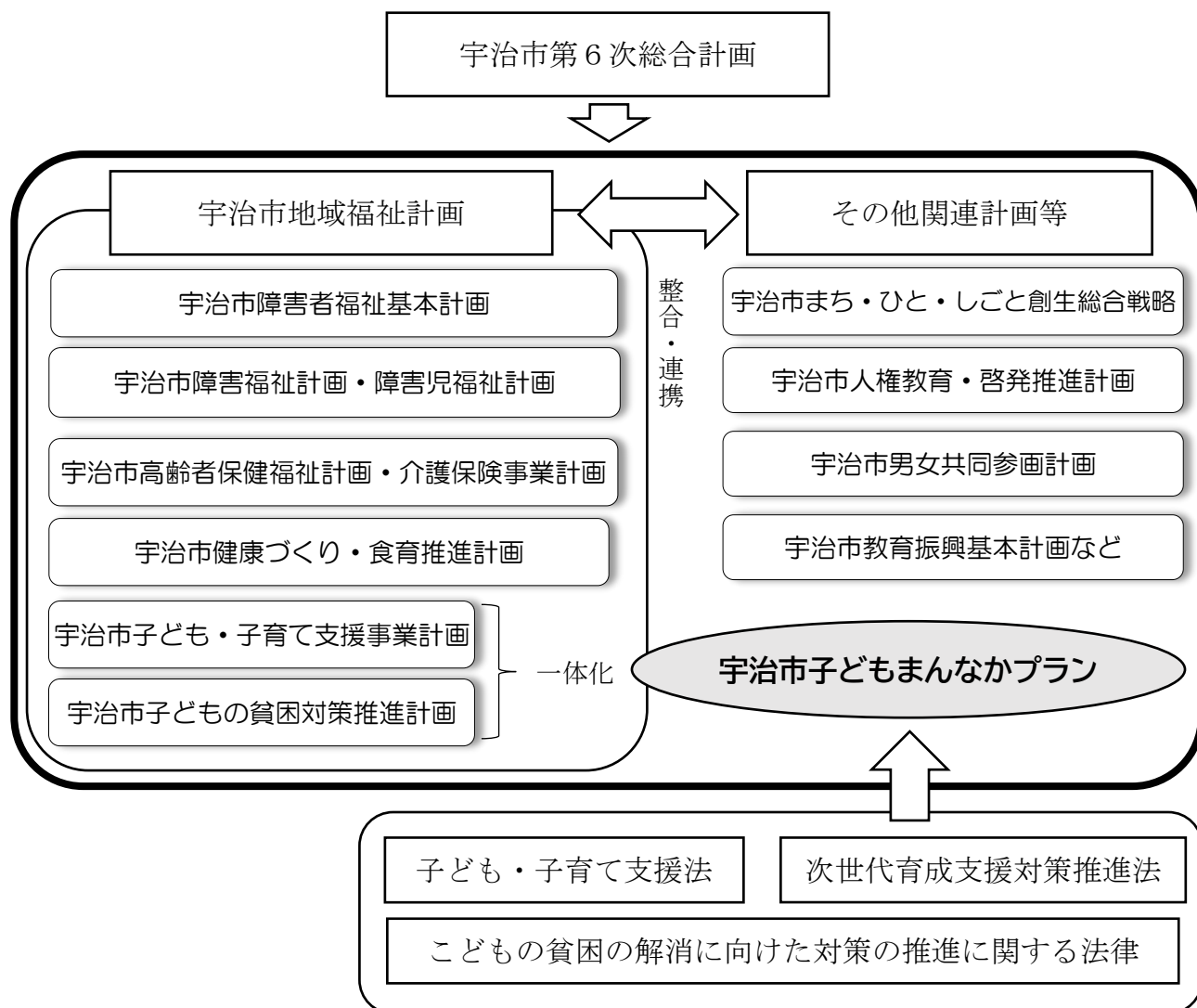
策推進計画」の計画期間が満了することに伴い、これら計画の理念や思想を継承しつつ、「こども基本法」や「こども大綱」が示す基本的な方針や重要事項を踏まえ、宇治市の宝である子どもを中心に考え、安心して子育て・子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、地域が一体となって、子どもの夢を応援し、叶えることのできるまちを目指し、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」を一体的にまとめた「宇治市子どもまんなかプラン」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の3本の計画を一体化し、子育て・子育てを総合的に支援するための計画を「宇治市子どもまんなかプラン」として新たに策定します。

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画は、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けるとともに、「宇治市地域福祉計画」「宇治市教育振興基本計画」などの諸計画及び福祉・教育関連だけでなく、「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのまちづくりを含めた他計画とも整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 計画策定の経過（策定体制）

（１）ニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、前計画策定時と同様に、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童、小学生、中学生・高校生等がいる世帯から無作為に抽出した 4,500 世帯（各歳 250 世帯）を対象として「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施するとともに、小学３年生以上の子どもが対象の世帯については、子ども本人（小学生 1,000 人、中高生等 1,500 人）に「宇治市子どもの生活に関するアンケート」を実施しました。

（２）「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画に地域の子育て支援に関するニーズを反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などのほか、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。

4 計画期間と進捗管理

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５か年を計画期間と設定し、計画の進捗状況の管理・評価を一体的に行います。

なお、計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合等は、計画期間中に中間見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



第2章

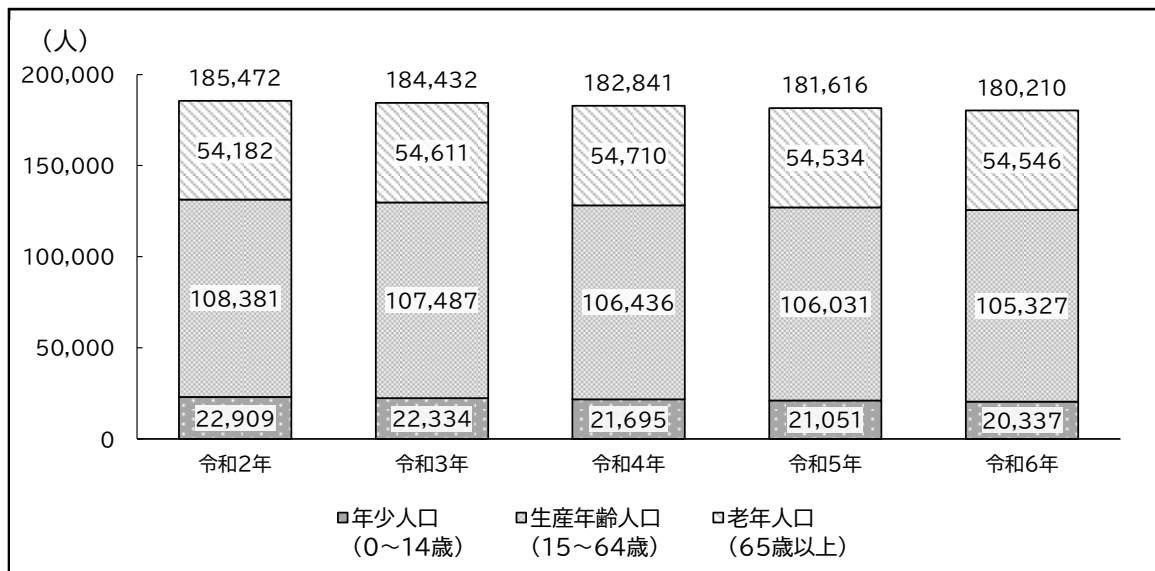
宇治市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口と出生率等の状況

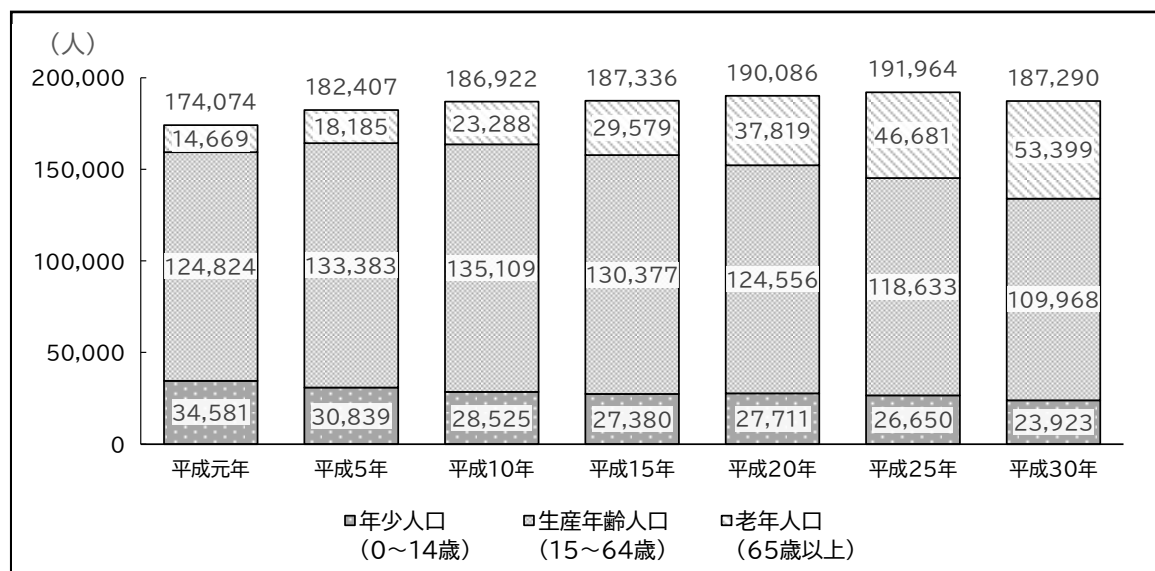
(1) 人口の推移

① 総人口（宇治市）

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年4月現在で180,210人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は横ばいとなっており、少子化が進んでいます。



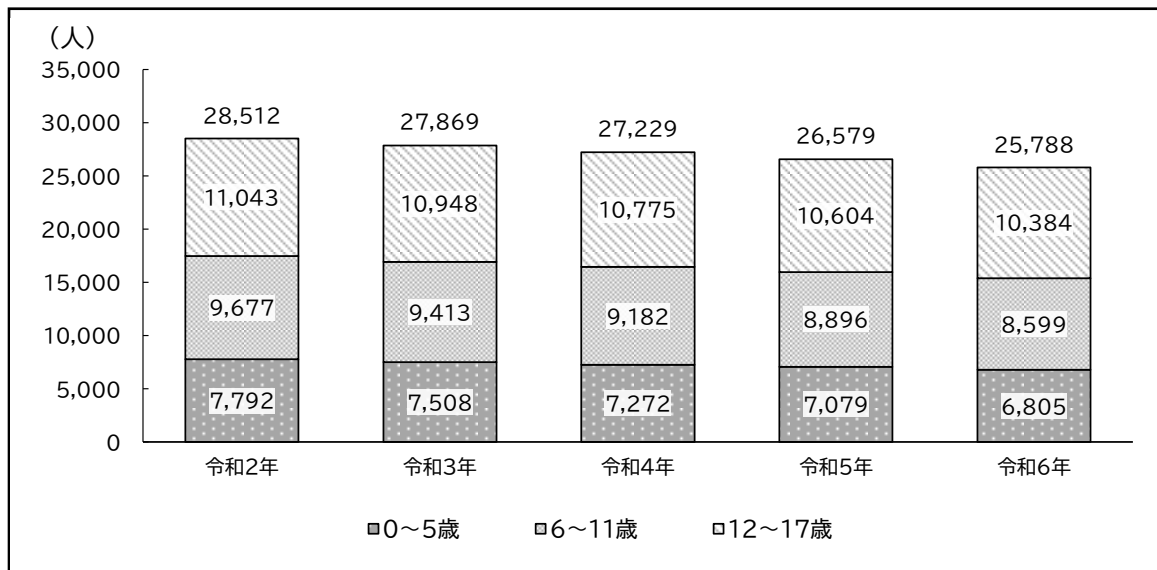
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：宇治市統計書（各年10月1日現在）

② 18歳未満人口（宇治市）

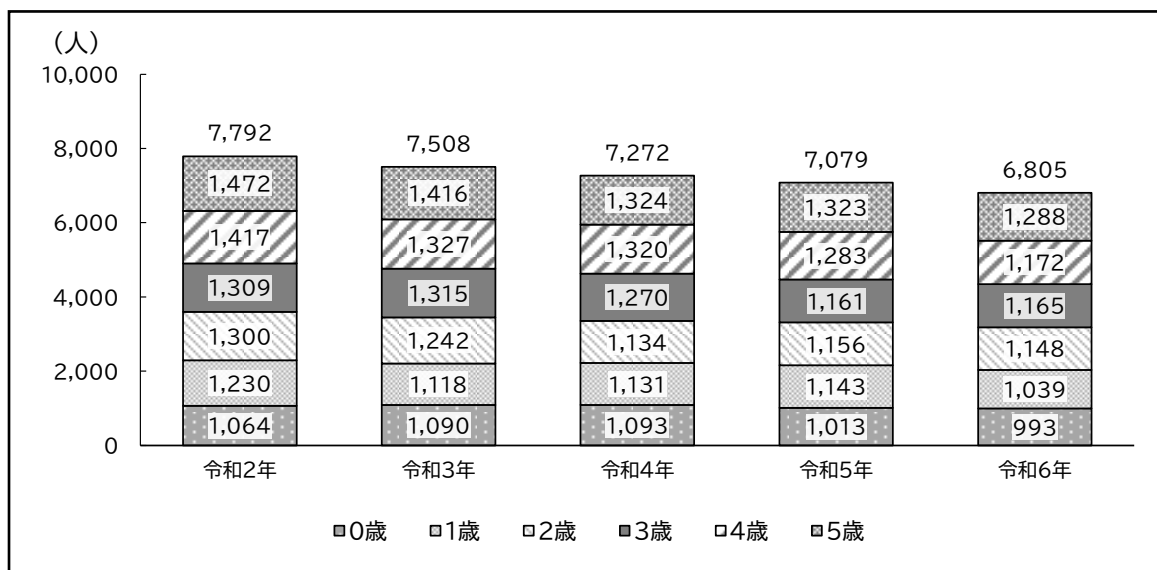
18歳未満人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳の区分のすべてで減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学前児童数（宇治市）

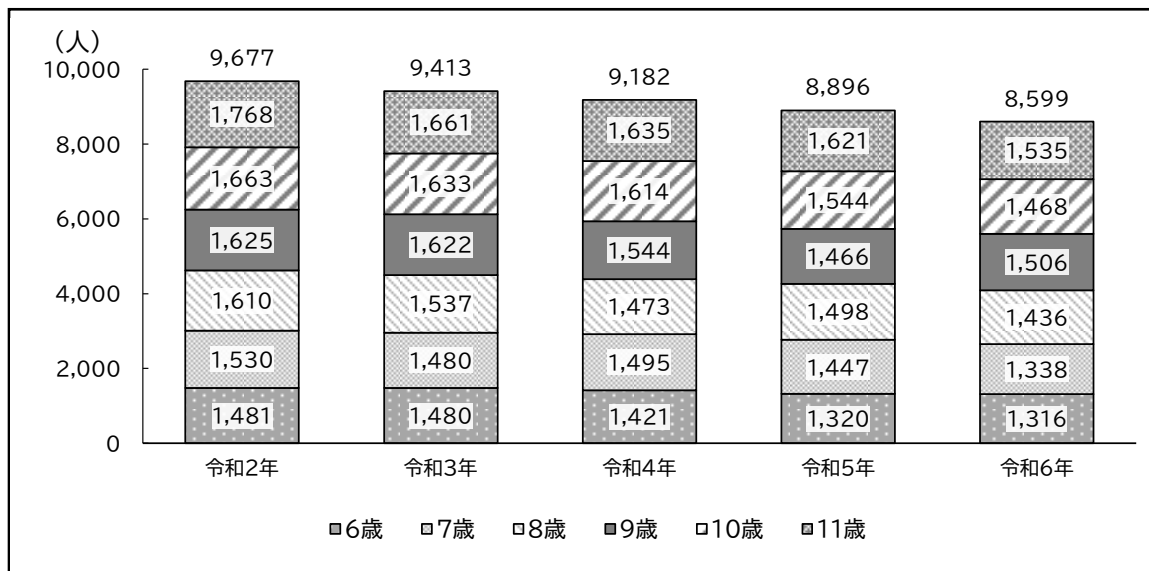
本市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年4月現在で6,805人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 6歳～11歳の年齢別就学児童数（宇治市）

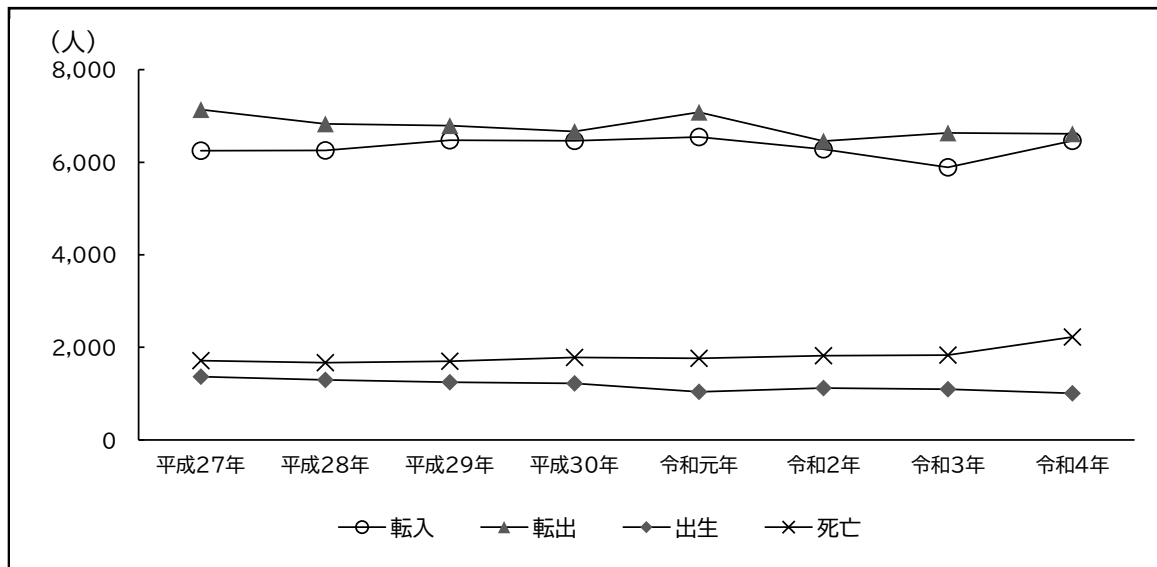
本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、令和6年4月現在で8,599人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 人口動態（宇治市）

人口動態をみると、社会動態（転入・転出）では、転入数に比べ転出数が多くなる傾向にあります。また、自然動態（出生・死亡）では、死亡数が出生数を上回っています。



資料：宇治市統計書

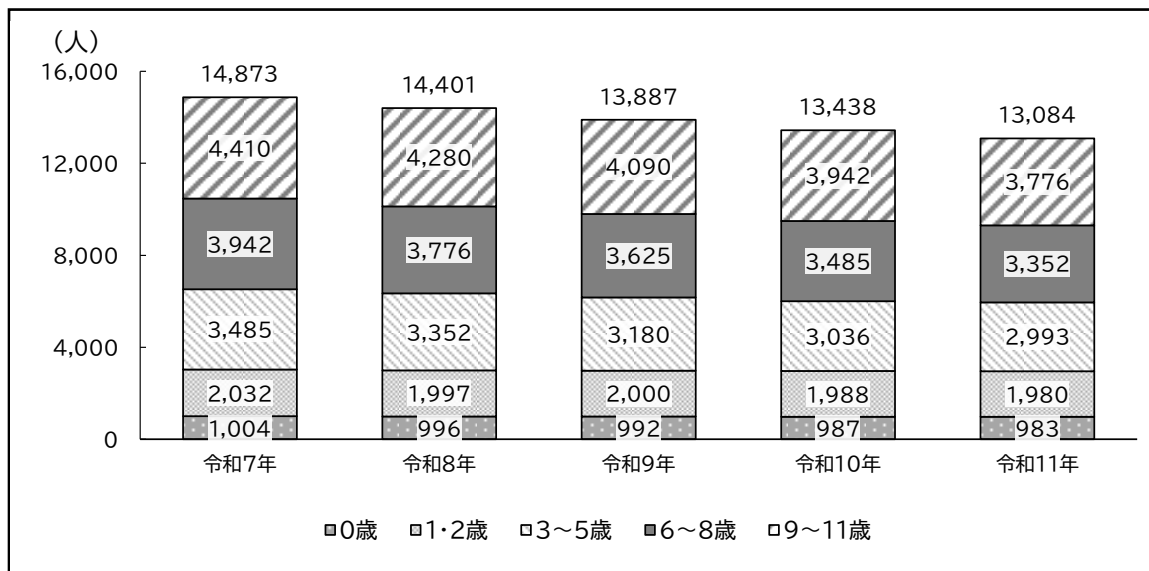
単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
転入	6,249	6,255	6,476	6,463	6,545	6,280	5,888	6,464
転出	7,138	6,830	6,794	6,665	7,081	6,460	6,636	6,615
出生	1,369	1,296	1,246	1,219	1,038	1,118	1,098	1,007
死亡	1,713	1,670	1,701	1,780	1,762	1,821	1,835	2,222

⑥ 12 歳未満人口の推計（宇治市）

本市の人口推移（令和2年～令和6年の住民基本台帳）をふまえて、令和7年から令和11年の12歳未満人口を推計しました。

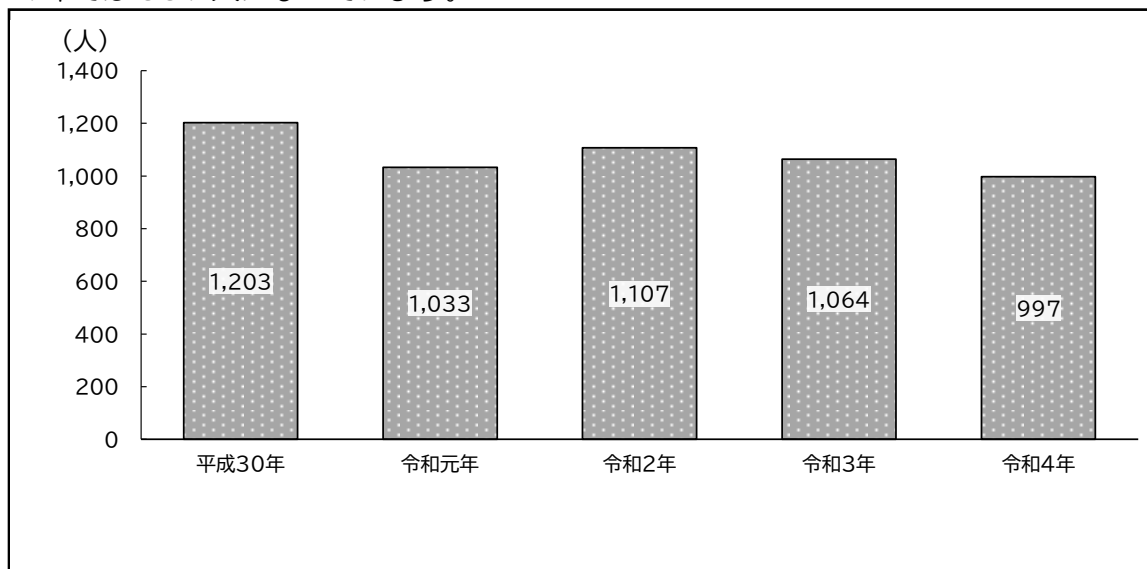
12歳未満人口は、年々減少していくことが予想されます。



(2) 出生数の推移

① 出生数の推移（宇治市）

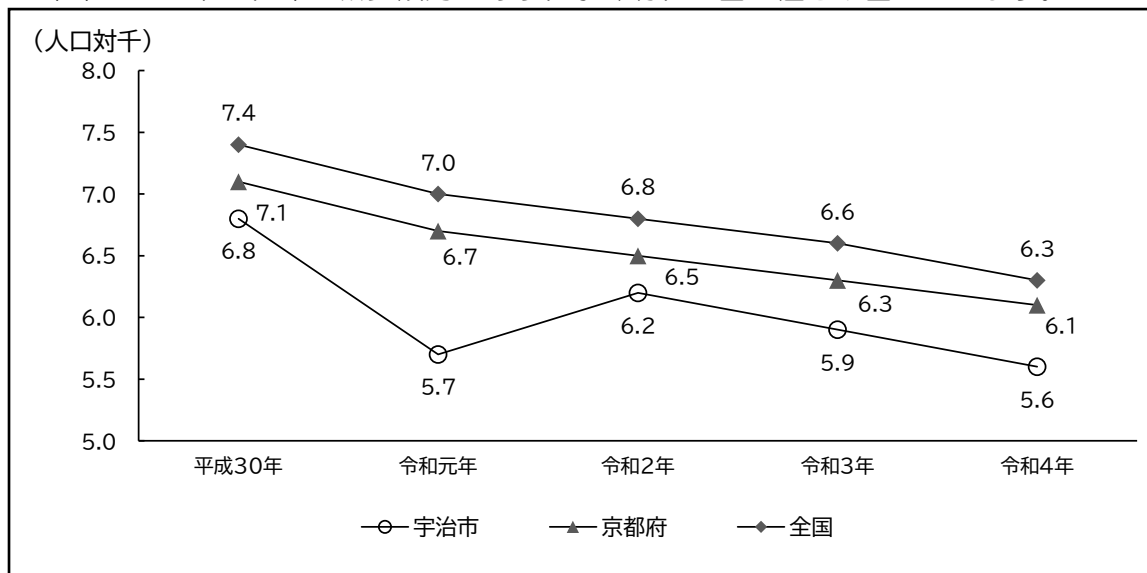
本市の出生数は、平成30年から令和4年の5年間で206人減少しており、令和4年では997人になっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 出生率の推移・比較

本市の出生率は、年々減少傾向にあり、京都府、全国の値を下回っています。

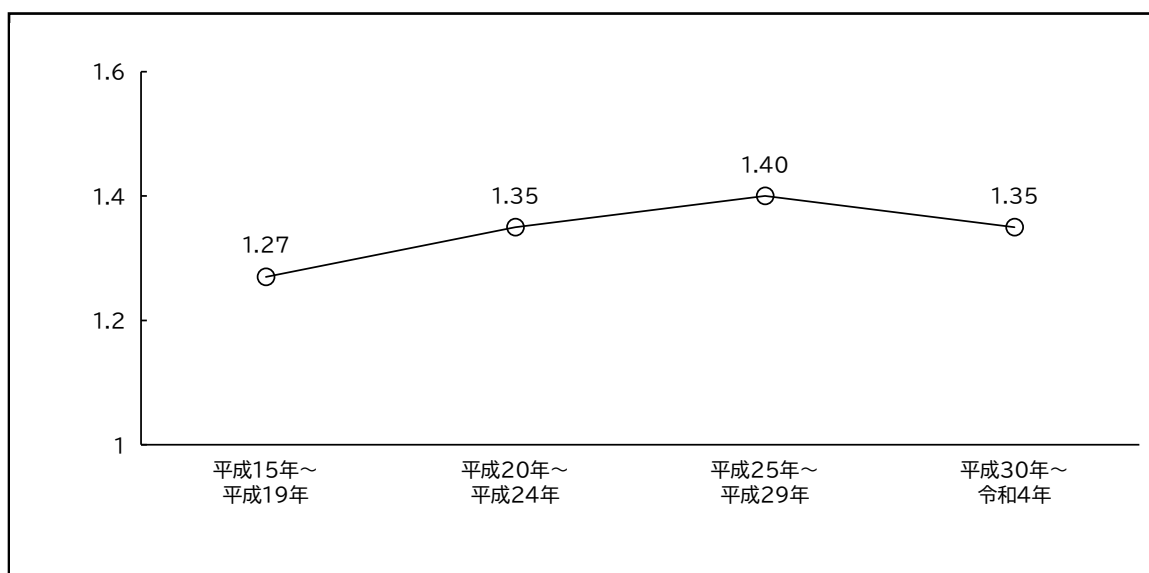


資料：厚生労働省 人口動態統計

③ 合計特殊出生率（宇治市）

ベイズ推定値（※）による本市の合計特殊出生率は、平成 25 年～平成 29 年にかけて上昇しましたが、平成 30 年から令和 4 年にかけては減少し、1.35 となっており、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

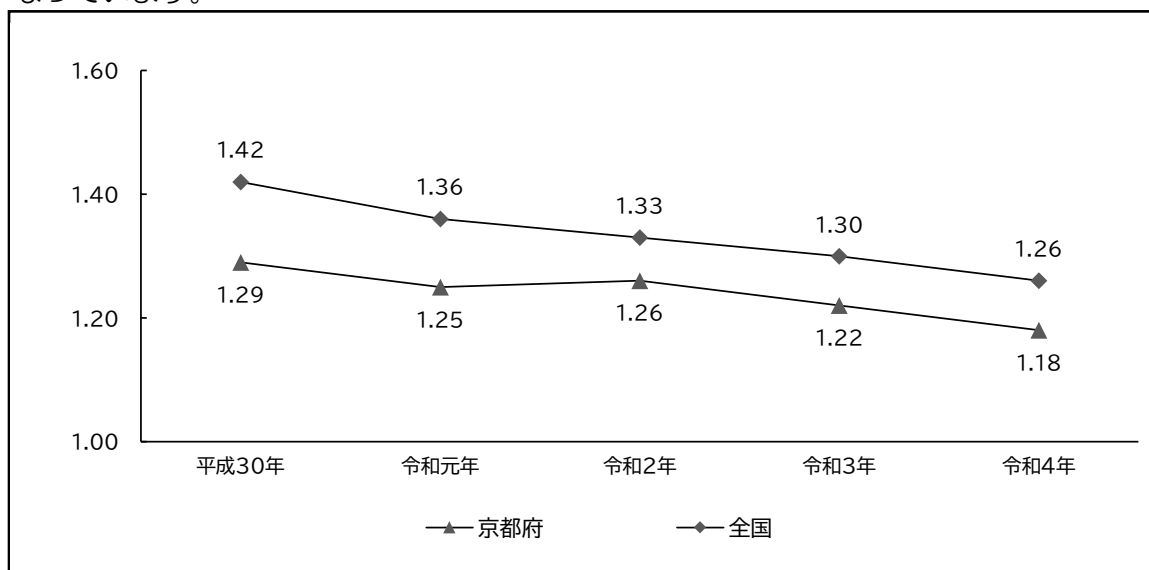
※市町村では出生数などの標本数が少ないため、より広い範囲である都道府県のデータを活用して推定する手法を適用しています。



資料：人口動態統計特殊報告

④ 合計特殊出生率の推移・比較（京都府・全国）

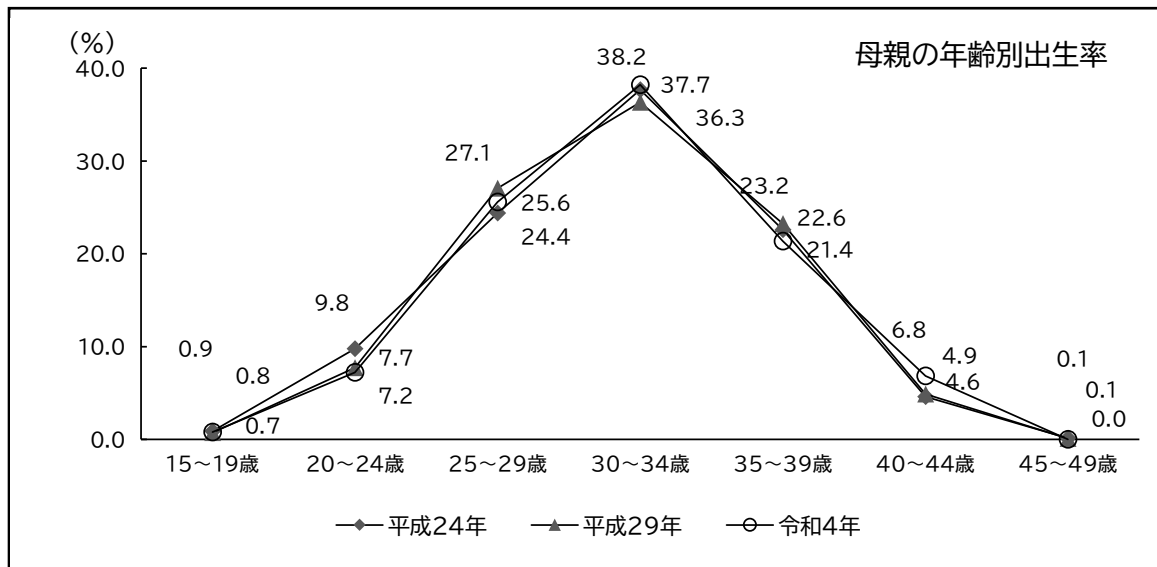
合計特殊出生率をみると、全国は平成 30 年以降、減少傾向にあり、令和 4 年に 1.26 となっています。また、京都府においても減少傾向にあり、令和 4 年に 1.18 となっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

⑤ 母親の年齢別出生率と出生数の推移（宇治市）

本市の母親の年齢別出生率の推移をみると、平成 24 年に比べ令和 4 年で、20～24 歳の割合が減少しているのに対し、40～44 歳の割合が増加していることから出産の高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

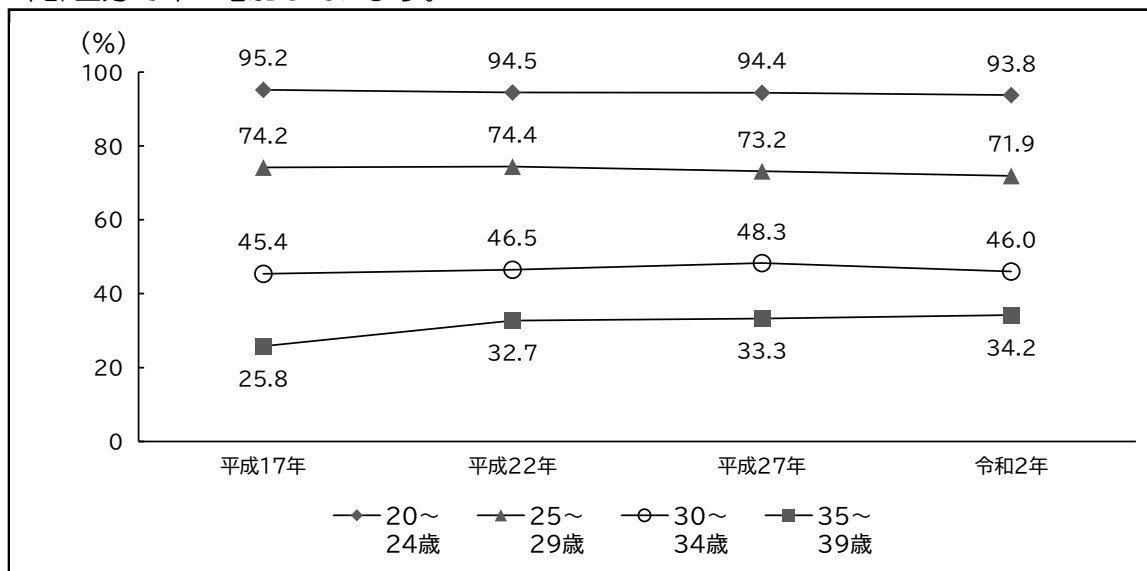
単位：人、() 内は率

区分	14歳以下	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
平成24年	0 (0.0)	13 (0.9)	146 (9.8)	365 (24.4)	564 (37.7)	338 (22.6)	69 (4.6)	2 (0.1)	0 (0.0)
平成29年	0 (0.0)	9 (0.7)	95 (7.7)	333 (27.1)	447 (36.3)	286 (23.2)	60 (4.9)	1 (0.1)	0 (0.0)
令和4年	0 (0.0)	8 (0.8)	72 (7.2)	255 (25.6)	381 (38.2)	213 (21.4)	68 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)

(3) 未婚率

① 男性の未婚率の推移（宇治市）

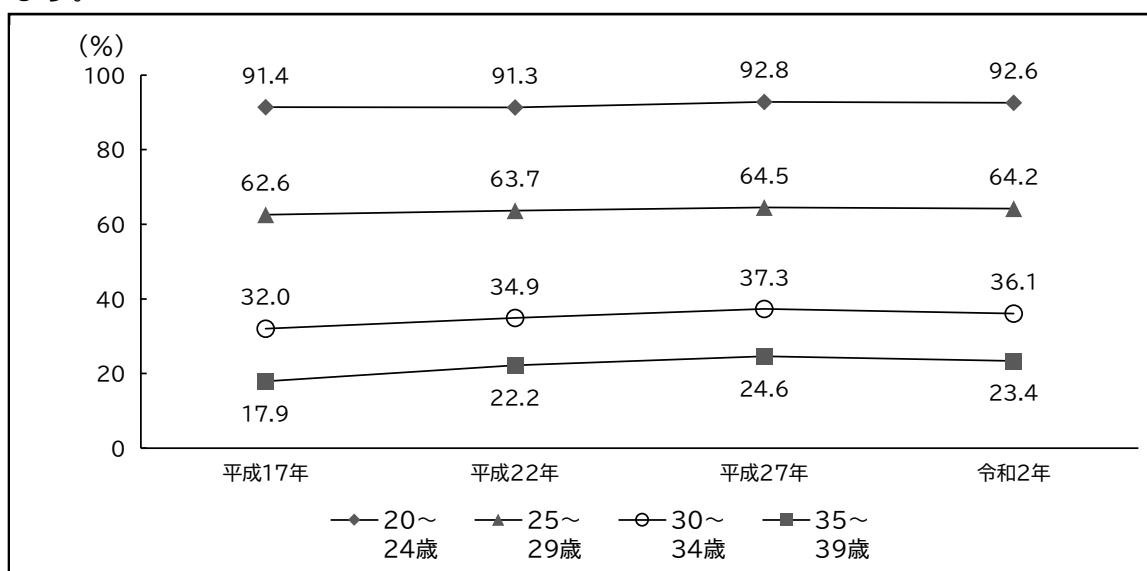
男性の未婚率は、20～24歳の年齢区分では年々減少していますが、35～39歳の年齢区分で年々増加しています。



資料：国勢調査

② 女性の未婚率の推移（宇治市）

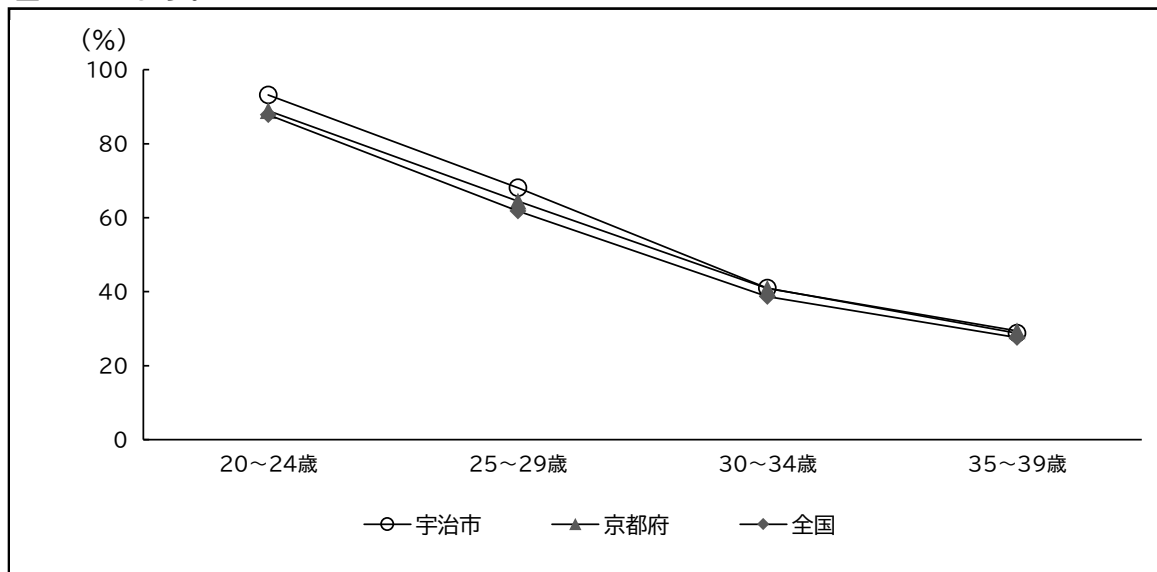
女性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけてすべての年齢区分で減少しています。



資料：国勢調査

③ 年齢別未婚率の比較

年齢別未婚率は、令和２年では、すべての年齢で、宇治市、京都府ともに全国を上回っています。



資料：国勢調査

単位：％

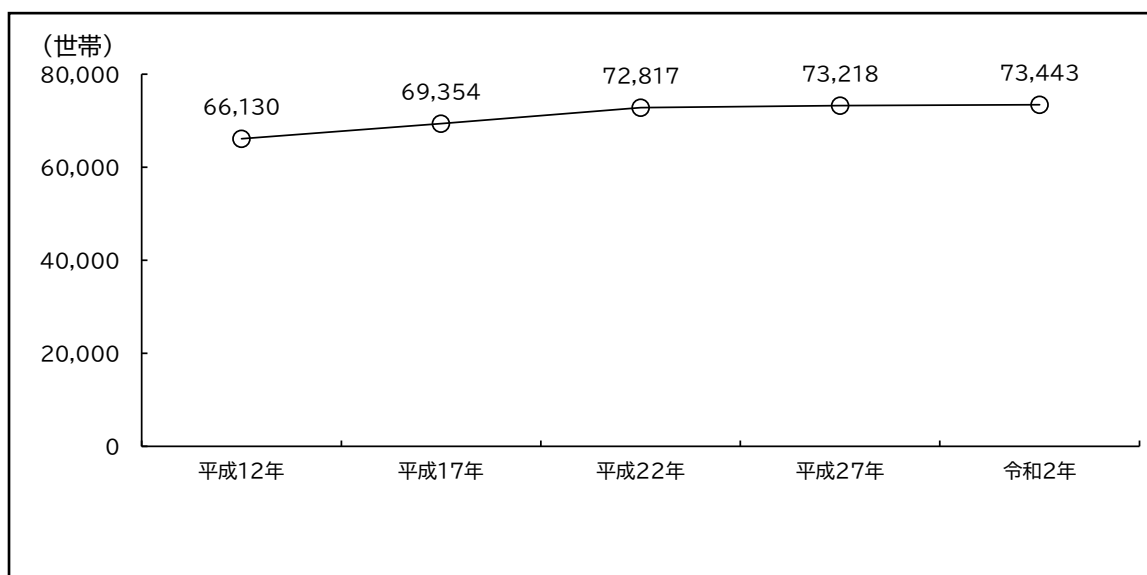
区分	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
宇治市	93.2	68.1	41.0	28.8
京都府	88.9	64.5	40.9	29.4
全国	87.8	61.8	38.7	27.6

2 世帯と就業の状況

(1) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移（宇治市）

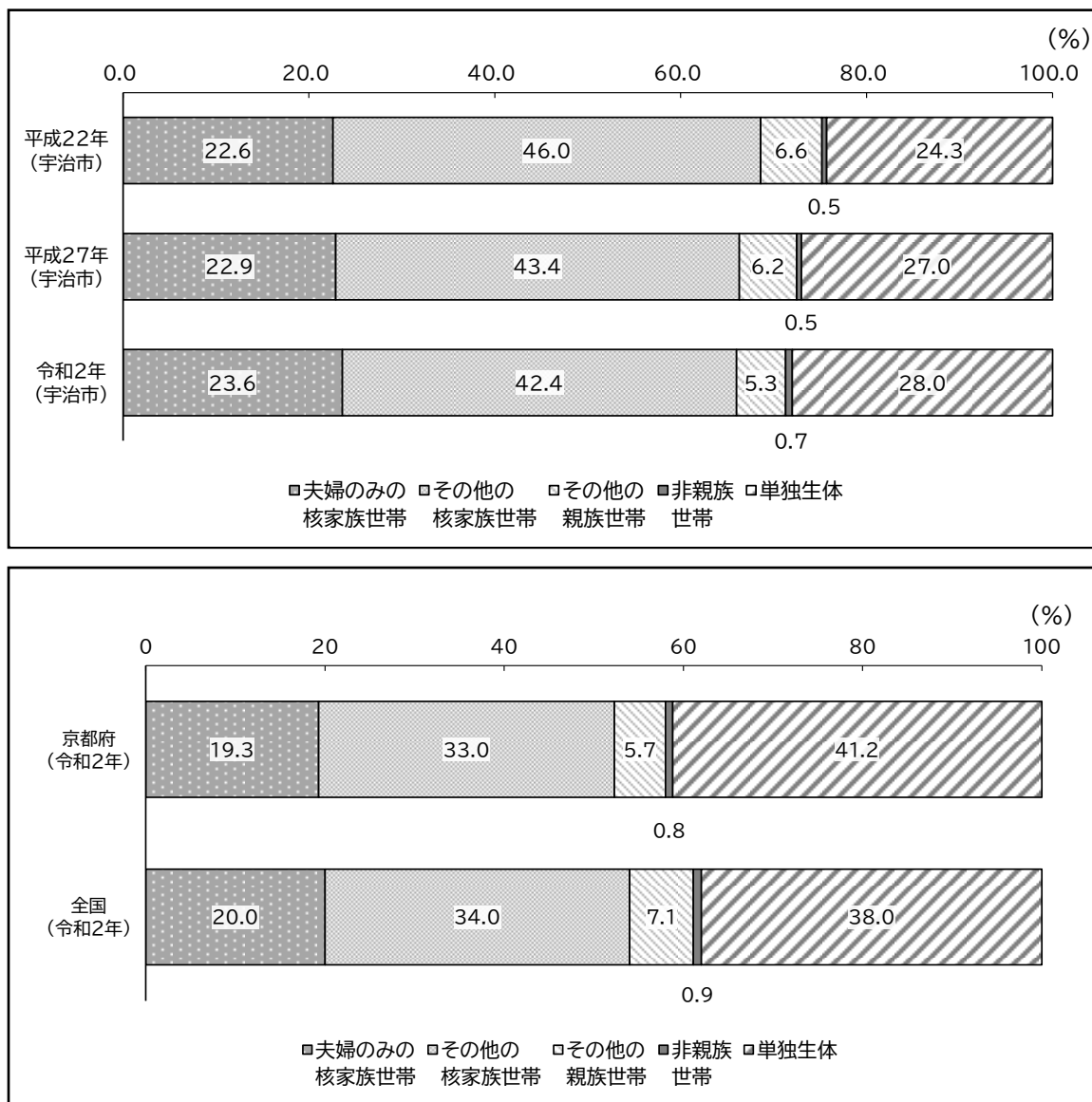
本市の一般世帯数は年々増加しており、令和 2 年には 73,443 世帯となっています。



資料：国勢調査

② 一般世帯の家族類型

一般世帯について、家族類型をみると、本市では平成 22 年から令和 2 年にかけて夫婦のみの核家族世帯と単独世帯の割合が増加しています。令和 2 年の京都府や全国と比べると、本市は核家族世帯の割合が高くなっています。

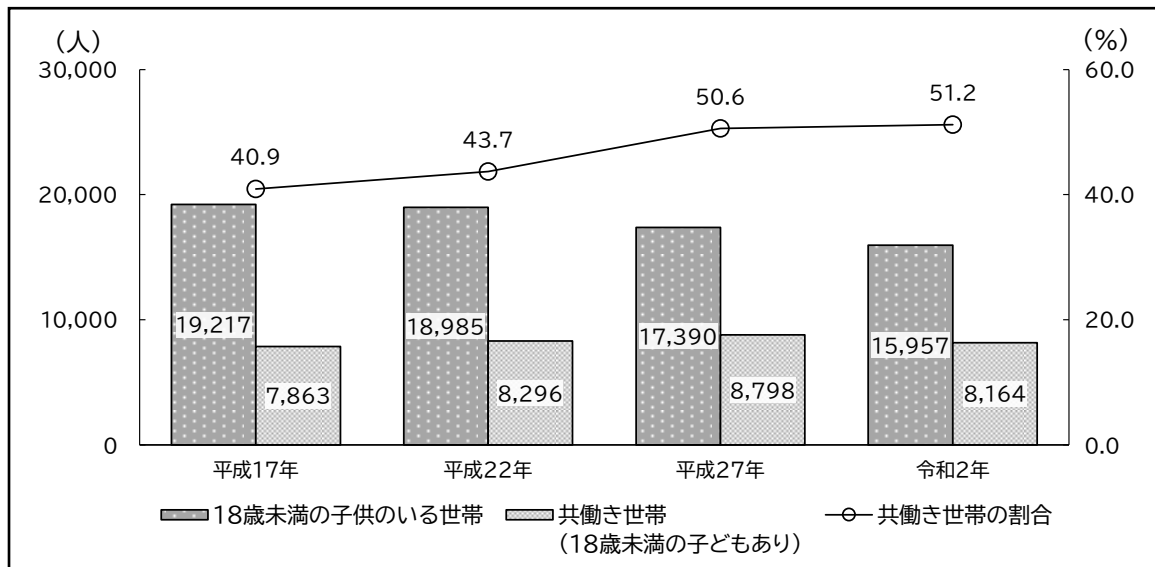


資料：国勢調査

- その他の核家族世帯：「夫婦と子どもの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」
- その他の親族世帯：「夫婦と両親の世帯」、「夫婦とひとり親の世帯」、「夫婦、子どもと両親の世帯」、
「夫婦、子どもとひとり親の世帯」、「夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）の世帯」、
「夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）の世帯」、
「夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）の世帯」、
「夫婦、子ども、親と他の親族の世帯」、「兄弟姉妹のみの世帯」、
「他に分類されない親族世帯」
- 非親族世帯：「2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯」
- 単独世帯：「世帯人員が1人の世帯」

③ 18歳未満の子どものいる共働き世帯の推移（宇治市）

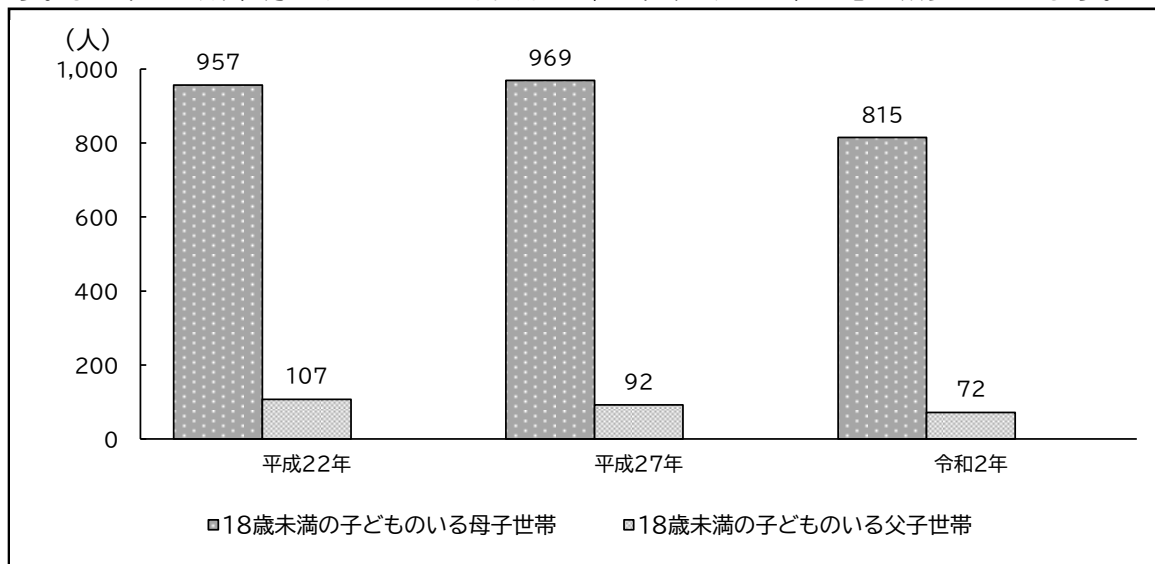
本市の18歳未満の子どものいる世帯は、年々減少しているものの、共働き世帯（18歳未満の子どもあり）の割合は、平成17年以降増加傾向にあり、令和2年には51.2%となっています。



資料：国勢調査

④ 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移（宇治市）

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、令和2年で815世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成22年に比べ減少しています。

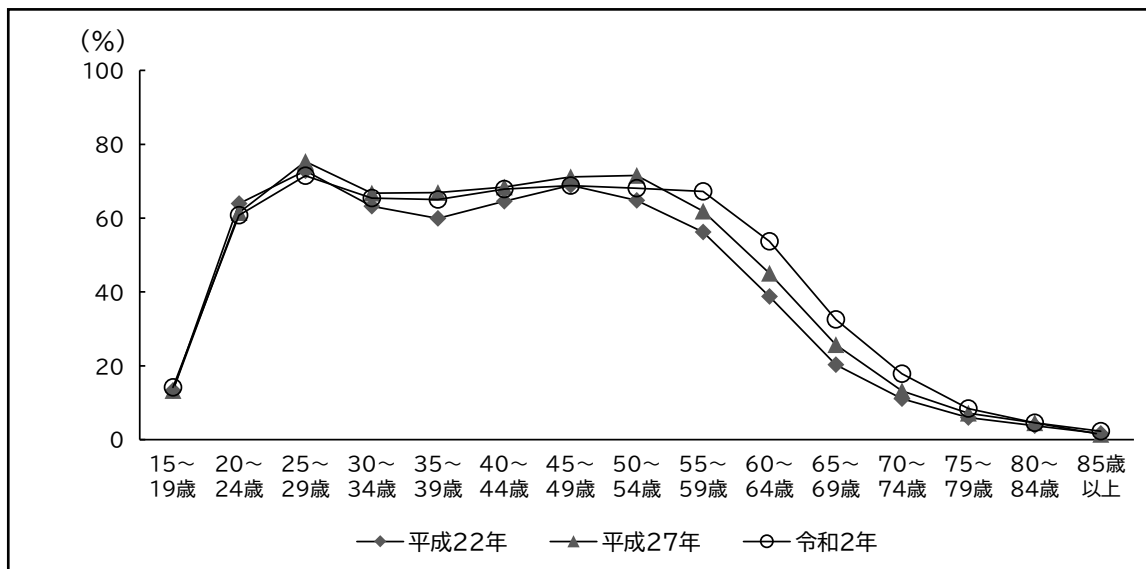


資料：国勢調査

(2) 就業の状況

① 女性の年齢別就労率の推移（宇治市）

本市の女性の年齢別就労率は、30歳代で一度落ち込み、40歳代でやや上昇するものの、その後は減少しています。令和2年の55歳以降の就労率は、平成22年、27年に比べると上昇がみられます。



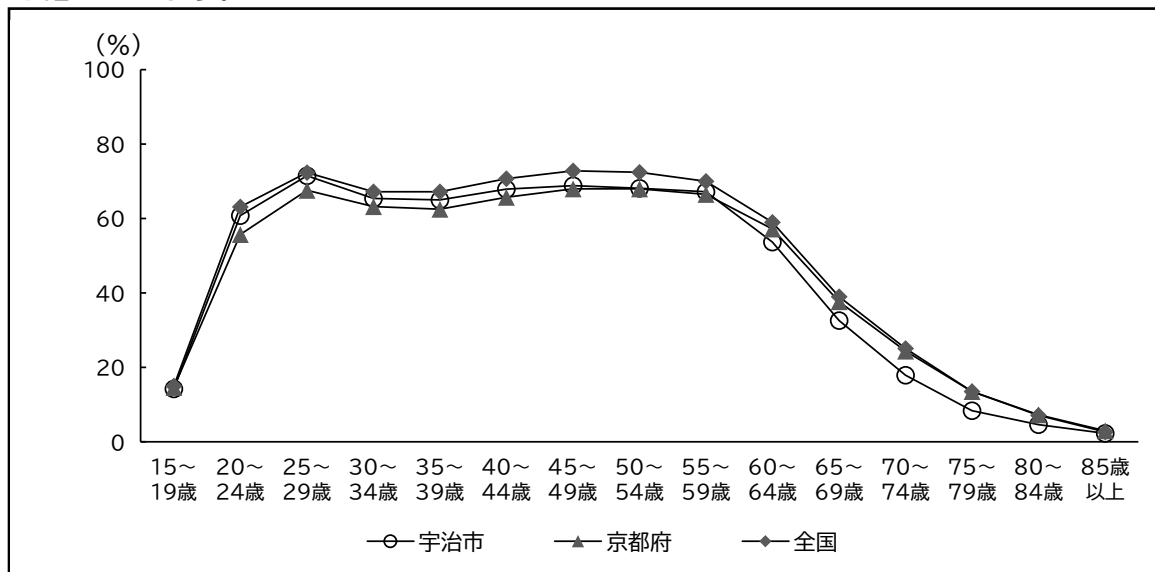
資料：国勢調査

単位：％

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	13.3	13.3	14.2
20～24 歳	63.9	61.5	60.8
25～29 歳	72.8	75.3	71.5
30～34 歳	63.2	66.8	65.4
35～39 歳	59.9	66.9	65.0
40～44 歳	64.6	68.4	67.9
45～49 歳	68.9	71.2	68.8
50～54 歳	64.8	71.6	68.1
55～59 歳	56.2	61.9	67.2
60～64 歳	38.8	45.1	53.7
65～69 歳	20.3	25.7	32.6
70～74 歳	11.1	13.2	17.9
75～79 歳	6	7.2	8.4
80～84 歳	3.8	4.6	4.6
85 歳以上	1.7	1.4	2.3

② 女性の年齢別就労率の比較

本市の令和２年における女性の年齢別就労率は、京都府、全国と同様にM字型曲線を描いています。



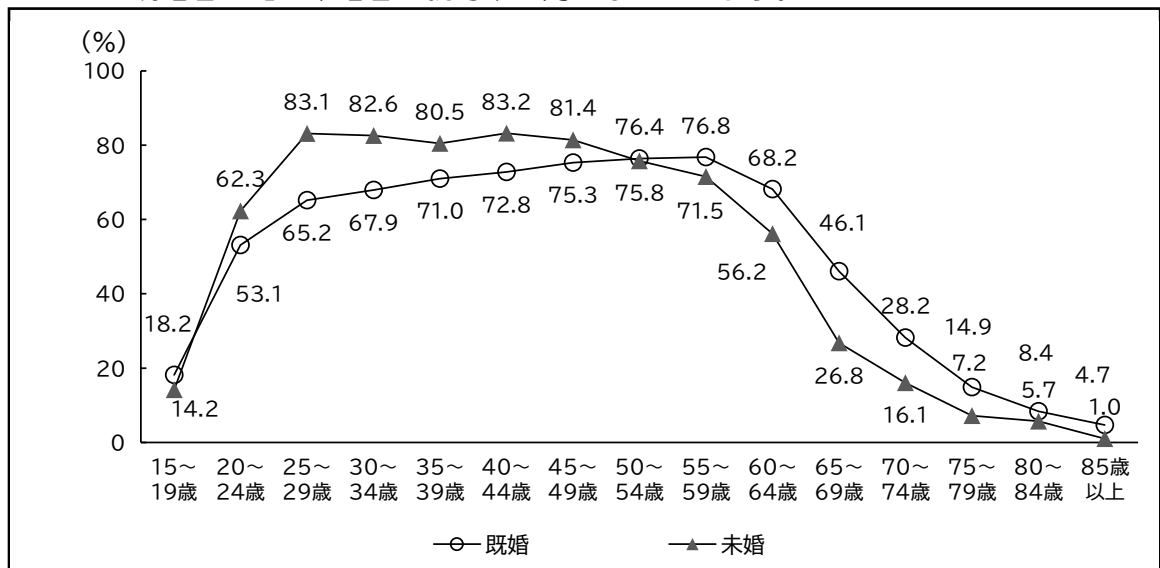
資料：国勢調査

単位：％

区分	宇治市	京都府	全国
15～19 歳	14.2	14.6	15.0
20～24 歳	60.8	55.7	63.1
25～29 歳	71.5	67.6	72.3
30～34 歳	65.4	63.2	67.2
35～39 歳	65.0	62.5	67.2
40～44 歳	67.9	65.7	70.7
45～49 歳	68.8	68.0	72.8
50～54 歳	68.1	68.0	72.4
55～59 歳	67.2	66.5	70.0
60～64 歳	53.7	57.2	59.0
65～69 歳	32.6	37.7	39.0
70～74 歳	17.9	24.4	25.1
75～79 歳	8.4	13.5	13.5
80～84 歳	4.6	7.3	7.1
85 歳以上	2.3	3.0	2.7

③ 女性の未婚・既婚の年齢別就労率の比較（宇治市）

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就労率をみると、特に20歳代から40歳代において既婚者に比べ未婚者の就労率が高くなっています。



資料：国勢調査

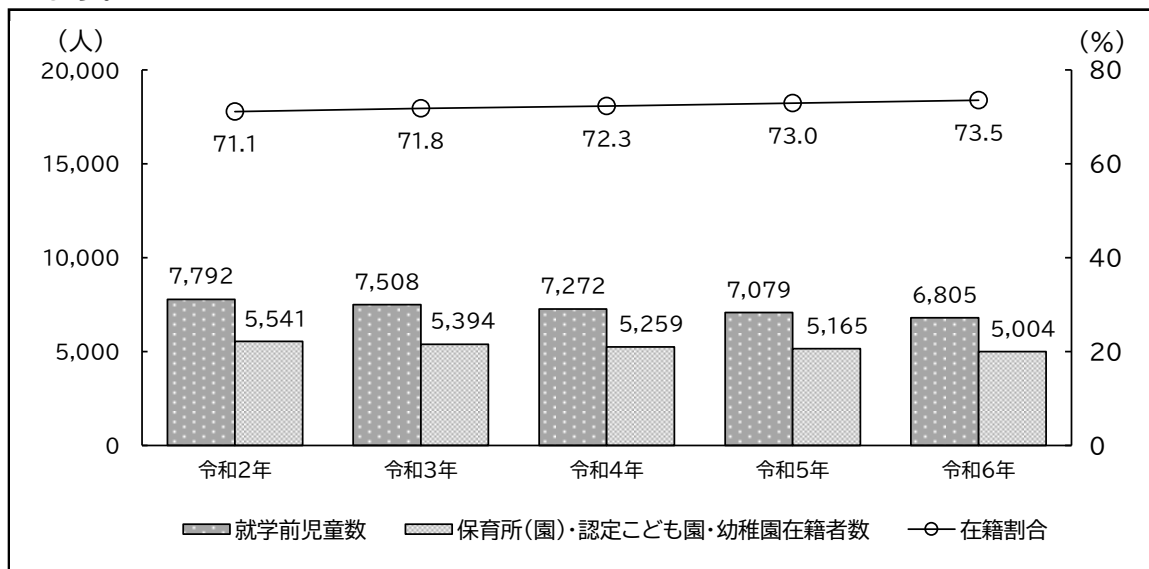
単位：％

区分	既婚	未婚
15～19歳	18.2	14.2
20～24歳	53.1	62.3
25～29歳	65.2	83.1
30～34歳	67.9	82.6
35～39歳	71.0	80.5
40～44歳	72.8	83.2
45～49歳	75.3	81.4
50～54歳	76.4	75.8
55～59歳	76.8	71.5
60～64歳	68.2	56.2
65～69歳	46.1	26.8
70～74歳	28.2	16.1
75～79歳	14.9	7.2
80～84歳	8.4	5.7
85歳以上	4.7	1.0

3 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の状況

（１）就学前児童数に占める在籍割合

本市の就学前児童数は、年々減少しているものの、在籍割合は、増加傾向となっています。



資料：就学前児童数は住民基本台帳（各年４月１日現在）

保育所（園）・認定こども園・幼稚園在籍者数は保育支援課、政策推進課（学校基本調査）
（各年５月１日現在）

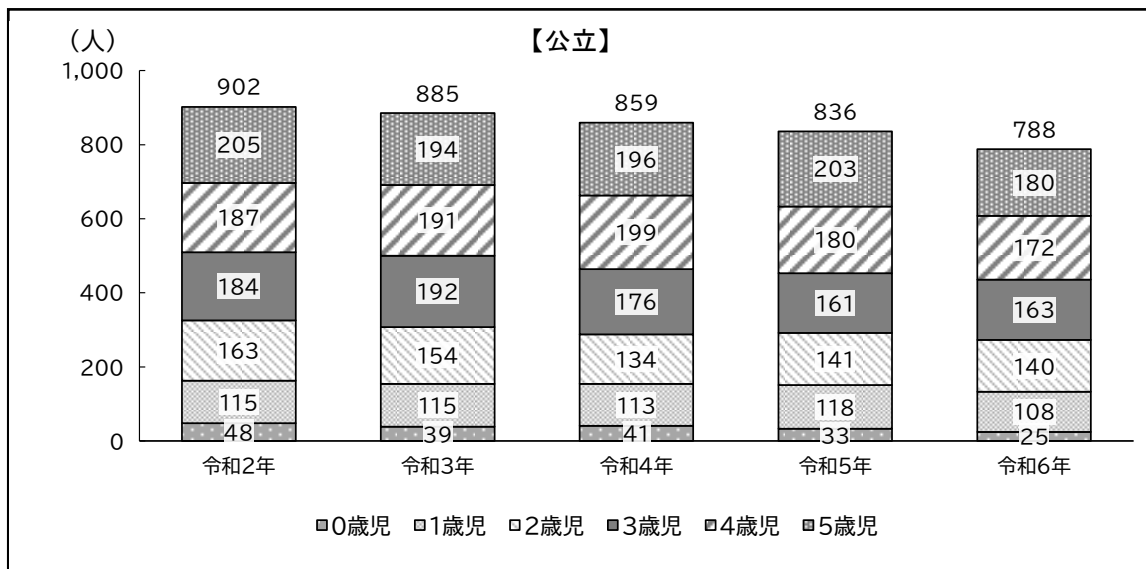
※本表における就業前児童数は、宇治市内在住で宇治市外の施設に在籍する児童を含む
宇治市外在住で宇治市内の施設に在籍する児童は含まない

(2) 保育所・認定こども園

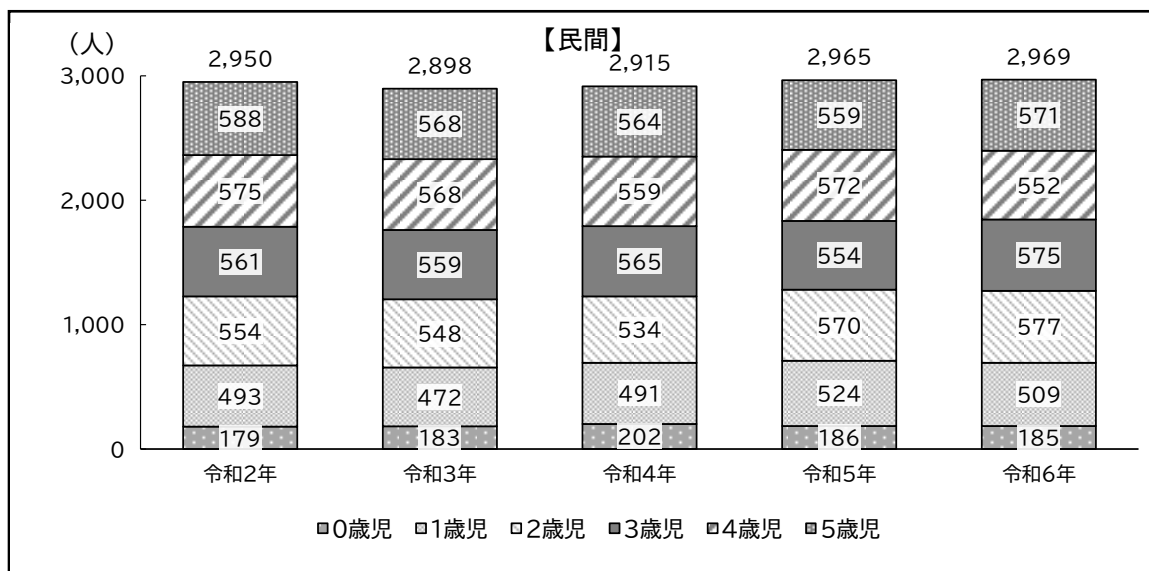
① 保育所・認定こども園の在籍者数の推移（宇治市）

公立保育所は現在7か所となっており、在籍者数は、令和2年以降減少しています。

民間保育園・認定こども園は現在19か所となっており、在籍者数は令和4年以降、増加傾向にあります。



区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所



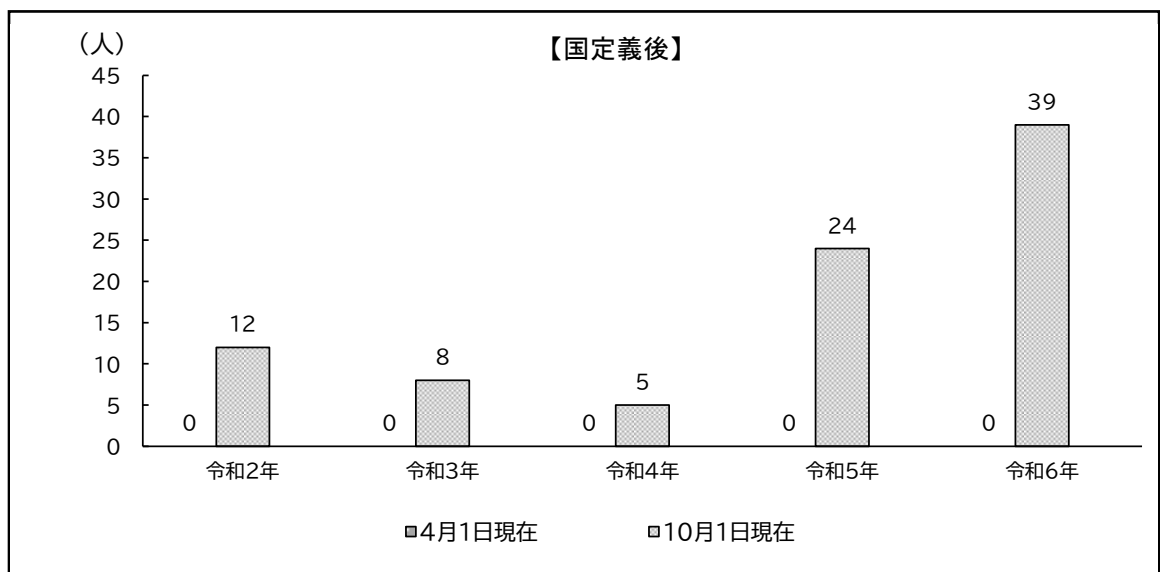
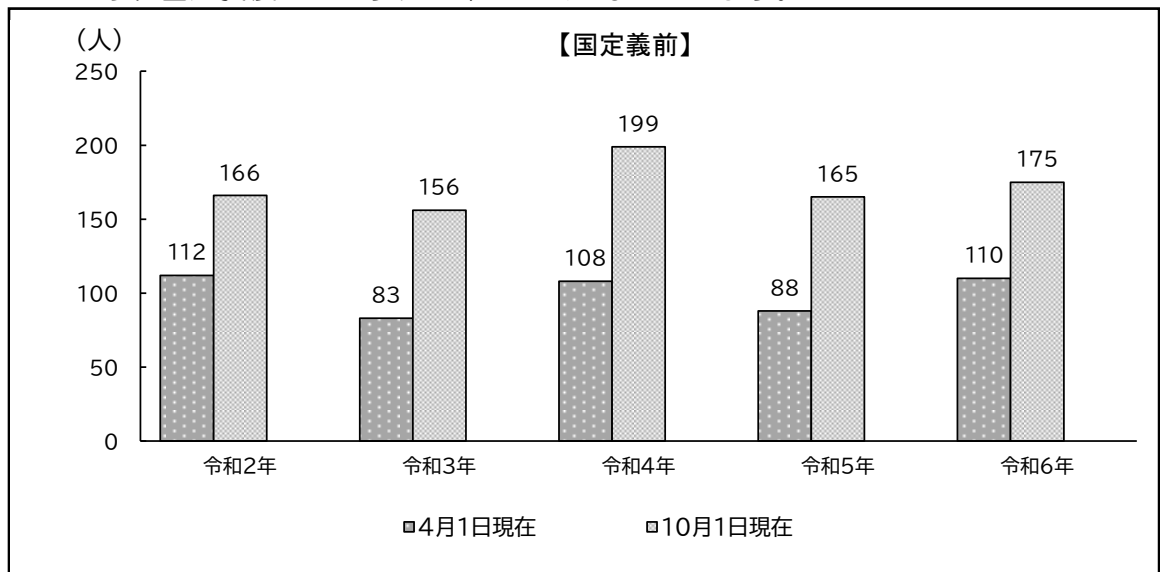
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

資料：保育支援課（各年5月1日現在）

※年齢別の入所児童数については、認定こども園の1号認定児を含まない

② 待機児童数の推移（宇治市）

4月1日現在の待機児童数は、令和2年度以降、国定義前では100人前後で推移しており、国定義後ではいずれの年も0人となっています。



※国定義前 … 保育所に入所申請し、保育所に入所できない児童数。

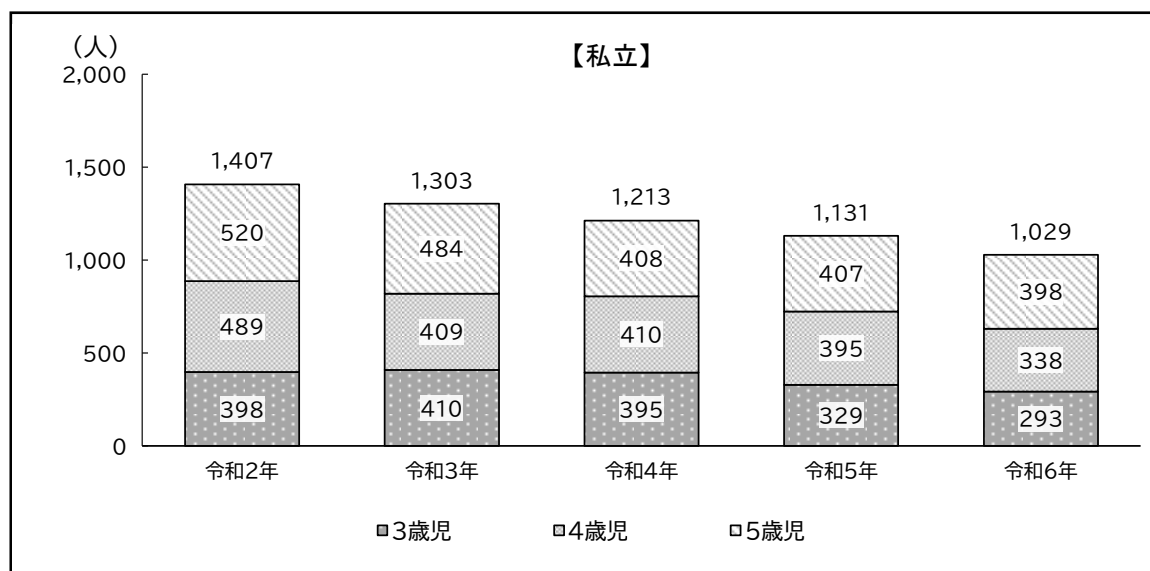
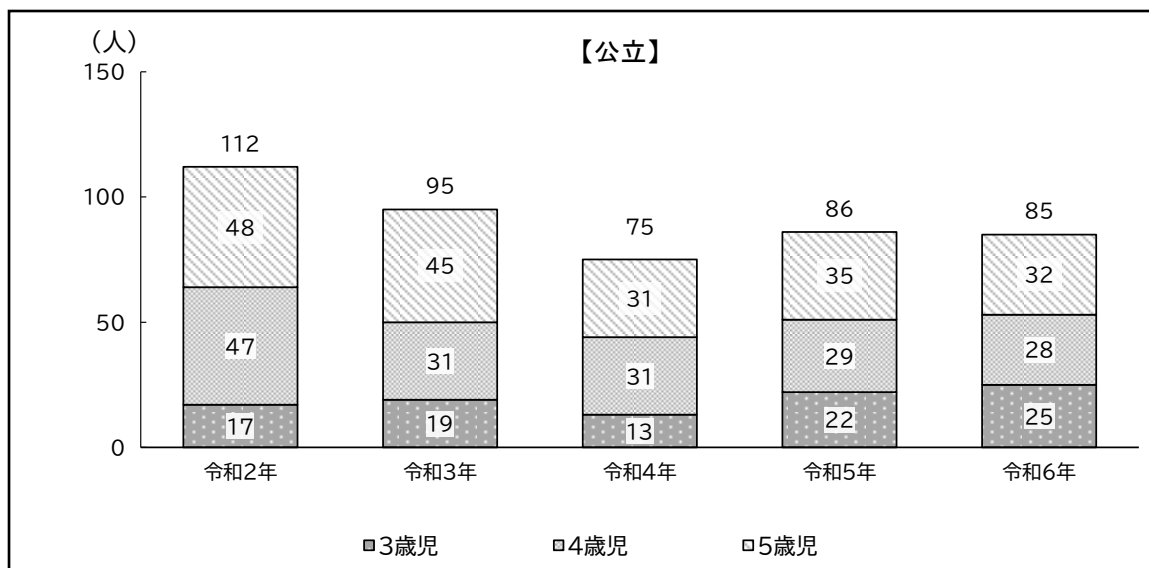
※国定義後 … 国定義前の待機児童数から、保護者が求職活動中の児童、家庭的保育事業等に入所中の児童、他に入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している児童を除いた児童数。

(3) 幼稚園

① 幼稚園の在籍者数の推移（宇治市）

公立幼稚園の在籍者数について3歳児は、令和2年と比較して増加していますが、4歳児、5歳児は、令和4年以降横ばいの状態にあります。

私立幼稚園の在籍者数は、3歳児、4歳児、5歳児ともに令和2年と比較して減少しています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

4 子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育）

市内の保育所・認定こども園で、各保育時間を超えた保育を行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
利用者数	2,153 人	2,016 人	2,199 人	2,092 人	2,118 人

※「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の合算

(2) 保育所等一時預かり

市内の保育所・認定こども園で、保護者の病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、一時的に子どもを預かっています。

令和2年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しました。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
利用者数	7,438 人	4,411 人	3,186 人	4,507 人	4,386 人

(3) 病児・病後児保育事業

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児型は、市内の医療施設で実施しており、体調不良児対応型は、市内の保育所・認定こども園で実施しています。

令和2年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しましたが、その後は、徐々に増加しています。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児型	実施箇所数	3 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	1,418 人	199 人	473 人	612 人	876 人
体調不良児対応型	実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	利用者数	2,384 人	1,326 人	2,356 人	2,521 人	3,287 人

(4) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。本市では、JR 宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）内にセンターを開設しています。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ利用者数	1,514 人	1,456 人	1,486 人	1,302 人	796 人

(5) 育成学級（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	24 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
利用者数	2,257 人	2,505 人	2,349 人	2,407 人	2,394 人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施箇所数	2 か所	2 か所	5 か所	5 か所	6 か所
延べ利用者数	15 人	36 人	51 人	54 人	86 人

（７）地域子育て支援拠点事業（０～２歳）

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

令和２年度に、新型コロナウイルスの影響などもあり、大きく減少しましたが、その後は、徐々に増加しています。

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
延べ利用者数	20,394 人	15,032 人	16,338 人	24,352 人	26,173 人

（８）利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
相談件数	1,514 件	1,070 件	917 件	1,217 件	1,114 件

（９）乳児家庭訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの体重測定、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問件数	1,045 件	1,041 件	1,035 件	1,004 件	977 件

（１０）子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などの支援が必要な家庭を訪問し、養育環境の改善を図るために実施する事業です。本市では、令和５年度から実施しています。

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問件数	—	—	—	—	25 件

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	1,892件	2,087件	2,081件	2,230件	2,666件

(12) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行っています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳 交付数	1,194件	1,131件	1,071件	1,008件	993件

5 その他の状況

(1) 公園

公園の状況は、都市公園が182か所、その他の公園が331か所と、都市公園が全体の4割近くを占めています。都市公園の内訳をみると、街区公園が151か所で約83.0%、緑地・緑道が24か所で13.1%を占めています。

単位：か所

区分	総数	都市公園						その他の公園
		地区公園	近隣公園	総合公園	特殊公園	街区公園	緑地・緑道	
箇所数	513	3	1	1	2	151	24	331

資料：公園緑地課（令和6年3月末現在）



西宇治公園

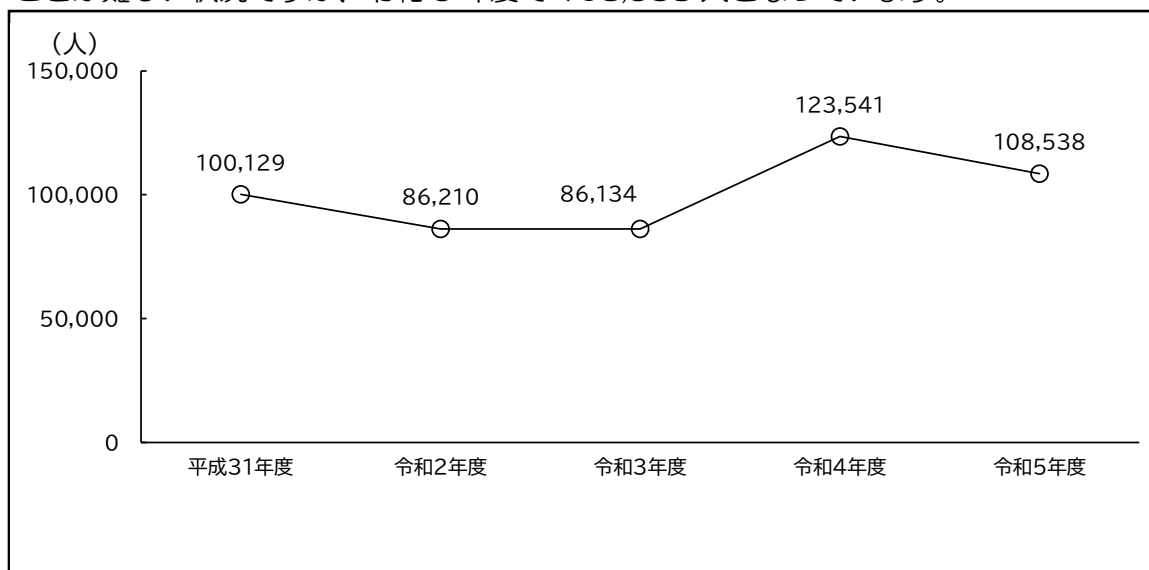


夏の遊び場



(2) 植物公園の利用者数の推移

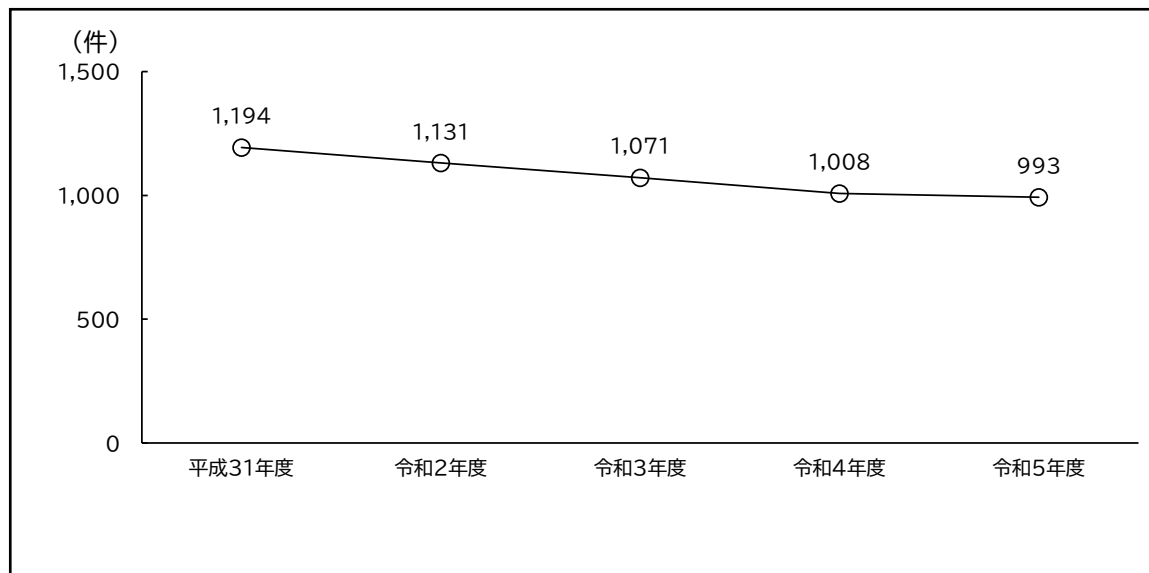
植物公園の利用者数の推移は、新型コロナウイルスの影響もあり、傾向を分析することが難しい状況ですが、令和5年度で108,538人となっています。



資料：公園緑地課

(3) 母子健康手帳交付状況

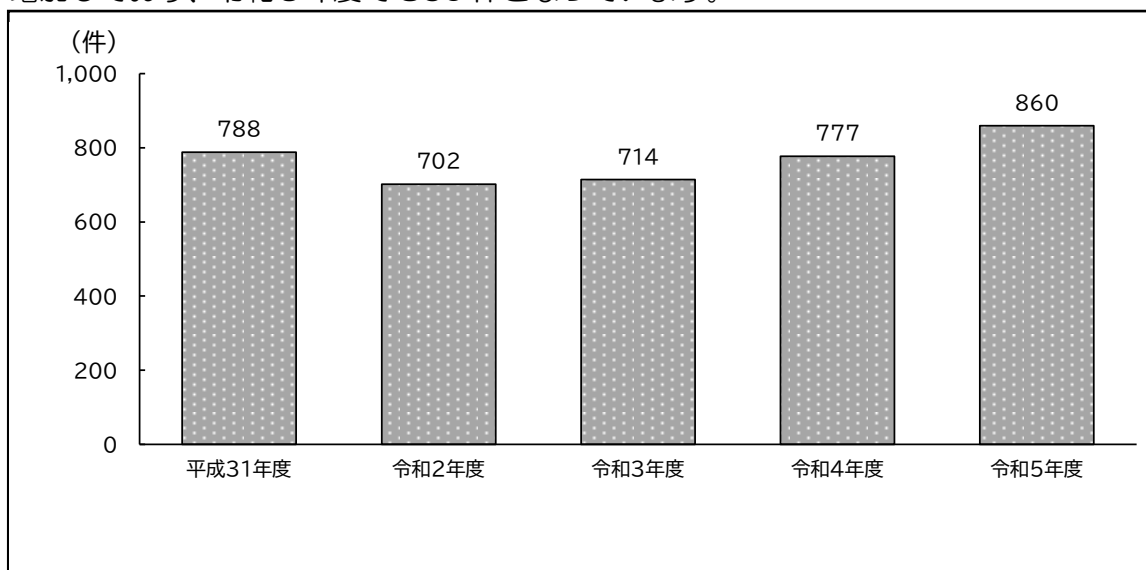
母子健康手帳交付数は、年々減少しており、令和5年度で993件となっています。



資料：保健推進課

(4) 児童虐待対応件数の推移

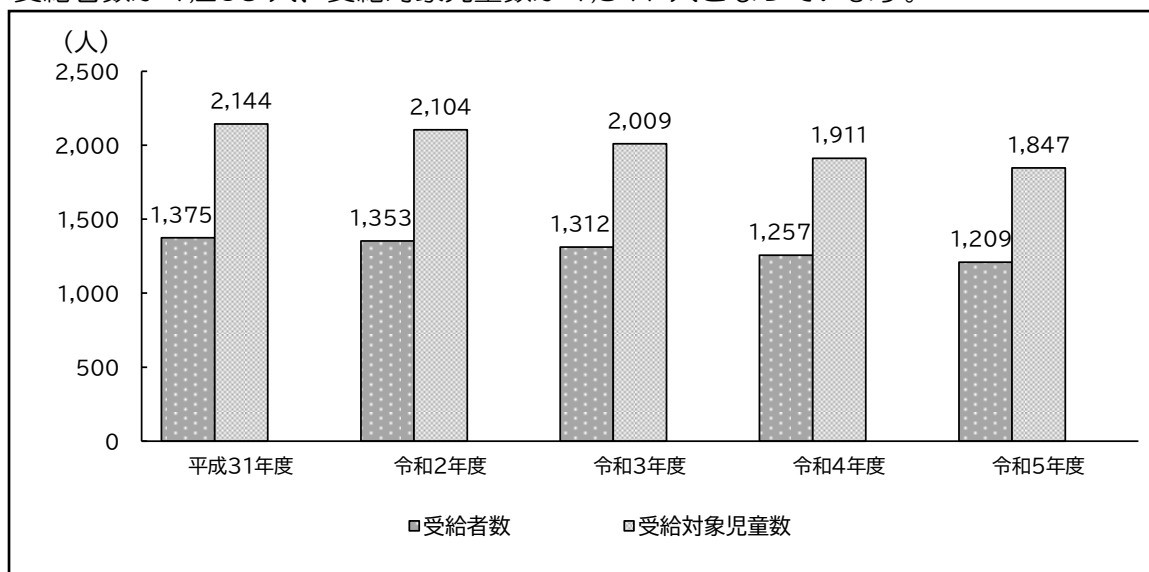
本市の児童虐待相談対応件数は、令和2年度に一度減少したものの、その後は年々増加しており、令和5年度で860件となっています。



資料：こども福祉課

（５）児童扶養手当受給者数の推移

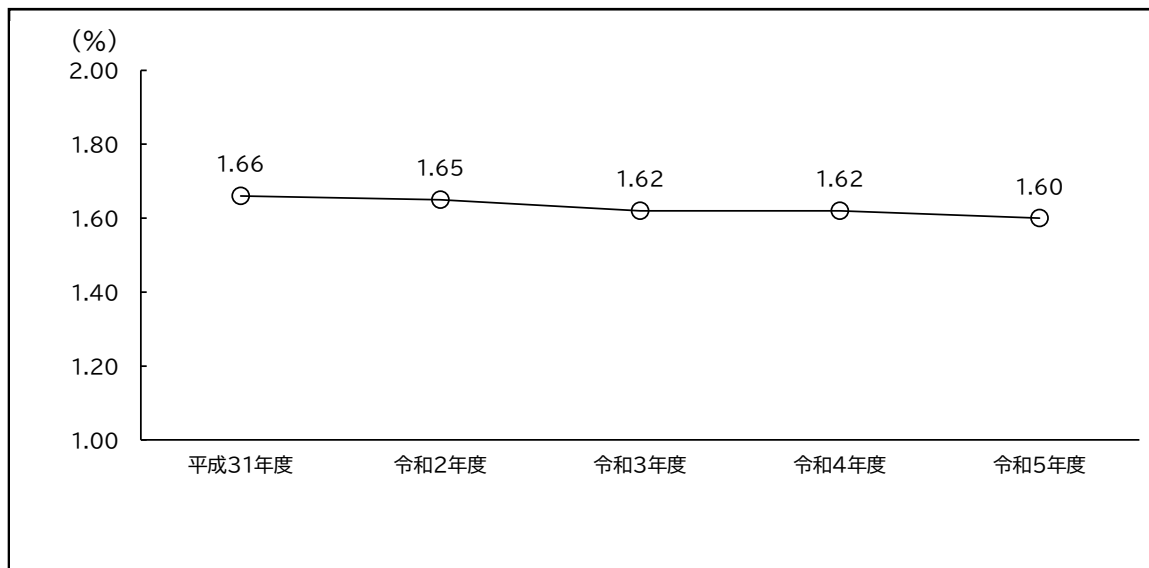
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、年々減少しており、令和５年で受給者数が 1,209 人、受給対象児童数が 1,847 人となっています。



資料：こども福祉課

（６）生活保護率の推移

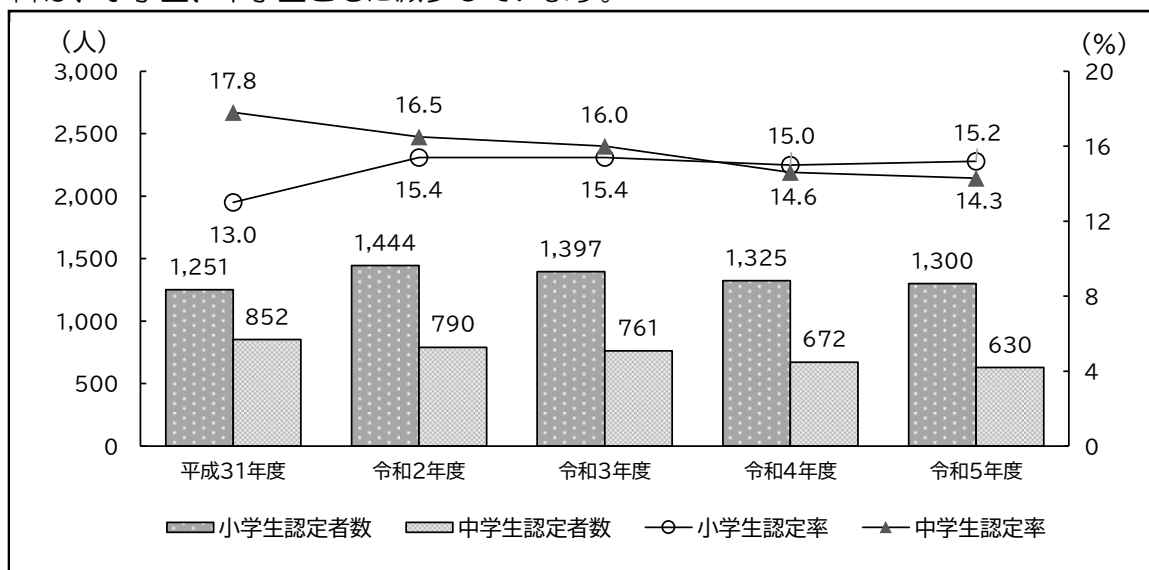
本市の生活保護率は、令和５年度では 1.60%となっています。



資料：生活支援課

(7) 就学援助認定者数の推移

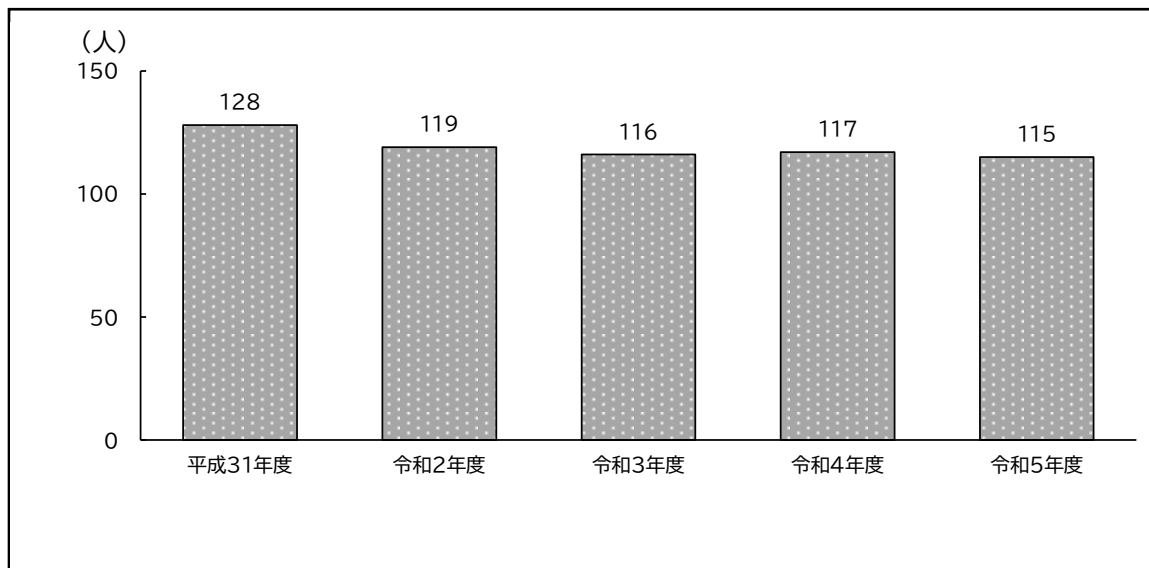
就学援助認定者数及び認定率は、令和2年度に小学生で上昇がみられましたが、以降は、小学生、中学生ともに減少しています。



資料：学校教育課

(8) 身体障害者手帳の交付状況（18歳未満）

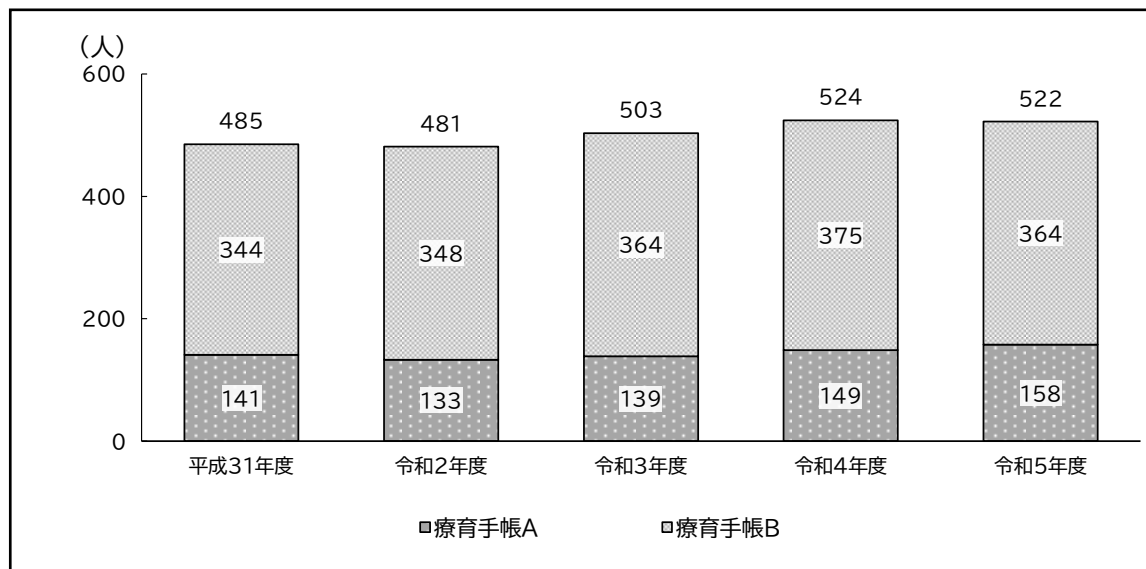
身体障害者手帳の交付状況は、令和2年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：障害福祉課

（９）療育手帳の交付状況（18 歳未満）

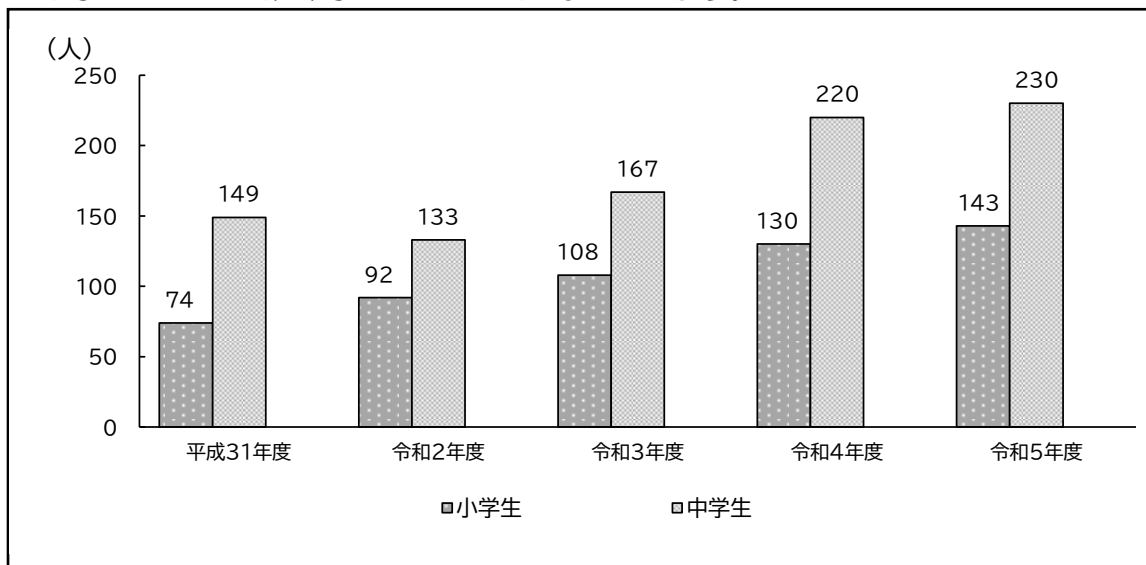
療育手帳の交付状況は、療育手帳A、療育手帳Bともに令和元年度と比較して増加しており、令和5年度では療育手帳Aが158人、療育手帳Bが364人となっています。



資料：障害福祉課

（10）小・中学校における不登校児童生徒数の推移

本市の不登校児童生徒数（不登校を理由として年間30日以上欠席している児童生徒数）は、小学校、中学校ともに令和元年度と比較して増加しており、令和5年度には小学生が143人、中学生が230人となっています。



資料：教育支援課

6 「第2期子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

主な取組として、保育所等への保健師・栄養士・障害児保育指導員等による助言・指導の実施や、予防接種法に基づく予防接種の周知・啓発、妊婦全員との面談の実施、乳幼児への食育推進、乳幼児相談、発達相談、小中一貫教育の推進など様々な取組を継続するとともに、妊婦伴走型支援事業、こども誰でも通園制度等の新たな取組を行いました。

就学前教育・保育の質の向上を図るため、保幼小連携、発達・子育て支援、研究・研修の3つの柱の取組を進めるなど、子どもの健やかな成長発達への支援に努めてまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、「児童の権利に関する条約」や「人権三法」の趣旨をふまえて対応していくとともに、関係機関との連携については、個人情報保護にも十分配慮しつつ、そのあり方を引き続き検討していく必要があります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境

づくりの推進

主な取組として、有料広告事業を活用した「宇治子育て情報誌」や「LINE」などを活用した子育て情報の発信、子育て支援拠点での子育て相談や、市役所1階市民交流ロビーで開設している「来庁者子育て支援コーナー」における子どもの一時預かり、各種事業紹介や子育て相談を実施しました。また、妊婦面談の実施やパパママ教室、産後ケア制度の拡充や乳児家庭全戸訪問や誰でも通園制度など安心して子どもを生み育てられる環境づくりにも取り組んできました。

今後も引き続き、妊娠、出産、産後、子育ての不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう体制整備の充実を行い、支援が必要な家庭に対し、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と本市が連携した切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、産科・小児科等が確保される必要があります。地域偏在が生じないように、現在の産科・小児科の医療体制が維持されるよう努めるとともに、産科・小児科が少ない地域については、さらに確保できるよう取り組みます。

基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

主な取組として、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図ることができ、子育てに関する相談や情報提供などを行うために、市内全10中学校区に設置している地域子育て支援拠点において、利用者数は令和5年度に延べ6万人を突破しました。

また、宇治学との連携事業の実施や放課後子ども教室の実施、認定こども園等での園庭開放の実施、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動による子育て支援、生涯学習関連施設における子ども向けのイベントの開催、乳幼児の時期から絵本に親しむための図書館でのおはなし会の充実など、継続して地域で子育て支援ができる様々な取組を進めてきました。

令和3年度からは、子育てにやさしいまち実現プロジェクトを中宇治エリアにて開始し、令和5年度には、対象エリアを黄檗・木幡、小倉を含めた3地域に拡大し、こども未来キャンパス事業や子育ておうえん環境整備事業等、地域で子育てをする機運の醸成に取り組んでまいりました。今後は、子育てにやさしいまち実現プロジェクトを全市的に広げていくことが必要となります。

一方、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「援助会員（子育て等のお手伝いをしたい人）」の新規登録数が伸び悩んでおり、「依頼会員（子育て等の手助けをしてほしい人）」の希望に沿った利用ができるよう、会員確保を図る必要があります。

令和6年に実施したニーズ調査においては、子どもの回答において、近所の人とあいさつをするかとの質問に「よく自分からする」、「ときどき自分からする」が減少し、「あまり自分からはしない」、「ほとんど自分からはしない」が増加しています。一方で、自由記述では、「安心・安全に暮らせるまち」や「人とのつながりのあるまち」を求める声が多く、地域のつながりの希薄化に歯止めをかけ、人と人とがつながる、子どもにやさしい地域づくりが必要であり、今後も引き続き地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

主な取組として、保育所・認定こども園等の定員増加、育成学級は専用施設の新設等による定員増加、ショートステイの委託団体の増加など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。さらに、保育所における病児保育（体調不良児対応型）の実施園の増加や、市立幼稚園での預かり保育の実施、放課後子ども教室の実施、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動など、保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組んできました。

令和6年ニーズ調査では、子育てを主に行っている人は、「父母ともに」の割合が就学前・小学生の保護者において50%を超えており、令和元年度の調査結果よりも増加しています（中・高校生保護者は横ばい）。さらに、子どもが病気やけがで学校や保育所等を休んだ際の対応の質問に、「父親が休んだ」が増加しており、日数についても「7日以上」が増加しており、子育てを行う父親の割合は増加傾向にあると言えます。また、母親・父親ともにフルタイムで就労している割合が増加しており、放課後児童クラブ（育成学級）の利用を希望する割合は60%を超えています。

近年の女性の就労率の上昇による学童保育のニーズを注視するとともに、保育の受け皿と保育人材の確保とともに教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。また、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することも求められています。

基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

主な取組として、宇治市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・調整会議・個別ケース会議等による児童虐待に関する情報共有のほか、18歳未満の児童がいる家庭を対象とした専門相談員によるこども家庭相談、地域子育て支援拠点や来庁者子育て支援コーナーでの相談対応、それぞれの相談窓口と関係機関との連携、妊娠期からの相談体制の充実によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭に対する相談対応や各種制度の実施、障害のある児童に対する各種給付事業の実施など、配慮を要する児童のいる家庭への支援に取り組んできました。

また、児童扶養手当の多子加算額の倍増、全部支給の所得制限の引き上げなど、ひとり親家庭への経済的支援の拡充に加え、府と連携した里親制度の普及・啓発活動の充実や、民間事業者による放課後デイサービス事業を継続的に実施しています。

令和4年度にはヤングケアラー専用窓口を設置、さらに、令和6年度には、体制を強化したこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実施や、関係機関との連携強化など、配慮を必要とする家庭への取組を進めてきました。

配慮を必要とする家庭に対して、相談対応の充実や児童虐待防止の取組をさらに進めるため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を一層強化し、要保護児童対策地域協議会における活動の充実や児童虐待防止の広報・啓発に今後も努め、子どもの虐待相談への対応を引き続き強化する体制を構築する必要があります。

また、医療的ケア児や、発達に課題のある子どもへの支援として、各種健診や相談等を通じて、障害の早期発見・早期支援の充実に取り組んでいくとともに、ひとり親家庭に対し、自立に向けた支援を強化していく必要があります。

7 「子どもの貧困対策推進計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

主な取組として、生活困窮世帯等の子どもの学習支援、すべての小中学校に外部講師を招いてのスマートフォン講座の開催、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置など、健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、生まれ育った環境に左右されず、誰もが健やかな成長と発達が等しく保障され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう確かな学力と「生きる力」が身につく取組が必要となります。

基本目標2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

主な取組として、妊娠・出産時に経済的支援を行うとともに、出産や育児等に関する相談支援を行う出産・子育て応援サポート事業、小中学校就学援助、世帯の所得に応じた放課後児童クラブ（育成学級）協力金の減額、ひとり親家庭自立支援事業等に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、生活保護・生活困窮者世帯、ひとり親に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行うことが必要となります。

基本目標3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

主な取組として、ひきこもりやヤングケアラー専用窓口等の各種相談窓口の充実、子育て情報誌や生涯学習情報 UJI、SNS によるわかりやすい情報提供、NPO 等による子育て支援事業の充実等に取り組んでまいりました。

引き続き施策を実施するにあたっては、地域・関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図るとともに、貧困対策に関する情報発信を充実し、国・府と連携しながら、貧困対策のための充実を図ることが必要となります。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

宇治市では、「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとにこれまでの成果と課題をふまえて新たに「宇治市子どもまんなかプラン」として展開していきます。

(1) 「子どもの視点」に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは家族の愛情のもとに養育され、自らも家族や社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。「子どもの視点」に立ち、子どもの意見を尊重しながら、幼児期の人格形成を培う教育・保育が良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、生まれた環境に左右されず、誰もが健やかな成長と発達が等しく保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

(2) 「家庭の視点」に立った支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、子育てをするすべての家庭及び子どもを対象として、それぞれのニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させ、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、「家庭の視点」に立ち、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、特に配慮を要する家庭には適切な支援を広げ、子育ての不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる取組を進めます。

(3)「地域社会の視点」に立った支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

「地域社会の視点」に立ち、地域の実情をふまえ、子育てにやさしいまちをみんなでつくるために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく社会全体で子育てを支えることができるような仕組みづくり、まちの風土づくりに取り組みます。

2 基本理念

本計画は、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を引き継ぎつつ、子どもの成長を地域全体で支える風土、子育て環境づくりを、子ども、子育て当事者、関係機関、行政の“みんなで”作りあげ、「子どもの夢と笑顔を育むまち」の実現することを目指して、以下のように基本理念を定めます。

配慮を要する家庭も含めたすべての人が子育てに喜びと希望を持ち、宇治で子育てをしたい、してよかった、“宇治の子育てめっちゃいいやん”と思えるような、子育て・子育て支援の環境整備に宇治市にかかわる全員で取り組みます。

みんなでつくる 子どもの夢と笑顔を育むまち 宇治



3 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 「子どもまんなか」のまちづくりの推進

子どもが権利をもつ主体であるという認識のもと、子どもの意見を尊重し、誰もが健やかに、安心して成長できるまちづくりに努めます。

すべての子どもが、いじめや犯罪といった様々な障害に妨げられることなく、将来に対して夢や希望を持って成長し、それを社会全体として応援できるまちづくりを進めていきます。

■施策の方向性

- (1) 子どもの人権を大切にする取組の推進
- (2) 子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 子どもの夢を応援する取組の推進

基本目標2 安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実

子育てに関する相談体制や情報提供の充実や経済的支援の充実により、様々な子育てや教育に関する不安や負担感の軽減をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、男性の家事・子育てへの参加により、共働きや共育ての推進など、男女共同参画による子育てを促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

■施策の方向性

- (1) 子育ての相談や適切な情報提供手段の充実
- (2) 【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (3) 【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり
- (4) 子育てや教育の経済的負担への支援の充実
- (5) 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

基本目標3 配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進

障害のある児童やひとり親家庭の児童等、配慮が必要な子どもや保護者、家庭を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれのニーズに応じた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待防止、ヤングケアラー、医療的ケア児への支援をさらに進めるとともに、相談対応の充実を図ります。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待防止、ヤングケアラー等への対応の充実
- (2) 障害等、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援

基本目標4 人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

行政や子育て・子育てに関わる団体だけではなく、まちに暮らすすべての人がネットワークを築くことにより、地域の大人たちが子どもや子育てを見守り、まち全体で子どもの育ちを支える風土が醸成されるための取組を行うとともに、まちじゅうで様々な遊びや体験、交流できる場をつくり、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを行います。

また、これら取組を推進するため、「子育てにやさしいまち実現プロジェクト」として、地域で活動されている方々と連携しながら、子育てしやすい環境整備や、地域で子どもの育ちを支援する機運の醸成などに着目した施策展開に部局横断で取り組みます。

■施策の方向性

- (1) 地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり
- (2) まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進
- (3) 地域・関係機関とのネットワークの充実強化



基本目標5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学力の育成や誰もが健やかに成長できる環境づくりを通じて「生きる力」の育成に努めます。

また、支援を要する子どもや家庭に対し、国や府、地域、関係機関とのネットワークを築き、相談体系の充実と経済的負担の軽減、就労支援等により生活基盤を支える取組を進めます。

■施策の方向性

- (1) 「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組
- (2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策
- (3) ひとり親家庭等への支援



4 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5つの基本目標で構成されています。

【基本理念】

みんなでつくる 子どもの夢と笑顔を育むまち 宇治

基本目標 1

「子どもまんなか」のまちづくりの推進・・・・・・・・・・P. 45

(1) 子どもの人権を大切にする取組の推進

- ① 子どものための相談・支援体制の充実
- ② 子どもの人権に関する普及と啓発

(2) 子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進

- ① 交通環境の改善
- ② 交通安全対策の推進
- ③ 公共的空間における設備の充実
- ④ 防犯対策

(3) 子どもの夢を応援する取組の推進

- ① 活躍・挑戦の場の創出
- ② 夢ある子どもを育む取組の実施

基本目標 2

安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実・・・・・・・・・・P. 50

(1) 子育ての相談や適切な情報提供手段の充実

- ① 子育て支援サービスや市民活動のデジタル技術も活用した広報等の充実
- ② 身近な相談窓口の充実

(2) 【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進

- ① 妊産婦等への支援
- ② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進
- ③ 就学前教育・保育の充実
- ④ 教育・保育の施設整備
- ⑤ 医療機関等との連携の強化
- ⑥ こども家庭センターの充実

(3) 【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり

- ① 学校教育の充実
- ② 教育・保育の施設整備
- ③ 学童期・思春期における保健対策の充実

(4) 子育てや教育の経済的負担への支援の充実

- ① 子育て家庭の負担軽減の促進
- ② 住宅等の居住環境の整備

(5) 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 柔軟な保育施設の運営
- ③ 総合的な放課後児童対策
- ④ ワーク・ライフ・バランスの実現への取組の推進
- ⑤ 子育て家庭への就労支援の促進
- ⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

基本目標 3

配慮を要する家庭へのきめ細かな取組の推進・・・・・・・・・・ P. 65

(1) 児童虐待防止、ヤングケアラー等への対応の充実

- ① 児童虐待防止等のための体制強化
- ② 児童虐待防止のための啓発の強化

(2) 障害等、社会的養護が必要な子どもや家庭への支援

- ① 障害のある児童等への支援の促進
- ② 障害のある児童等の保育・教育・放課後対策等の推進

基本目標 4

人と人がつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進・・・・・・・・ P. 68

(1) 地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり

- ① 子ども・子育てにおける地域への啓発
- ② 民生児童委員活動の充実
- ③ 各種団体活動への支援
- ④ 身近な施設の有効活用
- ⑤ ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑥ 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進
- ⑦ 地域ぐるみの次世代育成
- ⑧ 地域活動における交流の促進
- ⑨ 生涯学習活動における交流の促進
- ⑩ 子育てサークルの育成・支援
- ⑪ 保護者と子どもの交流の場づくりの促進
- ⑫ 市民活動のネットワーク化の促進
- ⑬ 地域子育て支援拠点の充実

(2) まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進

- ① 公園・緑地等の環境整備
- ② 保護者と子どもで遊べる場の確保
- ③ 自由に遊べる場の確保
- ④ 体験と交流の学習機会の促進
- ⑤ スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進
- ⑥ 生涯学習や図書館事業等の充実
- ⑦ 子どものまちづくりへの参加の促進
- ⑧ 学びや遊びの情報提供の充実

(3) 地域・関係機関とのネットワークの充実強化

- ① 地域・関係機関との支援体制づくりの推進
- ② 国・府等における各種施策との連携
- ③ 調査研究・情報収集の実施

基本目標 5

誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進・・・・・・・・・・ P. 78

(1) 「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組

- ① 青少年の健全育成の推進
- ② 有害環境対策
- ③ 子育て期の保護者への支援
- ④ 次代を担う子どもへの啓発活動の推進
- ⑤ 家庭の子育て・教育力の強化
- ⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応
- ⑦ 学習支援の充実

(2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策

- ① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の強化
- ② 経済的負担軽減の取組の推進
- ③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

(3) ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭等への相談等の充実
- ② ひとり親等への就労・経済的支援の充実



施策の展開

基本目標1 「子どもまんなか」のまちづくりの推進

施策の方向性：（１）子どもの人権を大切にする取組の推進

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況をふまえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

① 子どものための相談・支援体制の充実

子どもへの体罰など、子どもの人権を侵害する様々な要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

具体的施策	内容
身近で多様な相談窓口の充実	子どもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる窓口として「こども家庭相談」等を充実させるとともに、ひきこもり支援の相談窓口を設置し、多様な相談に対応できる体制づくりと、より相談しやすい手法を検討し、周知啓発を図る。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応できる体制を整える。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努める。
被害に遭った子どもの心のケアの推進	天災、犯罪、虐待等の被害にあった子どもに対し、京都府と連携して適切なケアに努める。

② 子どもの人権に関する普及と啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とインクルージョン、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。

具体的施策	内容
市民啓発の推進	市民が参加する生涯学習の機会や、市政だよりや市のホームページ等の広報を通じて子どもの人権や人権三法の趣旨に対する正しい理解を深めるための啓発を行う。 また、今後さらに保護者の働き方が多様化していくことも考えられるため、市民のみならず、企業や関係団体への周知・啓発にも努める。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わる様々な関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努める。
インクルーシブコミュニティの理念の普及・啓発の推進	障害の有無などによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）を目指し、理念の普及・啓発に努める。

施策の方向性：（２）子どもを守る、安全・安心なまちづくりの推進

子どもや、ベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者は、エレベーターやエスカレーターのない施設、使用しづらいトイレ、道路上における段差や安全上の課題などの交通・生活環境に不安や負担を感じており、日常生活において様々な面で利用しやすい道路や交通機関などの環境づくりが求められています。

子どもや子どもを連れた保護者、さらにはすべての人にとって安全で使いやすく、安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や交通環境の整備、まちづくりを今後も継続して進めます。

また、子どもが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図ります。

① 交通環境の改善

交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路などの拡幅や段差の解消などの「交通バリアフリー」の推進を計画的に進めます。また、妊産婦や乳幼児を連れた人への理解や配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

具体的施策	内容
道路における歩道設置と安全確保	市道の改良や国や京都府への要望によって、段階的に、段差の解消やガードレールの設置等、安全な歩道の整備を進める。
人にやさしい道路整備	子どもや高齢者及び障害者に配慮した安全で快適な道路整備を進める。
「交通バリアフリー」の推進	「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、関係機関と連携を図りながら、鉄道駅や周辺道路などをはじめとした「交通バリアフリー」を進める。
「心のバリアフリー」の推進	妊産婦や乳幼児を連れた人、ベビーカーの安全な使用や使用者への理解・配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図る。

② 交通安全対策の推進

子どもを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所、学校などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。また、車、バイクや自転車を運転する大人たちに、運転マナーについての啓発・指導を行います。

具体的施策	内容
交通安全対策事業の推進	子ども連れでも、子どもひとりでも安心して外出することができるように、通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努める。
迷惑駐車・放置自転車対策	警察署等と協力しながら、公道上的における迷惑駐車・放置自転車対策に取り組む。
交通安全教室の充実	警察署と協力しながら、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等において交通安全教室を開催する。
運転マナーについての啓発・指導	通学路での徐行や通り抜け抑制など、ドライバーに対して、通学路の安全確保のための啓発・指導を進めるとともに、安全確認や一時停止などの交通ルール遵守についても推進する。
チャイルドシートの着用推進	チャイルドシート着用推進のための啓発に努める。
自転車の安全な利用の推進	自転車に乗る際のヘルメット着用などの啓発に取り組むとともに、自転車運転免許教室の実施による自転車利用のマナーや交通ルールの普及を推進する。

③ 公共的空間における設備の充実

誰もが使いやすい公共施設を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、整備を進めるとともに、授乳室などの設置を進め、子育てバリアフリーを推進します。

具体的施策	内容
ユニバーサルデザインの施設整備の推進	公共施設の整備にあたっては積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの普及のための啓発に取り組む。
授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進する。
子ども連れの来庁者に向けた取組の充実	子ども連れで市役所を訪れて相談・申請・申告等をする市民のために、子どもを一時的に預かるサービスを実施するなどの取組を充実させる。

④ 防犯対策

子どもが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「こども110番のいえ」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取組を進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組めます。

具体的施策	内容
子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域防犯組織に対して、必要な支援や専門的指導を進める。
公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、育成学級、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域と取り組むとともに、引き続き公共施設の安全対策に努める。
職員や教員への防犯訓練及び研修	子どもを犯罪から守るため、子どもが利用する施設の職員や教員への防犯訓練及び研修に取り組む。
「こども110番のいえ」の充実	「こども110番のいえ」を増やすことを警察署に要望する。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等も要請する。
子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行う。



市民とつくる安心できるまちづくり

『ながら』防犯パトロール



『ながら』防犯パトロールとは、「できる人が、できる時に、できることから」を基本に、日常生活や日常業務を、普段どおりに送り「ながら」、防犯の視点を持って地域や子どもを見守る活動です。

市民、事業者、行政が一体となって地域の防犯力の向上を目指し、安全・安心なまちづくりの実現に取り組んでいます。

施策の方向性：（３）子どもの夢を応援する取組の推進

未来を担う人材を育成するために、子どもが多様な経験を通じて成長し、自信を持って挑戦できる環境を整えます。

子どもが夢を持ち、その実現に向けて努力・発表できる環境づくりを行うことで、自己肯定感や社会性が育めるよう取り組みます。

① 活躍・挑戦の場の創出

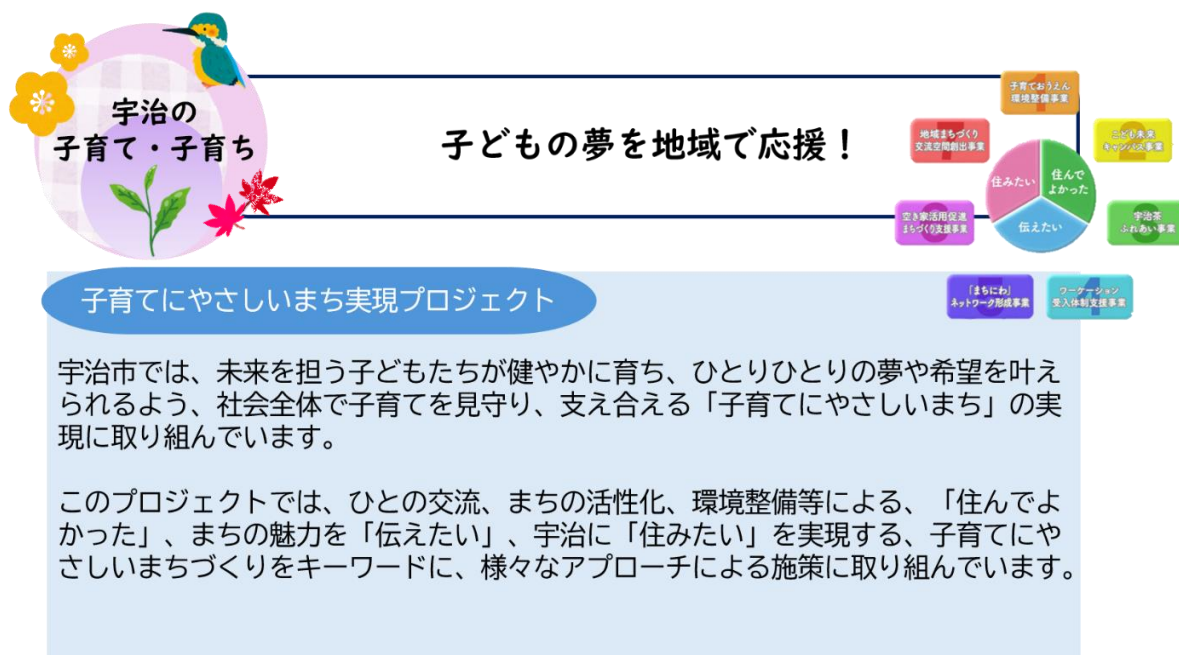
子どもが自らの意見やアイデアを発表する機会やスポーツ、音楽を通して活躍・挑戦し、子どもが輝ける場を創出します。

具体的施策	内容
スポーツ・文化活動等の実施・支援	各種スポーツ大会や文化活動等により、子どもの成長の成果を発表したり、挑戦、活躍できる機会の創出及び活動支援等を行う。

② 夢ある子どもを育む取組の実施

子どもの興味や関心のあるテーマについての学習や体験を通し、自分の適性の発見や多様な将来の選択肢の創出のきっかけづくりを行います。

具体的施策	内容
子どもの興味関心を通じた成長の機会の創出	子どもの「知りたい」「学びたい」をきっかけにして学びをサポートし、夢や希望ある子どもを育む取組を実施する。



基本目標2 安心して子育て・子育てができる切れ目のない支援の充実

施策の方向性：（１）子育ての相談や適切な情報提供手段の充実

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。また、妊婦健診や乳幼児健診、保活などの母子保健分野、保育分野のデジタル化を推進していきます。

① 子育て支援サービスや市民活動のデジタル技術も活用した広報等の充実

子育ての孤立化や育児不安の軽減等を図るため、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなどを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府内において利用できる様々な子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報誌、パンフレット、インターネット、SNS等によって総合的に提供する。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するように努める。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ保護者が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えとともに、保護者と子どもの情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努める。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努める。
母子保健や保活のDX化の推進	乳幼児健診や予防接種等の母子保健、保活等の保育分野のデジタル化に努める。



② 身近な相談窓口の充実

子どものしつけや発育・教育など子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も相談窓口や相談機能の充実を図る。また、子育ての悩みや家庭内の問題等に対応する「こども家庭相談」の充実に努める。
幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努める。
多様な方法による相談事業の実施	メールを活用するとともに、多様な方法により、子育て相談を充実させる。 また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発する。
利用者支援事業の実施【国指定事業】	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施する。

【国指定事業】・・・国が基本指針で示した事業であり、市町村の計画に記載が義務付けられているものです。

施策の方向性：（２）【妊娠期～幼児期】妊娠期からの切れ目のない支援の推進

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識の低下やライフスタイルの変化、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。加えて、環境の変化などによるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足などによる子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

さらに、不妊によるこころの悩み、妊娠期の不安、保護者の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもとふれあう機会が少なくなってきたことなどが原因で、こころに様々な問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

① 妊産婦等への支援

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、親子（母子）健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、妊娠や子育てについて、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。

具体的施策	内容
親子（母子）健康手帳、父子手帳の交付・活用	妊婦との最初の出会である親子（母子）健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法の啓発とともに、安心して出産や子育てを迎えられるよう、保健師による妊婦全員の面談、支援プランの作成を継続して実施する。
パパママ教室の充実	妊娠期の不安を解消し、妊婦及び父親同士の交流機会ともなるパパママ教室への参加促進と講座内容の充実を目指す。また、妊婦と配偶者の双方を対象とした妊娠期の保健指導を充実させる。
交流機会の充実	妊産婦及び父親同士の交流ができ、気軽に相談や情報交換ができる機会を充実させる。
父親をはじめとした市民への啓発事業の推進	妊婦の配偶者等に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発を進めるとともに、市民へのマタニティマークの普及・啓発に努める。
個別訪問等による支援 【国指定事業】	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導等を充実させ、きめ細かい指導・助言を目指す。また、家事などの支援についても充実を図る。
ハイリスク妊婦等への支援の充実 【国指定事業】	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行う。
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携を強化する。
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、パパママ教室や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進する。
妊婦及び家庭や地域への喫煙対策	妊産婦と家族に関するタバコの害と禁煙に向けた啓発を行う。また、地域においても、タバコの害と禁煙についての啓発を図り、妊産婦等を地域で守っていく環境づくりを進める。
不妊治療等への支援	不妊治療及び不育治療について、医療費助成等によって支援する。
妊産婦健診の実施	健やかな母体と胎児の保健管理の向上及び産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、妊娠・出産・子育てに支障を及ぼす疾病等の早期発見・早期治療を推進する。
妊婦歯科健診・妊婦歯科治療の実施	妊娠中の口腔の健康状態を確保し、母体と生まれてくる子どもの健康状態を保持し、出産に伴うリスクの軽減を図る。
産後の母親等への支援	産後ケアにより、産後に支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを行う。

② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進

子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、母子保健事業や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診・幼児歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図る。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、フォロー教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進める。
予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努める。また、骨髄移植等の医療行為により抗体を失った人への予防接種の再接種費の助成を行う。
発育・発達を支援する教室の充実	乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、保護者と子どものふれあいを豊かに育むため、保護者に対し子育て支援や健康づくりに向けて各種教室の内容充実を努める。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、母子保健事業や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進する。
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図る。
個別訪問の充実 【国指定事業】	新生児、乳児期における訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等、保護者のニーズに応じた個別訪問を充実させる。



③ 就学前教育・保育の充実

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士等の連携強化や資質向上を図りつつ、自主性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実させ、子育て環境の整備に努めます。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園において、保育士等の人材確保を図りつつ、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、障害児や外国につながる幼児（※）等、特別な支援が必要な子どもへの支援・配慮に取り組む。
教員・保育士等の連携 や情報交換 【国指定事業】	合同での研修会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努める。
教員・保育士等の資質 向上【国指定事業】	教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努める。
適切な指導助言、評価 等の実施	公立幼稚園における幼児教育について、指導主事による計画訪問等を通じて指導助言を行う。
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努める。
乳幼児教育・保育の推進	乳幼児教育・保育支援センターを設置し、「研究・研修」、「保幼小連携」、「発達・子育て支援」の3つの柱の取組により、乳幼児教育・保育の質の向上を図る。

※外国につながる幼児・・・国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのこと。

④ 教育・保育の施設整備

子どもが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり、充実した子育て環境づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進める。
安全管理のための取組	子どもが安心して過ごすことができるよう、通園・通学の際の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努める。

⑤ 医療機関等との連携の強化

医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。また、産科・小児科について、現在の医療体制の維持を図るとともに、不足が生じる地域においては、体制の確保に努めます。

具体的施策	内容
定期的な会議、情報交換などによる連携	医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設ける。
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや保護者への保健指導や不妊相談・助成等について保健所との連携を一層強化する。
救急医療体制の充実	医療機関、消防署との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図る。
夜間診療の充実	医療機関との協議・調整等に努め、夜間診療の充実を働きかける。
休日診療の運営	休日急病診療所を引き続き運営する。
産科・小児科の充実	誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、産科・小児科の現在の医療体制の維持と、さらなる確保に努める。

⑥ こども家庭センターの充実

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を提供する体制の充実を図り、各機関との連携を一層強化していきます。

具体的施策	内容
子育て支援職員の養成や配置	職員に子育て支援に関する広範な研修を実施し、子育て支援に関する施策について基本的な知識の習得や、市民サービスの向上等を図る。また、保育所等就学前児童の預け先等に関する保護者のニーズに応じた適切な保育サービスへの結び付けを行う。
関係機関との連携	子育て支援に関わる関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図る。



宇治における切れ目のない支援

宇治市こども家庭センター



令和6年4月「宇治市こども家庭センター」を設置しました！

「宇治市こども家庭センター」とは・・・
従来の「子育て世代包括支援センター」と「子育て家庭総合支援拠点」を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ包括的な相談支援を行います。



妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
妊娠に関する普及・啓発 不妊治療助成	妊婦面談 産前・産後を通しての事業（パパママ教室・おはなし会や育児相談会） 妊婦健診 妊婦歯科健診 妊婦訪問	乳児家庭全戸訪問 新生児訪問	乳幼児健診 予防接種 乳幼児への家庭訪問	子育て支援策 ●保育所、認定こども園など ●病児保育 ●一時預かり ●ファミリー・サポート・センター ●その他子育て支援関連事業

施策の方向性：（３）【学童期～思春期】子どもが健やかに学び、育つことができる環境づくり

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けことができるよう、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていきます。

また、思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあり、思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう支援します。



① 学校教育の充実

子どもが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、家庭・学校・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、教育環境をはじめ、いじめ防止対策や不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなど、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、子育て環境の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、学校情報を家庭や地域に積極的に発信する。 また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進める。
小中一貫教育の推進	子ども（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性を育む小中一貫教育を推進する。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進める。 デジタル社会の担い手として必要な資質・能力を育むため ICT 環境の充実に努めるとともに、保護者・地域とも連携し、情報モラル教育に引き続き取り組む。
いじめ防止対策の充実	「宇治市いじめ防止基本方針」に基づき、市内の関係機関・団体との連携の強化や、市民への広報啓発活動の推進、いじめの予防や早期発見を図るための児童生徒への「心の教育」や教職員研修、家庭・地域と連携して子どもを守る取組や SNS 等の正しい利用の啓発など、いじめ防止対策の充実を図る。
不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなどを通して社会的自立に向けた支援に努める。 また、学校においては児童生徒が悩みなどを気軽に話すことができる環境づくりや教室に入ることが難しい児童生徒に対して、別室を開室するなど学びの場を確保することに取り組んでおり、今後さらなる充実に努める。
SSW(スクールソーシャルワーカー)等による支援	SSW等と連携し、学校が地域に開かれたプラットフォームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実させる。
自己評価等を通じた運営改善	地域特性をいかした特色ある学校運営の推進のため、自己評価や学校関係者評価を実施する。
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進【再掲】	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動や接続を意識したカリキュラムの作成などに努める。

② 教育・保育の施設整備

子どもが安心して生活できる子育て環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【再掲】【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進める。
安全管理のための取組 【再掲】	子どもが安心して過ごすことができるよう、通園・通学の際の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努める。
施設の開放と有効活用 及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放する。また、地域の様々な市民等が協力し、放課後子ども教室などを含めた休日や放課後等の居場所づくりを進められるように努める。

③ 学童期・思春期における保健対策の充実

大人になる過渡期にある子どもの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の養護教諭の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

具体的施策	内容
就学前対応と小・中学校の連携	保健師等と小・中学校の養護教諭との日常的な連携体制を確立し、学校保健の充実に努める。
食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する様々な学びの場を提供する。
性教育の推進	子どもの発達段階に合わせて、身体の成長や変化、性に関する基本的な知識理解についての指導を進めるとともに、家庭・保護者への性教育についての啓発に努める。 また、性教育を通じて、自他の体や意思を大切に考える自己尊重や他者尊重についての理解を深める。
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進める。また、家庭や地域においても、タバコやアルコールの害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進める。
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害について、関係団体と協力しながら啓発を行う。また、家庭や地域においても、覚醒剤や薬物乱用の害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進める。

施策の方向性：（４）子育てや教育の経済的負担への支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている施策をより一層充実させるとともに、新たな支援の方策を検討します。

① 子育て家庭の負担軽減の促進

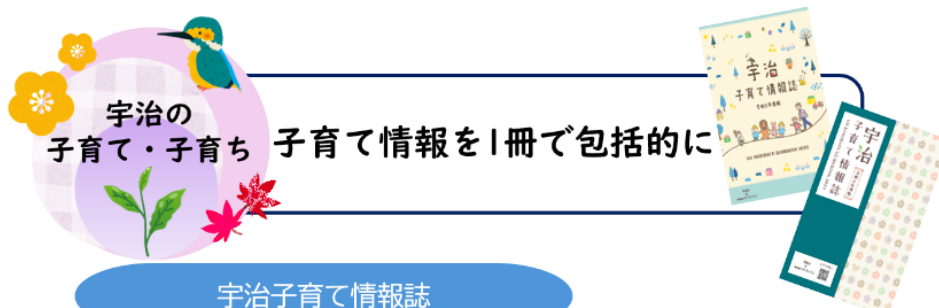
子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策の充実に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。

具体的施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給について、対象者の健康保持と経済的軽減を図り、安心して医療が受けられる制度運営に努めるとともに、制度拡充に向けて検討する。また、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望する。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者について利用料の軽減を検討する。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行う。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取組を進める。
教育費負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助などによる教育費負担の軽減に向けた取組を進める。

② 住宅等の居住環境の整備

子育て世帯にとって子育てしやすい居住環境を確保できるよう支援を行います。

具体的施策	内容
子育て世帯の居住環境確保の支援	子育て世帯が住みやすい居住環境を確保・維持するための支援を実施する。
市営住宅の優先入居枠の設定	市営住宅における子育て世帯を対象とした優先入居枠を設定し、居住環境の確保を図る。



妊娠してから子どもが6歳になるまでの子育てを長期的かつ包括的に支援するため、情報等を掲載しています。

情報誌は、NPO法人等にご協力をいただき、子育てに関する多くの情報を掲載し、市民の方に情報を届けています。

施策の方向性：（５）仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

本市の女性の各年齢における就業率はそれぞれ上がってきているものの、出産・子育てを終えた後の就業率が、出産・子育て前に比べて低くなっており、職場復帰していない、もしくはできていない状況がみられます。

こうしたなか、子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、近年の積極的な取組により、広がってきておりますが、今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

啓発以外にも働き方の見直しに向けた様々な取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。



① 多様な保育サービスの提供

仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスのニーズに伴い、低年齢児保育、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

具体的施策	内容
低年齢児保育の充実【国指定事業】	共働き家庭の増加等に伴う保育所等への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取組を進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努める。
延長保育事業の充実【国指定事業】	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実させる。
休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育の実施について検討する。
障害児保育事業の充実	障害のある児童等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、保育所入所の弾力的な対応について検討する。
一時預かり事業の充実【国指定事業】	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努める。
病児・病後児保育事業の推進【国指定事業】	家庭での保育が困難な病中や病気回復期の乳幼児や小学生を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を継続して実施するとともに、保育所等に通う子どもの急な発熱等に対応するため、保育所等における病児保育（体調不良児対応型）の取組を進める。
子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実【国指定事業】	宿泊を伴う預かり等のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施する。
ファミリー・サポート・センター事業の充実【国指定事業】	子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）と子育て等の手助けをしてほしい人（依頼会員）で構成されるファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員の希望に沿った利用ができるような体制づくりを図るとともに、宿泊を伴う預かりや産前産後期の家事援助活動等の充実に努める。
幼稚園等預かり保育事業の実施【国指定事業】	幼稚園にて実施している幼稚園預かり保育事業の充実に努める。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進【国指定事業】	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業の取組を進める。

② 柔軟な保育施設の運営

待機児童の解消に向け、認定こども園の設置、施設整備や利用定員の見直し、保育要件の弾力化の検討、多様な形態による施設運営の検討などの対応を図ります。また、保育施設評価などを通じて、保育水準の向上を図ります。

具体的施策	内容
保育要件の弾力化の検討	保育所等の入所要件については、子ども・子育て支援法施行規則に示す保育を必要とする事由を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討する。
効率的な保育施設運営の推進	民間活力の活用について研究・検討し、効率的な施設運営を進める。
多様な形態による保育施設の運営の検討	認定こども園等の多様な形態による保育施設の運営について検討する。
施設の整備	施設の老朽化対策等必要な施設整備を計画的に進める。
保育施設評価の実施	保育水準の向上を目指す自己評価と第三者評価への取組を進める。

③ 総合的な放課後児童対策

育成学級に対するニーズは増加傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、条例及び放課後児童クラブ運営指針などを基本にしつつ、実施クラス数の増加をはじめ、施設の整備や社会福祉法人などの参画を図ります。さらに、複雑化・多様化する様々なニーズに対応できるよう、指導員の資質向上など育成学級の内容充実を図ります。また、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

具体的施策	内容
育成学級の充実 【国指定事業】	入級児童数に応じて、余裕教室の活用や専用施設の整備等に努めます。また、内容の充実・向上を図るため、第三者評価などの客観的な評価手法についての検討を行う。
指導員の資質向上 【国指定事業】	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質の維持向上を図る。
学校現場と育成学級との連携【国指定事業】	保護者や児童が安心して育成学級を利用できるよう、学校現場と育成学級がともに意見や情報を交換するなどの連携を図る。
就学前教育・保育施設等との連携 【国指定事業】	就学前教育・保育において配慮を必要としていた児童への対応など、育成学級入級後も個々の児童に応じた指導が継続してできるよう、就学前教育・保育施設等との連携を図る。
多様な形態によるサービス提供の検討	社会福祉法人・NPO法人等の参画により、多様な形態による事業のあり方を検討する。
放課後の安全・安心な居場所づくりの推進	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校と育成学級や放課後子ども教室とが連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、児童の安全・安心な居場所づくりを推進する。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現への取組の推進

子どもを出産後も働き続けたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。また、関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員 101 人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進や特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

具体的施策	内容
雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを産み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実現など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行う。
働き方の見直しに向けた取組	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策を検討する上での企業等の取組や多様な働き方のモデルの情報収集や、市民の実態等の把握に努める。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行う。
育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行う。
一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくり促進のため、従業員 101 人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努める。
特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。 また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。

⑤ 子育て家庭への就労支援の促進

子育て中や子育てが終わってから働きたいと考える人にとって、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進する。
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。

⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、男女共同参画の啓発などに努めます。

具体的施策	内容
男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、ともに子育てを担い、喜びを分かち合うことができるよう、様々な機会において啓発に努める。
家庭における相互協力と役割の啓発	幼い頃から子どもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族の一員として、家庭内での役割を果たしていけるよう、啓発に努める。

基本目標3 配慮を要する家庭へのきめ細やかな取組の推進

施策の方向性：（１）児童虐待、ヤングケアラー等への対応の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果、保護者と子どもの信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーについては、通常、子どもが享受するべき遊びや学びの時間が少なくなり、子ども自身の成長に影響が及ぶ場合もあります。

子どもが安心して生活し、健やかに成長していけるよう、地域や関係機関等が連携して児童虐待等の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応できるよう取り組みます。

① 児童虐待防止等のための体制の強化

子どもを虐待等から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
児童虐待防止等のための相談等	児童虐待防止やヤングケアラーへの支援等のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実させる。
児童虐待防止等のためのネットワークの強化	児童虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実させる。
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化する。
妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる場として、パパママ教室などを活用し、相談できる体制を強化する。
里親制度の普及	保護を要する子どもについて、里親制度への市民の理解を深めるため、京都府や児童相談所と連携し、同制度の周知を図る。
子育て世帯訪問等による支援の充実【国指定事業】	様々な理由により児童の養育について支援が必要となっている家庭等を訪問し、家事・育児支援や生活環境を整えることを通して課題解消につなげる取組を実施する。

② 児童虐待防止のための啓発の強化

児童虐待の未然防止、早期発見のために市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

具体的施策	内容
早期発見のための市民や地域団体への啓発	児童虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所全国共通ダイヤル「189」による情報提供等と呼びかける啓発を行う。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図る。

施策の方向性：（２）障害等、社会的擁護が必要な子どもや家庭への支援

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者差別解消法の趣旨をふまえるとともに、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画・障害児福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

① 障害のある児童等への支援の促進

早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面における様々な支援に取り組みます。

具体的施策	内容
障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供する。
早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、早期療育ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図る。
療育事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育事業を充実するとともに、療育施設の充実等に向けて京都府に要望を行う。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行う。
障害児医療の継続	障害者歯科治療事業や重度心身障害児の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに、安心して医療が受けられる制度運営に努める。

具体的施策	内容
補装具費給付事業の充実	障害のある児童等を対象とした補装具・日常生活用具の給付の充実に努める。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの発達や障害の状況等に応じて教育的ニーズを把握し、特別な教育的支援の必要な子どもへの指導・支援を推進する。
施設、設備面での対応	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、障害等の状態や特性に応じた施設や設備の検討・対応に努める。
成長に応じた総合的な支援	障害のある児童等に対して、関係各課及び関係機関による連携を図りながら、成長に応じた支援を継続して総合的に提供できるよう努める。
相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実に図り、さらには民生児童委員、宇治市知的障害者相談員等の関係機関等との連携に努める。

② 障害のある児童等の保育・教育・放課後対策等の推進

障害のある児童等の保育・教育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

具体的施策	内容
障害のある児童等の保育内容の充実	障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等に取り組み、保育内容の充実に努め、障害のある児童等の受け入れ体制の充実に図る。
交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努める。
障害のある児童等の放課後対策の充実	育成学級での障害のある児童等の受け入れ体制の充実に図るとともに、特別支援学校を含めた、放課後や休日に活動し、楽しめる場所の確保を検討する。
医療的ケア児の支援	医療機関等の関係機関との連携により、教育・保育施設における医療的ケア児の受入体制を確保する。



宇治の子育て・子育て インクルーシブ（包括的）な社会形成のために

インクルーシブ遊具

インクルーシブ遊具とは、障害のあるなしに関わらず遊べるよう設計された遊具で、宇治市の西宇治公園に設置しています。宇治市では、誰もが遊べて、友達をつくることのできる場づくりの推進を目指しています。

インクルーシブ教育の推進

令和5年度よりモデル校を指定し、障害のある子ども一人ひとりに適切な支援や学びの場を保障するインクルーシブ教育システムの構築を目指し、①校内の支援体制の強化、新たな仕組みづくりの模索 ②特別支援学級担任だけでなく、全ての教職員が特別支援教育及びインクルーシブ教育に関する理解を深め、特別支援学級での学びや通常学級における支援を充実させることを目的に取組を進めています。



基本目標4 人と人とがつながる、子どもにやさしい地域づくりの推進

施策の方向性：（１）地域とともに子育て風土を醸成する環境づくり

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力の低下がみられ、その再生が求められています。そのためには、子どもや保護者にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや保護者と接し、防犯や見守り、保護者の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

① 子ども・子育てにおける地域への啓発

地域において子育てを応援することができるよう、身近な地域での声かけを働きかけるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう地域の各種団体や各家庭に働きかける。 また、地域活動や行事への参加等による地域交流を促進する。
子育て家庭支援についての講習	関係機関同士の連携を深めるための講習会やセミナー等を開催し、地域ぐるみで子どもを育てる意識の向上や、地域で子どもを育てる力の向上を図る。

② 民生児童委員活動の充実

地域における福祉の担い手やリーダーとなる民生児童委員に対する研修等を行い、活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や「子育てサロン」開催等の子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報提供の支援を行うとともに、民生児童委員の子育て支援活動の周知に努める。

③ 各種団体活動への支援

地域ぐるみで子育て支援を進めていくため、地域活動の担い手である町内会・自治会や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを通じて支援に努めます。

具体的施策	内容
各種団体への研修などの支援	地域における町内会・自治会や子ども会、育友会・PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努める。

④ 身近な施設の有効活用

身近な地域の交流の場となるよう、公共施設や民間施設などを有効活用し、子どもの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。

具体的施策	内容
地域資源の活用による遊び場などの確保	子どもが身近な地域で安全に遊んだり、地域交流ができるように、地域にある空き家や生涯学習関連施設、空き店舗等の有効活用を進める。
民間施設の有効活用	子どもが遊ぶことのできる場として、空き店舗などの施設を活用するための支援を各事業所や商工団体に行う。

⑤ ファミリー・サポート・センターの充実

ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。

具体的施策	内容
会員拡充促進【国指定事業】	活動内容や利用方法などの周知を図るとともに、子育てを援助する援助会員の資質の向上や会員数を増やす取組を充実させる。
会員活動への支援【国指定事業】	救急救命講習など、会員のための研修機会の充実を図る。また、地域で子育て家庭を見守ることにつながるよう、子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）の意識向上に努める。
活動内容の多様化の促進【国指定事業】	ニーズについて十分な把握に努め、活動内容の改善や拡充とともに、アドバイスなどの活動支援に努める。

⑥ 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進

子育てサークルやNPO法人等による市民団体主体の子育て支援事業を支援するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における多様な子育て支援事業の推進に努めます。

具体的施策	内容
子育てサークルやNPO法人等による子育て支援事業の支援	子育てサークルやNPO法人等の市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努める。
地域での子育て支援活動の充実	地域や企業、大学等の民間組織と連携しながら地域特性を活かした新しい子育て支援の充実に努める。

⑦ 地域ぐるみの次世代育成

地域ぐるみで子どもを育てることができるよう、地域福祉の考え方や本計画の趣旨を啓発し、理念と取組を広く市民に周知します。また、ボランティアなど、地域で子どもを育てる人材の育成や活動支援にも努めます。

具体的施策	内容
地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取組などを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進める。
ボランティアの育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組む。
地域で子どもを育てる活動の促進	隣近所の人々が協力し合い、地域ぐるみで子どもを育てる声かけや見守り等の活動を促進する。

⑧ 地域活動における交流の促進

子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、子ども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるよう、活動を支援します。

具体的施策	内容
子どもの地域活動への支援	子ども同士が身近な地域で交流し、自ら考え行動することができるような地域の活動や行事を支援する。
子ども同士の交流活動の支援	年齢や生活環境の異なる子どもが交流できるよう支援する。
子どもと大人の世代間交流活動の促進	地域の各種事業へ地域が一体となって積極的に参加し、交流を深めることができるよう、高齢者との交流機会の充実等、世代を超えた交流活動を促進する。

⑨ 生涯学習活動における交流の促進

世代間交流が活発に行われるよう、生涯学習関連施設における交流事業を推進します。

具体的施策	内容
生涯学習関連施設における交流事業の推進	生涯学習関連施設における世代を超えた交流活動を推進する。



⑩ 子育てサークルの育成・支援

子育て中の保護者同士が交流し、相談や情報提供を行うとともに、子育てへの不安を軽減・解消できるよう、子育てサークルの育成・支援を行います。

具体的施策	内容
子育てサークルの育成・支援	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、集会所等地域の資源を活用した活動拠点の確保や周知など、サークル活動の育成・支援を行う。

⑪ 保護者と子どもの交流の場づくりの促進

保護者と子どもが一緒に交流できるよう、地域子育て支援拠点での保護者と子どもの集いや仲間づくりの機会の充実、園庭の開放など、気軽に集うことができる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点を中心とした保護者と子どもの集いなどの充実 【国指定事業】	地域子育て支援拠点を中心として、保護者と子どもの広場や育児教室等を充実するとともに、地域が自主的に運営する子育てサークル等を支援し、子育て家庭の保護者と子どもが気軽に集い、相互に交流を図れる居場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努める。また、外国出身の人々も含め、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努める。
園庭開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業	安心して子どもを遊ばせることのできる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭等の施設を開放し、家庭で子育てを行っている保護者や子どもも気軽に遊びに来て交流できるように努める。

⑫ 市民活動のネットワーク化の促進

子育てに関する様々な市民活動がさらに活発化するように、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

具体的施策	内容
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関する様々な市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取組を進める。
身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努める。



宇治の
子育て・子育て

市民で育む子育て・子育て

子育てサークル

宇治市内で活動するサークルで、市民が中心となり子育て親子との交流を促進する活動をしています。

地域子育て支援拠点とは異なり、就学前の親子がサークルの企画運営を自ら行い、気軽に集える場となっています。

活動内容は、季節の工作をしたり、多文化を楽しんだり、親子と子育て中の大人で楽しく活動されています。

⑬ 地域子育て支援拠点の充実

保護者と子どもの交流の場であり、まちの子育てにおける中核拠点となる地域子育て支援拠点の充実を図り、保護者同士の交流や育児不安の軽減などにつなげます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点の整備【国指定事業】	保護者と子どもの居場所づくりや情報発信など、地域の子育て支援の中心となる地域子育て支援拠点は、10か所の整備が完了しており、今後も拠点のあり方について検討する。
地域子育て支援拠点の機能の充実【国指定事業】	地域子育て支援基幹センターを中心として、各地域子育て支援拠点が連携して子育て情報の発信、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援、子育て支援事業などの充実を検討する。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応する。
地域子育て支援拠点と関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、地域子育て支援拠点を中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化する。
子育て支援者への支援	子育てに関する様々な活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行う。

施策の方向性：（２）まちじゅうで学び、遊び、交流できる「場」づくりの推進

子どもにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもが自らの可能性を広げるうえでは、子どものときから様々なことを経験することが望めます。

本市には、植物公園や黄檗公園、西宇治公園等の公園施設や、アクトパル宇治、太陽が丘など、拠点となるレクリエーション施設のほか、地域と協力して管理している公園施設が徒歩圏にあります。また、お茶と宇治のまち歴史公園や文化センター等、歴史や文化活動の拠点となる施設など、様々な公共施設があります。

日常的に子どもがのびのびと、安全に遊べる場を整備するとともに、多目的に遊べる新たな公園整備なども検討し、各種施設を活用した取組やイベントを実施し、子どもがそれらを通して遊び、学び、交流できる取組の推進を図ります。



① 公園・緑地等の環境整備

子どもをはじめ、保護者にとっても憩いの場となるよう、公園、遊園の充実をはじめ、緑などの自然に接することができる、うるおいのある環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
公園、遊園の充実	子どもが安全に遊び、保護者も安心して見守ることができるとともに、世代間交流の場として、誰もが集える公園・遊園を整備する。
自然に接する遊び場の充実	遊びながら自然に接することができるよう「自然環境を利用する」など工夫した公園や緑地の整備に努める。
緑化啓発の推進	身近で花や緑に親しめる地域づくりのため、子どもの参加も視野に入れた緑化啓発活動を推進する。

② 保護者と子どもで遊べる場の確保

子どもとその保護者が安心して、気軽に楽しく遊んだりすることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園をはじめ、公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。

具体的施策	内容
身近な遊べる場所の確保	保護者と子どもが身近な地域において、気軽に楽しく遊べる場を確保する。
雨の日にも遊べる場所の確保	雨の日でも保護者と子どもが気軽に楽しく遊べる場を確保する。
幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用	保護者と子どもが楽しく遊べる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用に努める。
民間施設の有効活用	保護者と子どもが気軽に楽しく遊べる場として、空き家や空き店舗等の民間施設の有効活用に努める。

③ 自由に遊べる場の確保

子どもが安心して、自由にのびのびと遊んだり、ふれあうことができるよう、遊び場の整備をはじめ、児童施設の整備や施設の安全管理などに努めます。

具体的施策	内容
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもの創造力を活かし、子どもならではの遊び方が自由にできる場所の整備を促進する。
児童施設の整備	公園以外の場において、子どもの遊び場の確保と整備に努める。
公共施設へのプレイコーナー等設置	公共施設において、子ども連れで訪れた際に利用できるプレイコーナー等の整備を推進する。
施設の安全管理	子どもが遊びに利用する施設・設備の安全を確保する。



④ 体験と交流の学習機会の促進

本市における重要文化的景観である宇治川周辺などの自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実させる。
環境学習の推進	子ども環境学習会、各種イベントなどの体験学習会、ゴミに関する環境学習などの取組を通じて、地球温暖化やゴミ問題等の環境問題に対する意識を高め、理解を促す環境学習の機会を充実させる。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実させる。
職場体験学習の推進	子どもが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実させる。
指導者の発掘と育成	子どもの体験学習や交流活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努める。
市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保	市内の空き家や生涯学習関連施設、空き店舗等の資源を活用し、地域のボランティア等による、子どもが安心して遊んだり、学習することのできる場の確保に努める。

⑤ スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進

子どもが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの交流機会を充実させる。
文化・芸術にふれる機会の充実	子どもが、『源氏物語』最後の十帖「宇治十帖」の舞台である本市の歴史文化をはじめ、様々な地域の文化・芸術に親しみ、理解を深める機会を充実させる。
伝統行事への参加	本市の伝統行事への子どもの参加を促進することによって、本市の伝統文化への理解を深める機会を充実させる。
指導者の発掘と育成	子どものスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努める。
大会やイベントの開催	子どもや大人が協力しながら運営できる、市民が主体となったスポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催支援に努める。



⑥ 生涯学習や図書館事業等の充実

子どもが学校での学習だけでなく、生涯を通じて学ぶことを身につけられるよう、青少年センターや図書館、生涯学習センターなどの地域の社会資源を活用した事業を充実させ、学びの場の拡充を図ります。

具体的施策	内容
青少年センター事業の充実	子どもの身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、青少年センター事業の充実に努める。
図書館事業の充実	子どもの自主的な学習活動や読書活動を支援し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、ニーズに応じた総合的な図書館サービスの充実に努める。
生涯学習センター等の事業の充実	生涯学習活動の拠点としての機能や各種事業の充実に努める。子どもや大人の身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、生涯学習事業の充実に努める。

⑦ 子どものまちづくりへの参加の促進

これからのまちの将来を担う子どもの創造力や意見を本市のまちづくりに活かすことができるよう、また本市のまちやまちづくりに関心をもってもらえるよう、ポスターや標語の募集など、子どもがまちづくりに参加できる機会を今後も拡充します。

具体的施策	内容
子どもが参加・企画する取組への支援	子どもが自分の住む宇治のまちのまちづくりを意識するきっかけになるよう、中高生が主体的に行うイベントづくりの支援や、ボランティア体験の機会を提供する。
ポスターや標語等の募集	子どもの意見やアイデアを活かしたポスターや標語等を募集することにより、子どものまちづくりに対する意識の向上を図る。

⑧ 学びや遊びの情報提供の充実

子どもが関心のある体験活動や各行事などに参加し、興味・関心をもつことができるよう、学びや遊びなどに関する活動について、情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動の情報収集を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供する。
生涯学習関連施設における事業の情報提供	子どもが積極的に参加しやすい学習活動の研究・検討を行うとともに、生涯学習関連施設が行う、行事や活動状況についての広報を充実させる。
地域での活動や団体活動の広報への支援	公共施設内のスペースの活用等によって、各地域の行事や団体サークルが行う広報活動を支援する。

施策の方向性：（３）地域・関係機関とのネットワークの充実強化

子どもや子育て世代が抱える悩みや課題は多様であり、解決のためには関係機関との連携が不可欠です。関係機関との情報共有や協働により、適切かつ迅速に対応できるよう、ネットワークの充実強化を図ります。

① 地域・関係機関との支援体制づくりの推進

地域・関係機関と子どもの貧困問題を共有するとともに、地域全体で気になる子どもや家庭を見守るネットワークづくりを進め、多様な支援を提供できる体制づくりを進めます。

具体的施策	内容
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わる様々な関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努める。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を、積極的に広報していくよう努める。
各種団体への研修などの支援【再掲】	地域における町内会・自治会活動や子ども会、育友会・PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努める。
市民活動のネットワーク化と組織の設立【再掲】	子育てに関する様々な市民活動のネットワーク化を図り、各活動の情報交換等、活動の充実に向けた取組を進める。
子育て支援総合コーディネーターの配置【再掲】	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援を行う。
定期的な会議、情報交換などによる連携	地域の医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けるとともに、宇治市ひきこもり支援ネットワークを通じて関係機関、家族会等の情報共有や必要な支援につなげる。
SSW(スクールソーシャルワーカー)等による支援【再掲】	SSW等と連携し、学校が地域に開かれたプラットフォームとなるよう地域・関係機関との多様な連携強化に努め、子どもへの支援を充実させる。

② 国・府等における各種施策との連携

国・府等が定める各種施策と整合・連携を図ることにより、子育て支援策の充実を図ります。

具体的施策	内容
国・府等の各種施策との総合的・一体的な推進	国・府等の各種施策・制度との連携を強化し、子育て支援を推進する。
国・府等の各種計画との整合・連携	本計画で定めた計画が実現できるよう、国・府等が定める各種計画を把握し、整合・連携を図る。

③ 調査研究・情報収集の実施

子どもや保護者の生活状況についての調査研究や、各種情報を収集し、現状等を適切に把握することで今後の計画・施策に反映するとともに、各種事業の充実に努めます。

具体的施策	内容
ニーズ調査の実施	ニーズ調査を実施し、その結果を計画策定に反映させるとともに、適宜計画の見直しを図る。
情報収集の実施	各種情報を収集することで、適切に事業を実施する。

基本目標5 誰もが健やかに成長できる環境づくりの推進

施策の方向性：（１）「生きる力」の育成と青少年の健全育成のための取組

青少年や子どもが健全に育つための教育環境の整備と教育内容の充実、有害環境対策などを行うとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めることにより、青少年の健全育成に取り組みます。

① 青少年の健全育成の推進

現在、スマートフォンやSNSなどの普及により、有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、有害となる情報から青少年や子どもを守るための対応を図ります。また、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会をつくり、青少年が人間性や社会性を育むための教育を推進します。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発する。
社会における教育	青少年の人間性や社会性を育むため、世代を超えた交流や、地域の行事など、様々な機会において、教育を行う。
民間団体や地域等との連携	健全な青少年を育成するため、民間団体や地域等と連携して見守り活動等に取り組む。

② 有害環境対策

子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

具体的施策	内容
有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書を子どもが立ち読みできない対策を講じるよう協力を要請する。
有害広告等の防止	有害なビラの配布防止や看板の設置防止につながるよう、地域での見守りを支援する。
インターネット、SNS等の閲覧防止対策の啓発	インターネット、SNS等を通じて子どもを狙う犯罪や有害環境対策として、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行うとともに、フィルター機能などの防止策の啓発に努める。

③ 子育て期の保護者への支援

子育て期の保護者の生活習慣の改善や健康についての意識向上、保護者同士の交流を通じた子育てに対する不安等の解消を図ることで、子どもが心身ともに健やかに成長していくことができるよう支援していきます。

具体的施策	内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図る。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図る。
生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努める。
食育の推進	子育て期の保護者に対して、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上、適塩などの食生活改善を啓発する。
メンタルケアの充実	子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに保護者同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図る。

④ 次代を担う子どもへの啓発活動の推進

今後、子どもが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心をもち、夢を抱けるよう、パンフレットや体験活動などを通じた啓発活動を推進します。

具体的施策	内容
思春期、青年期への子育て・家庭に関する啓発	子どもが、結婚や家庭生活、子育てに関する正しい意識を醸成できるよう、講座を開催するとともに、各種パンフレットを配布するなど啓発活動を行う。
思春期、青年期に子どもにふれあう機会の充実	子どもが、赤ちゃんとふれあう経験をすることにより、将来自分が家庭をもって子どもを育てる夢を描き、その心構えができるよう、保育体験や赤ちゃんとの交流事業を推進する。



⑤ 家庭の子育て・教育力の強化

子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、地域や関係団体とも連携しながら、子育て講座などの開催や保護者同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発、支援に取り組みます。

具体的施策	内容
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあるとの認識を保護者がもち、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないよう、また、乳幼児期における適切なスマートフォンの使用など、家庭教育の啓発に努める。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう、子どもを通じて家庭に働きかける。
子育て講座などの開催	子育てについての講座やセミナーなどを開催し、子育ての不安などの解消を図るとともに、家庭においてどのような子育てを目指すのかをイメージしながら、両親、祖父母などが協力して子育てができるように支援する。
保護者同士の交流活動への参加促進と環境づくり	地域子育て支援拠点や子育てサークル支援の充実により、保護者同士の交流活動を促進し、交流を通じてともに育ち合える子育て環境づくりを支援する。

⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶と対応

子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取組を推進します。

具体的施策	内容
DVの根絶	DVの根絶に向けた取組を進める。
相談窓口の充実	DV被害に関する相談について、「女性のための相談」「男性のための相談」等により迅速・的確に対応するとともに、相談から被害者保護等に関わる関係機関の連携を進める。また、相談窓口について、広報誌やホームページ、リーフレット、公共施設・民間施設への相談カード設置等により周知を図る。
DVについての市民への啓発	DVの根絶に向けてセミナーや街頭啓発などを行う。
DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図る。

⑦ 学習支援の充実

生活保護・生活困窮世帯等に対する学習支援事業を推進し、学習環境が整わないなどの問題を抱える子どもへの学習支援を行います。

具体的施策	内容
放課後学習の支援	学習環境が整わない子どものために放課後に学習支援を行うことで学力の向上に努める。
学習環境の充実	問題を抱える子どもに対して学習方法のアドバイスや学習環境を整備するなど環境の充実に努める。

施策の方向性：（２）生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策

生活保護や生活困窮世帯等に対する経済的負担の軽減や就労対策を行うことで、生活基盤を支え、自立に向けた支援を行います。

① 生活保護・生活困窮世帯等への就労支援体制の強化

生活保護・生活困窮世帯等に対して、就労相談や技能取得などの支援を行います。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援	就業や再就職、起業を希望する人に対して、就労相談の実施、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。

② 経済的負担軽減の取組の推進

各種施策の実施により、経済的に困難な状況にある家庭への支援を行います。

具体的施策	内容
子育て家庭に対する手当の充実への取組	子育て家庭に対する各種手当制度の充実に向けて検討するとともに、国や京都府へ子どもの貧困対策の観点もふまえて要望を行う。
子育て家庭の医療費負担の軽減【再掲】	子育て支援医療費支給について、対象者の健康保持と経済的軽減を図り、安心して医療が受けられる制度運営に努めるとともに、制度拡充に向けて検討する。また、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望する。
施設利用料の軽減【再掲】	子ども連れの公共施設利用者や民間施設利用者について、利用料の軽減等を検討する。
各種制度活用に向けた情報提供【再掲】	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行う。
保育料負担の軽減【再掲】	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取組を進める。
教育費負担の軽減【再掲】	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助などによる教育費負担の軽減に向けた取組を進める。

③ 生活困難や生活課題の解決に向けた支援

生活保護・生活困窮者世帯等が抱える様々な課題を早期に発見し、解決に向けた支援を行います。

具体的施策	内容
生活課題の早期発見・対応	生活保護・生活困窮者世帯等が抱える課題を早期に発見し対応を検討する。
家計に対する支援	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び生活保護受給者に対し、支援を行う。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応する。

施策の方向性：（３）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対して、相談体制の充実、就労・経済的支援など様々な支援を行います。

① ひとり親家庭等への相談等の充実

ひとり親家庭等からの、生活、就労、教育等、様々な問題に対して必要な情報提供や相談・支援を充実します。

具体的施策	内容
相談窓口の充実	経済的困難を抱える家庭の様々な課題について、総合的に相談できる体制を維持するとともに、より相談しやすい窓口のあり方についても検討を進める。
問題事象の早期発見・対応【再掲】	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりで抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応する。
ひとり親家庭等の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭等が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実を図る。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門的人材との連携によって資質や専門性の向上に努める。
ひとり親家庭等向けの制度等の周知・啓発	国や京都府、本市におけるひとり親家庭等向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努める。

② ひとり親等への就労・経済的支援の充実

ひとり親家庭等に対して、ハローワーク等と連携し、就労支援を行うとともに、様々な経済的支援の充実を図ります。

具体的施策	内容
就業・再就職に向けた支援【再掲】	就業、再就職や起業を希望する人に対して、就労相談の実施、セミナーの開催や情報提供等を行う。
技能取得などへの支援【再掲】	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行う。
商工会議所、ハローワーク等との連携【再掲】	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努める。また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行う。
ひとり親家庭等の医療費負担の軽減	ひとり親家庭等を対象とした医療費支給事業については、今後も継続実施することで、安心して医療が受けられる制度運営に努める。
ひとり親家庭等の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭等が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施する。



第5章

教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画は、就学前児童に係る教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の目標として定める必要があります。

（１）「量の見込み」の算出について

国が示す算出の基本的な考え方を参考にし、ニーズ調査結果や実績に応じた傾向などから算出しています。

【国が示す算出の基本的な考え方】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{児童} \\ \text{推計} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ニーズ調査結果} \\ \text{に基づく指標} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{量の見込み} \\ \text{（需要）} \\ \hline \end{array}$$

（２）「確保方策」について

「量の見込み」に対応した目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において、市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所等の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の 22 事業です。令和 4 年の児童福祉法等の一部改正を踏まえて、宇治市子どもまんなかプランでは、新たに 6 事業が追加されています。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、数値等の算出が必要とされているものと算出不要のものがあります。

区分	対象事業	「量の見込み」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な考え方を参考に算出
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育）	
	(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育	
	(3) 保育所等一時預かり	
	(4) 病児・病後児保育事業	
	(5) ファミリー・サポート・センター	
	(6) 育成学級（放課後児童クラブ）	
	(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）	
	(8) 地域子育て支援拠点事業	
	(9) 利用者支援事業	
	(10) 乳児家庭訪問事業	
	(11) 養育支援訪問事業	
	(12) 妊産婦健康診査	
	(13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	
	(14) 児童育成支援拠点事業【新規】	
	(15) 親子関係形成支援事業【新規】	
	(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	
	(17) 乳児等通園支援事業【新規】	
	(18) 産後ケア事業【新規】	
	(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	算出不要
	(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(21) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

4 教育・保育事業

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

【事業概要】

幼稚園は保護者の就労等にかかわらず、3～5 歳児を対象に、幼児教育を提供する施設です。

保育所は、保護者の就労等により保育が必要な場合に、0～5 歳児を預かり、保育を提供する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

地域型保育は、定員 20 人未満の小さな規模で 0～2 歳児を預かる事業で、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」があります。

① 満3歳以上の教育（1号認定）

満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合（主に幼稚園・認定こども園で対応）

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望者数	1,776 人	1,680 人	1,560 人	1,453 人	1,345 人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1,253 人	1,175 人	1,086 人	1,009 人	950 人
確 保 方 策	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人	3,386 人
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	2,133 人	2,211 人	2,300 人	2,377 人	2,436 人

【今後の方向性】

計画期間中の「量の見込み」について対応可能です。なお、保育所から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

② 満3歳以上の保育（2号認定）

満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園で対応）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望者数	2,307 人	2,288 人	2,254 人	2,240 人	2,232 人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	2,193 人	2,181 人	2,174 人	2,164 人	2,154 人
確 保 方 策	2,450 人	2,450 人	2,450 人	2,450 人	2,450 人
過 不 足 (確保方策－量の見込み)	257 人	269 人	276 人	286 人	296 人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることの検討や幼稚園の預かり保育の利用状況をふまえながら、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

③ 満3歳未満の保育（3号認定）

満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（主に保育所・認定こども園・地域型保育で対応）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用希望者数	1,765 人	1,730 人	1,780 人	1,771 人	1,784 人

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み		1,759 人	1,752 人	1,740 人	1,731 人	1,725 人
確 保 方 策	教 育 ・ 保 育 施 設	1,721 人	1,721 人	1,721 人	1,721 人	1,721 人
	地 域 型 保 育	97 人	97 人	97 人	97 人	97 人
	合 計	1,818 人	1,818 人	1,818 人	1,818 人	1,818 人
過 不 足 (確保方策－量の見込み)		59 人	66 人	78 人	87 人	93 人

【 今後の方向性 】

市全域では計画期間中の「量の見込み」について対応可能な「確保方策」となっていますが、保育ニーズの地域偏在や年齢偏在に対応するために、受入可能な施設の積極的な周知を図ります。また、幼児と乳児の定員の調整を図ることや、定員等のあり方について検討します。

なお、幼稚園から認定こども園への移行等については、教育・保育施設等の利用状況及び保護者の利用希望、事業者の意向もふまえて検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園などで、保育標準時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,016人	2,199人	2,092人	2,118人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,208人	2,202人	2,192人	2,183人	2,174人
確保方策（B）	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
差引（B）－（A）	292人	298人	308人	317人	326人

【今後の方向性】

現在、市内20の保育所・認定こども園で11時間を超えて延長保育を実施しており、受け入れ枠として2,500人あります。これまでの実績値や計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により、確保に努めます。

(2) 幼稚園・認定こども園預かり保育

【 事業概要 】

幼稚園や認定こども園などで、教育課程にかかる教育時間の終了後などにおいて、在園する園児を預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	-人	-人	-人	-人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	50,823 人	48,884 人	46,375 人	44,275 人	43,648 人
確保方策（B）	97,820 人	97,820 人	97,820 人	97,820 人	97,820 人
差引（B）－（A）	46,997 人	48,936 人	51,445 人	53,545 人	54,172 人

【 今後の方向性 】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能です。



(3) 保育所等一時預かり

【 事業概要 】

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、保育所や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	4,411 人日	3,186 人日	4,507 人日	4,386 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4,627 人日	4,613 人日	4,593 人日	4,574 人日	4,556 人日
確保方策（B）	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日	31,000 人日
差引（B）－（A）	26,373 人日	26,387 人日	26,407 人日	26,426 人日	26,444 人日

【 今後の方向性 】

現在、市内の15の保育所・認定こども園で一時預かりを実施しており、受け入れ枠として31,000人日あります。計画期間の「量の見込み」を上回っていることから、既存施設での対応により確保に努めます。

(4) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所等に付設された施設で、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	1,525 人日	2,829 人日	3,133 人日	4,163 人日

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(A) 量の見込み	就学前児童	5,203 人日	5,162 人日	5,116 人日	5,074 人日	5,049 人日
	小学生児童	555 人日	535 人日	512 人日	493 人日	473 人日
	合 計	5,758 人日	5,697 人日	5,628 人日	5,567 人日	5,522 人日
確保方策 (B)		6,560 人日	6,547 人日	6,529 人日	6,512 人日	6,496 人日
差引 (B) - (A)		802 人日	850 人日	901 人日	945 人日	974 人日

【今後の方向性】

計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているため、既存施設の対応件数の今後の見込みや実施施設の拡充の可能性などについて検討しながら、実施施設の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター

【 事業概要 】

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。

【 現状 】

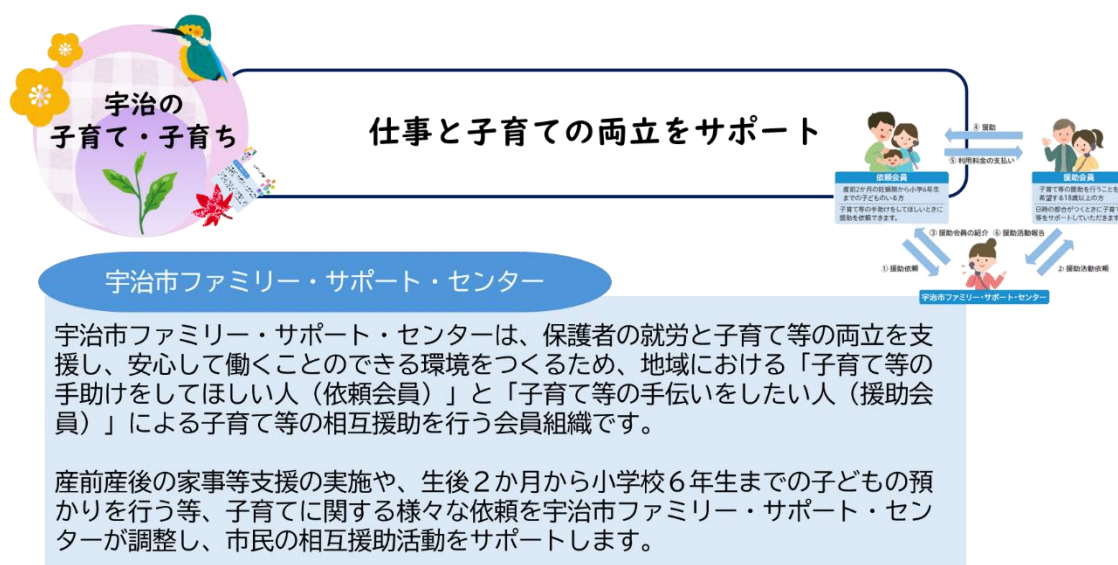
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,456 人日	1,486 人日	1,302 人日	796 人日

【 量の見込みと確保方策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(A) 量の見込み	就学前児童	511 人日	490 人日	470 人日	452 人日	435 人日
	小学生児童	551 人日	535 人日	511 人日	493 人日	472 人日
	合計	1,062 人日	1,025 人日	981 人日	945 人日	907 人日
確保方策 (B)		1,062 人日	1,025 人日	981 人日	945 人日	907 人日
差引 (B) - (A)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

計画期間中の「量の見込み」について、対応可能ですが、今後も、引き続き活動件数の増加に向けて、会員数の増加や活動内容の充実を図りながら確保に努めます。



(6) 育成学級（放課後児童クラブ）

【 事業概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	2,505 人	2,349 人	2,407 人	2,394 人	2,444 人

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,439 人	2,432 人	2,426 人	2,420 人	2,411 人
確保方策（B）	2,480 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人	2,480 人
差引（B）－（A）	41 人	48 人	54 人	60 人	69 人

【 今後の方向性 】

現在は、市の育成学級や民間事業者で実施していますが、計画期間の「量の見込み」が現状値を上回っているものの、育成学級については必要な施設整備を行うとともに、民間の放課後児童クラブでの受け入れ児童数の拡大を図り、確保に努めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

【 事業概要 】

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	36 人日	51 人日	54 人日	86 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日
確保方策（B）	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日	90 人日
差引（B）－（A）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

現在、6か所の市外の施設で実施しており、今後もニーズに対応できるよう、確保に努めます。

(8) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳児のみ）

【事業概要】

就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、相互に交流を図ることができる場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行う事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	15,032 人回	16,338 人回	24,352 人回	26,173 人回
全利用者（参考）	36,518 人回	38,362 人回	55,870 人回	62,206 人回

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	23,305 人回	22,974 人回	22,967 人回	22,836 人回	22,737 人回
確保方策（B）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【今後の方向性】

現在、全10中学校区に1か所ずつ開設しています。児童虐待の未然防止の観点からも、支援が必要な家庭等の養育状況などを把握し、適切な支援につなげていけるよう、アウトリーチ型の取り組みや各拠点の連携など、機能の充実についての検討を進めます。



親子で集えるひろばの充実



地域子育て支援拠点（ひろば）

宇治市には、就学前のお子さんとその保護者の方が気軽に集い、相互に交流を図ることができる「ひろば」が各中学校区に1か所（合計10か所）あります。保育園の施設や大学、民間商業施設や民家等で開設しており、地域の方が集える場所となっています。

ひろばでは、産前～就学前の子どもとその保護者は無料で利用、交流でき、子育て等の相談を行っており、身近に相談できる場となっています。

土曜日や日曜日に開設しているところや、植物公園や西宇治公園で開設している場所もあり、多くの親子連れが訪れます。

(9) 利用者支援事業

【 事業概要 】

子どもや保護者が計画における事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などの支援を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	-	-	-	-	1 か所

【 量の見込みと確保方策 】

＜基本型＞ ※身近な場所で日常的に子育て相談等を実施する類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
確保方策（B）	1 か所	2 か所	5 か所	10 か所	10 か所

＜特定型＞ ※主に待機児童解消のために保育施設や保育関連事業の利用を支援する類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策（B）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

＜こども家庭センター型＞ ※こども家庭センターを設置している場合の類型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策（B）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【 今後の方向性 】

子どもや保護者に対し、適切な子育て支援情報の提供や相談、助言などを各地域子育て支援拠点等において実施していくとともに、「基本型」については、令和4年の児童福祉法改正により創設された「地域子育て相談機関」としての設置を含めて検討します。

(10) 乳児家庭訪問事業

【 事業概要 】

保健師または訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、計測や母子の保健指導等、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行い、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、児童虐待の早期発見・防止など、必要に応じて支援を行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	1,041 件	1,035 件	1,004 件	977 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,004 人	996 人	992 人	987 人	983 人
確保方策（B）	実施体制：保健師等による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、保健師等による訪問を行っており、母子に寄り添った支援につながるよう、子育て情報の提供や相談、助言に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【 事業概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行う事業です。

なお、本事業の家事・育児支援部分については、令和6年度から、子育て世帯訪問支援事業に統合することとなりました。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	2,087 件	2,081 件	2,230 件	2,666 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2,710 件	2,700 件	2,700 件	2,690 件	2,690 件
確保方策（B）	実施体制：保健師等による訪問				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、保健師及び助産師による訪問を行っており、養育が適切に行えるよう、相談や指導助言に努めます。

(12) 妊産婦健康診査

【 事業概要 】

妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行う事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳交付数	1,131 件	1,071 件	1,008 件	993 件

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,030 人	1,020 人	1,020 人	1,010 人	1,010 人
確保方策	実施場所：京都府内の委託医療機関等				

【 今後の方向性 】

事業の実施については、現在、事業委託を行っており、今後も同様の体制で実施し、妊産婦の健康管理の充実に努めます。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

様々な理由により児童の養育について支援が必要となっている家庭に対し、ヘルパー等を派遣し、家事・育児支援を実施する事業です。なお、令和6年度から、養育支援訪問事業の家事・育児支援と統合することとなりました。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	-人日	-人日	-人日	25人日

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
確保方策(B)	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【今後の方向性】

家事・子育てに関して不安を抱える子育て家庭や妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、支援対象者の生活環境を整えることを通して、課題解消につながるよう支援を継続します。



宇治の
子育て・育ち

児童虐待、ヤングケアラー等への支援



ヤングケアラー

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。
小さいころから当たり前のように家族の世話をしていたため、自らがヤングケアラーだという自覚がない子どもたちも多くいます。

児童虐待

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけではなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。
毎年11月の秋のこどもまんが月間オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンでは、関係部署や関係団体、地域の方と連携して、児童虐待等の未然防止や早期発見にむけた啓発に取り組んでいます。

(14) 児童育成支援拠点事業

【 事業概要 】

養育環境に課題を抱える子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外の生活の場を子どもに提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

【 今後の方向性 】

今後、必要に応じて計画の中間見直し等にて、事業実施について検討を行います。

(15) 親子関係形成支援事業

【 事業概要 】

子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、子どもとの関わり方についての知識や方法を身に付けることができるように、講義やグループワーク等を実施し、保護者同士が悩みや不安を相談・共有できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【 今後の方向性 】

今後、必要に応じて計画の中間見直し等にて、事業実施について検討を行います。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【 事業概要 】

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2,166 回	2,064 回	2,032 回	2,769 回

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,030 回	3,000 回	3,000 回	2,970 回	2,970 回
確保方策（B）	3,030 回	3,000 回	3,000 回	2,970 回	2,970 回
差引（B）－（A）	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

※妊娠届出数に、面談回数3回（見込み）を乗じて量の見込みを算出

【 今後の方向性 】

妊婦や配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を引き続き行います。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 事業概要 】

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	-人日	-人日	-人日	-人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
確保方策（B）	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
差引（B）－（A）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

令和6年度途中から試行実施を開始した事業のため、「量の見込み」は、令和6年度時点の利用定員数（確保方策）と同数としています。今後、利用状況等を見ながら、必要に応じて量の見込みと確保方策の見直しを含めた検討を行います。

(18) 産後ケア事業

【 事業概要 】

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	194 人日	275 人日	266 人日	304 人日

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	400 人日	410 人日	420 人日	430 人日	440 人日
確保方策（B）	400 人日	410 人日	420 人日	430 人日	440 人日
差引（B）－（A）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【 今後の方向性 】

心身のケア、育児の支援、その他母子の健康増進に必要な支援を行うとともに、受入体制の充実に努めます。



(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワークの構成員の専門性強化や連携強化を図る取組を行う事業です。

宇治市要保護児童対策地域協議会の活動を充実するとともに、関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止と早期対応できる環境づくりを進めます。

(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされています。低所得者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対し日用品、文房具などの必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では、平成28年度より実施しています。

(21) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。本市では、令和4年度より実施しています。



第6章

計画の推進

「宇治市子どもまんなかプラン」では、こども大綱の策定に伴い、その理念を踏襲し、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を一本化し、両計画にてこれまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、さらに推進・発展させていきます。

1 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、子ども・保護者・地域・事業所・行政がそれぞれ連携・協力し、役割を果たしながら、総合的に施策を推進していくことが重要です。

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においても子どもの意見を聞くことが求められているところであり、子どもも社会の一員として参画していくことが求められているところです。こうしたことから、本計画では「子どもの役割」を新たに定めます。

全ての人がこうした役割を果たすことによって、生まれた環境に左右されず、誰もが健やかな成長と発達が等しく保障され、地域社会において子ども自身の役割を果たしながら、夢と希望をもって成長していくことができるまちを目指します。

（1）子どもの役割

子どもの年齢及び発達の程度に応じて、自身の関係する事項について意見をのべる機会や多様な社会的活動に参加する機会が確保される必要があります。

こうした中で、社会や日常生活の活動において、大人だけでなく、子ども自らも考えをのべ、社会の一員として関わっていくことが求められています。

（2）保護者の役割

家庭は子どもの人生の土台を築く、子育て・子育ち・教育の場であり、子どもは保護者の愛情がそそがれる中で、心身ともに健康的な生活習慣や生きる力が身につき成長します。そのため、保護者は子育て・子育ちの大事さを十分に認識し、子どもを含めた家族それぞれが、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、性別にかかわらず保護者がしっかりと子どもに向き合い、子育て・子育ちについ

ての責任を果たすという基本的認識のもと、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、その他子育てに関わる全ての機関や人と積極的に協力していくことや、子育てを楽しみ、困ったことがあれば気軽に地域や行政など周りに相談することが大切です。

さらに、保護者は子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子どもが未来に夢と希望をもてるよう子育てを行っていくことが求められています。

（３）地域・市民の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、核家族化など家族規模の縮小や配慮を要する家庭の増加の中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみでの子育て・子育て支援に努めていくことが必要です。

そのためには、みんなで支え合い助け合うまちづくりを進めながら、地域の連帯意識を醸成し、地域との関わりをより一層深め、子どもが地域で成長できる風土づくりを市民中心に進めていくことが重要です。

また、地域の人材や施設、伝統文化などの地域資源を積極的に活用し、それぞれの特性を生かしながら、子育て支援活動を進めることや、子育て支援に関する活動を自主的に行っている個人や関係機関などが積極的に活動を推進し、より多くの市民が子育てや子育て環境づくりに参加していくことが期待されます。

すべての市民が子どもや子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが求められています。

（４）事業所の役割

事業所などは、子どもをもつ従業員が、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うことが求められています。特に、育児休業や短時間勤務等の両立を支援する制度の定着や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要です。また、職場においても、妊婦の健康管理や子育てを行う従業員に対する理解・協力など、様々な配慮が求められています。

そして、事業所などは、経営者を含めたすべての従業員が子育ての社会的意義を認識し、男性の子育てへの関わりの促進や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デー」をはじめ、「家族の日」にちなんだ取組、育児休業や子どもが病気の際の休暇などを男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰などへの配慮に努めることも必要です。さらに、子どもへの職場

体験の機会提供など、子どもの健やかな成長・発達に向けたよりよい環境づくりに努めることが求められています。

（５）行政の役割

行政は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、庁内や関係機関、さらには国や府などと積極的に連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における子育て支援サービス基盤の整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。

また、家庭・地域・事業所と連携して子育て支援を行うことができるよう調整するとともに、行政はそれぞれの役割を補完しながら、率先して、子どもの貧困対策を総合的に推進し、子どもが笑顔で夢と希望をもって成長できる子育て支援のまちづくりに取り組みます。

２ 計画の推進

本計画の実現に向けて、家庭・地域・事業所・行政それぞれの役割をふまえながら、施策の総合的な推進を図るため、市民・関係団体等との連携や行政内部の体制整備等を次のように進めます。

（１）市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わる様々な施策の総合的な推進に取り組みます。

（２）地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

社会全体で子育て・子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力が必要です。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取組を推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 施策の効率的・効果的推進

計画に基づき効率的・効果的な取組を行うために、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。

また、民間活力の活用について取組を進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、子どもの意見を考慮に入れ、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

3 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 「宇治市子ども・子育て会議」

本計画に基づく取組や施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

(2) 子どもの意見の反映

本計画の進捗状況の管理・評価にあたっては、必要に応じてイベントや学校を通じて子どもへの聞き取りやアンケート等を実施するなど、子どもの意見が反映されるよう努めます。

(3) 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、計画に基づく取組や施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」における調整を経て、「宇治市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価をふまえて取組や施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。



資料編

1 ニーズ調査の結果と分析

調査の概要

- 調査対象：「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」
市内の0歳から17歳の子どもの中から無作為に抽出した、4,500人の子どもの保護者（各歳250人）
「宇治市子どもの生活に関するアンケート」
上記で抽出された、8歳(小学3年生)以上の子ども2,500人
- 調査票区分：① 就学前児童の保護者用・・・0歳～5歳の子どもの保護者
② 小学生の保護者用・・・・・・6歳～11歳の子どもの保護者
③ 中高生等の保護者用・・・・・・12歳～17歳の子どもの保護者
④ 子ども用・・・・・・・・・8歳～17歳の子ども
- 調査期間：令和6年3月15日（金） 調査票発送
令和6年3月29日（金） 回答期限、督促状発送
令和6年4月10日（水） 最終回答期限
- 調査方法：郵送による調査票の配布・回収

調査対象	配布数	回収数	回収率			
			今回	前回	前々回	初回
就学前児童の保護者	1,500 通	687 通	45.8%	44.7%	49.7%	49.2%
小学生の保護者	1,500 通	598 通	39.9%	45.2%	50.3%	57.1%
中高生等の保護者	1,500 通	544 通	36.3%	34.8%	—	—
小学生（小学3年生以上）	1,000 通	341 通	34.1%	43.9%	—	—
中学生・高校生等	1,500 通	486 通	32.4%	34.2%	—	—

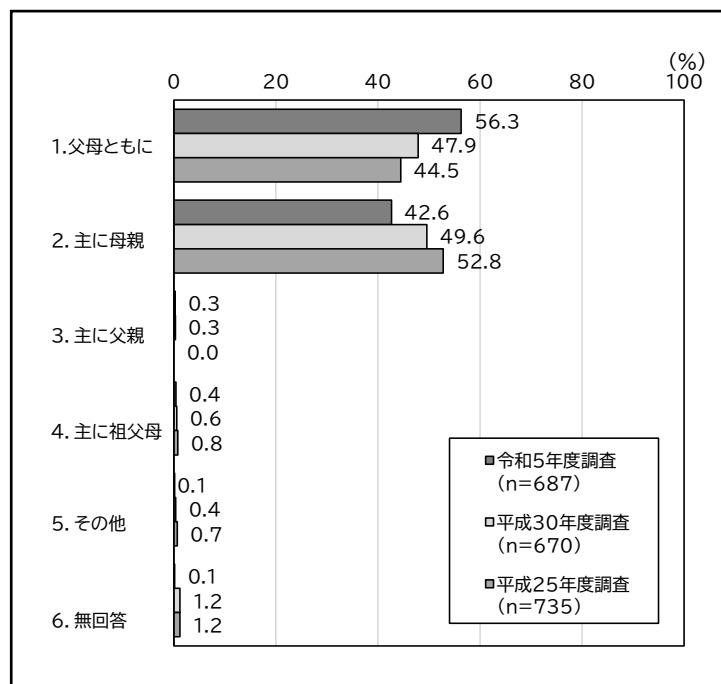
調査結果の見方

- 回答結果は、各質問の選択肢の「回答数（※1）」を同質問の「回答者数（※2）」で除した数値〔回答数/回答者数〕を百分率（％）で示しています。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
「回答数（※1）」：各質問の選択肢毎の回答者数
「回答者数（※2）」：各質問における回答者数
- 複数回答が可能な設問についても、グラフ内では「回答者数」と表記しています。
- 複数回答が可能な設問の場合、「回答数」が「回答者数」に対してどのくらいの割合であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(1) 子育てを主に行っている人について

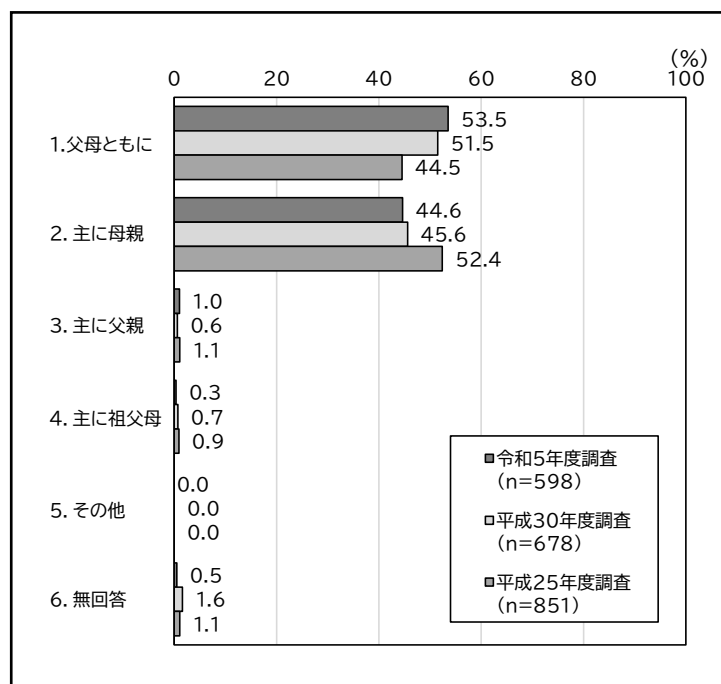
【就学前児童】

R5調査では、「1.父母ともに」の割合が56.3%と最も高く、次いで「2.主に母親」の割合が42.6%となっています。



【小学生】

R5調査では、「1.父母ともに」の割合が53.5%と最も高く、次いで「2.主に母親」の割合が44.6%となっています。

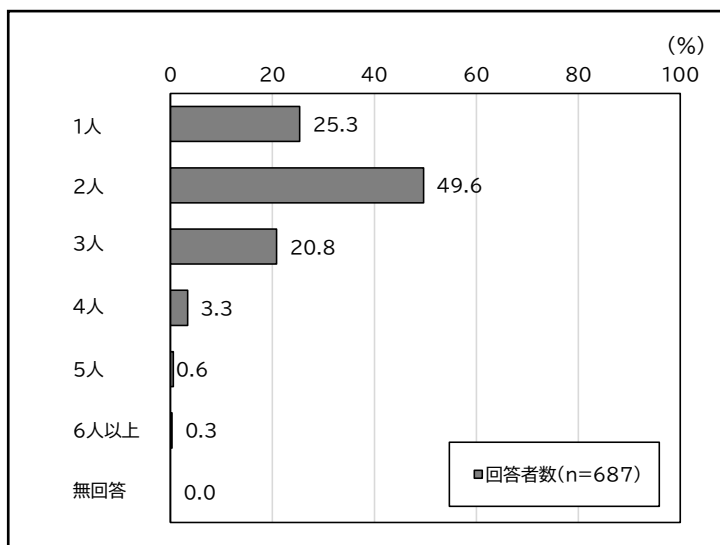


(2) 子どもの人数

①実際の人数

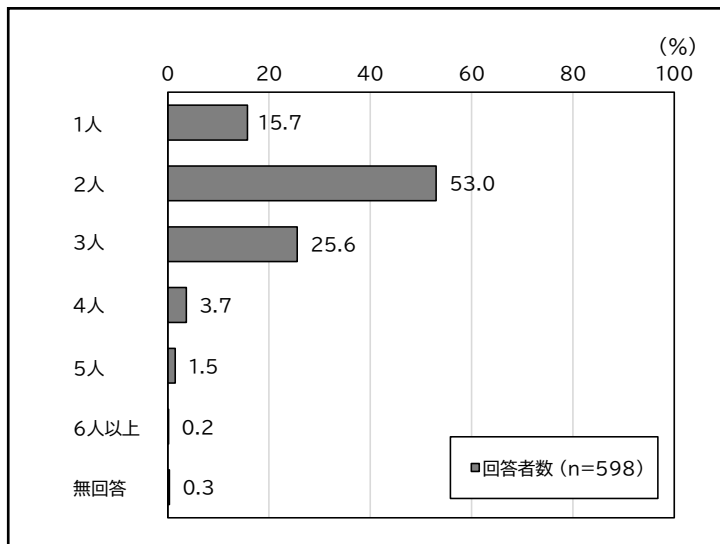
【就学前児童】

R5調査では、「2人」の割合が49.6%と最も高く、次いで「1人」の割合が25.3%となっています。



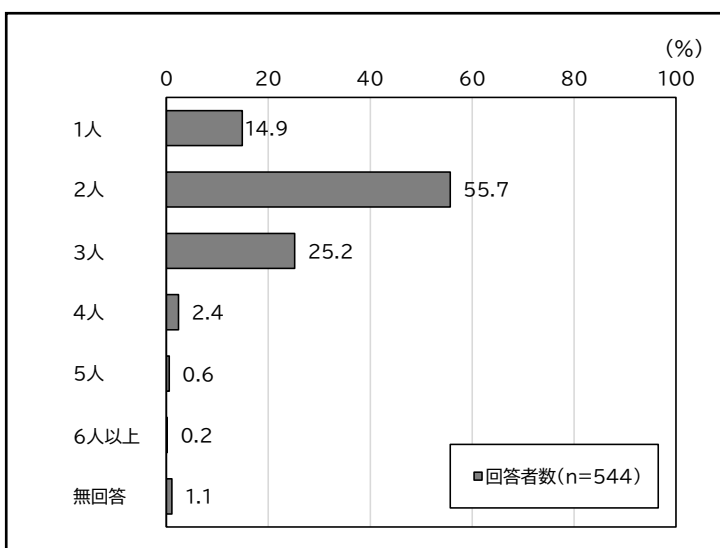
【小学生】

R5調査では、「2人」の割合が53.0%と最も高く、次いで「3人」の割合が25.6%となっています。



【中高生】

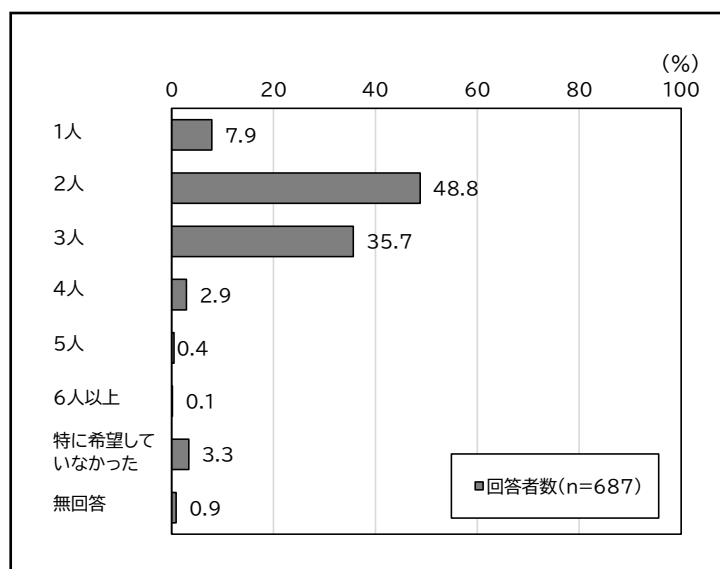
R5調査では、「2人」の割合が55.7%と最も高く、次いで「3人」の割合が25.2%となっています。



②希望している（していた）人数

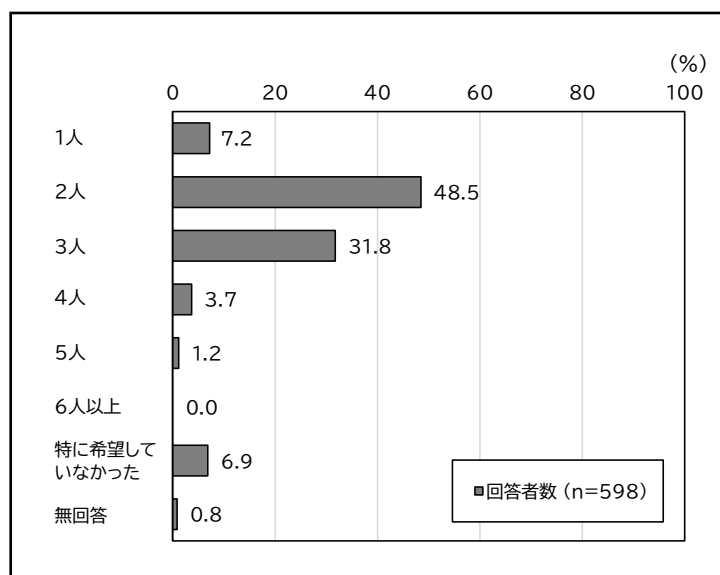
【就学前児童】

R5調査では、「2人」の割合が48.8%と最も高く、次いで「3人」の割合が35.7%となっています。



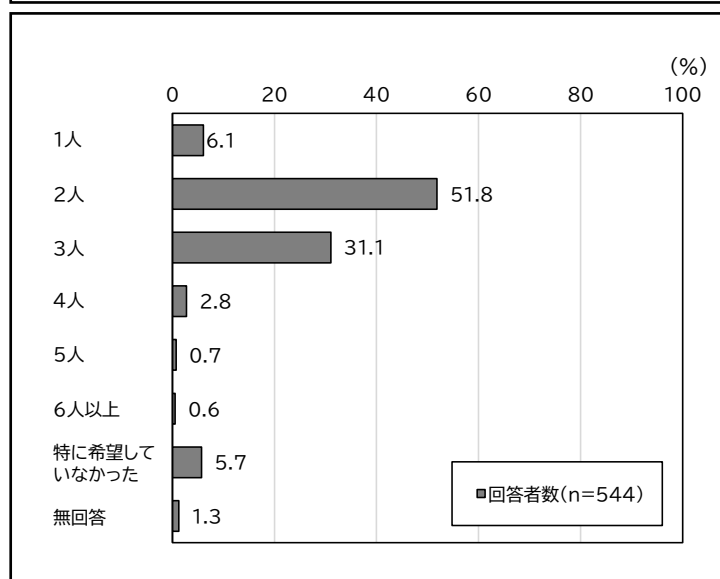
【小学生】

R5調査では、「2人」の割合が48.5%と最も高く、次いで「3人」の割合が31.8%となっています。



【中高生】

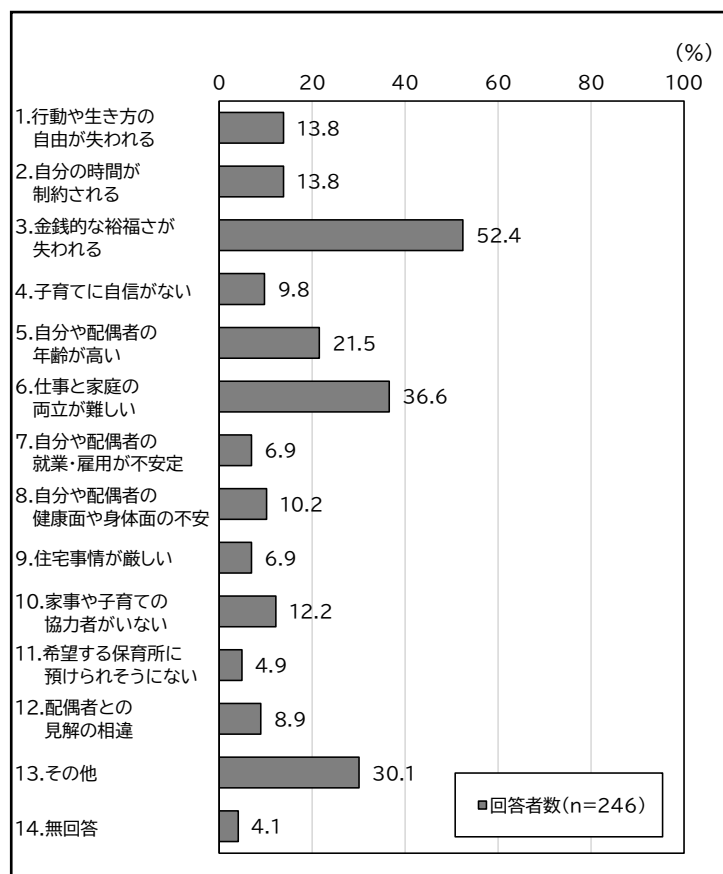
R5調査では、「2人」の割合が51.8%と最も高く、次いで「3人」の割合が31.1%となっています。



③希望している（していた）人数と異なる理由

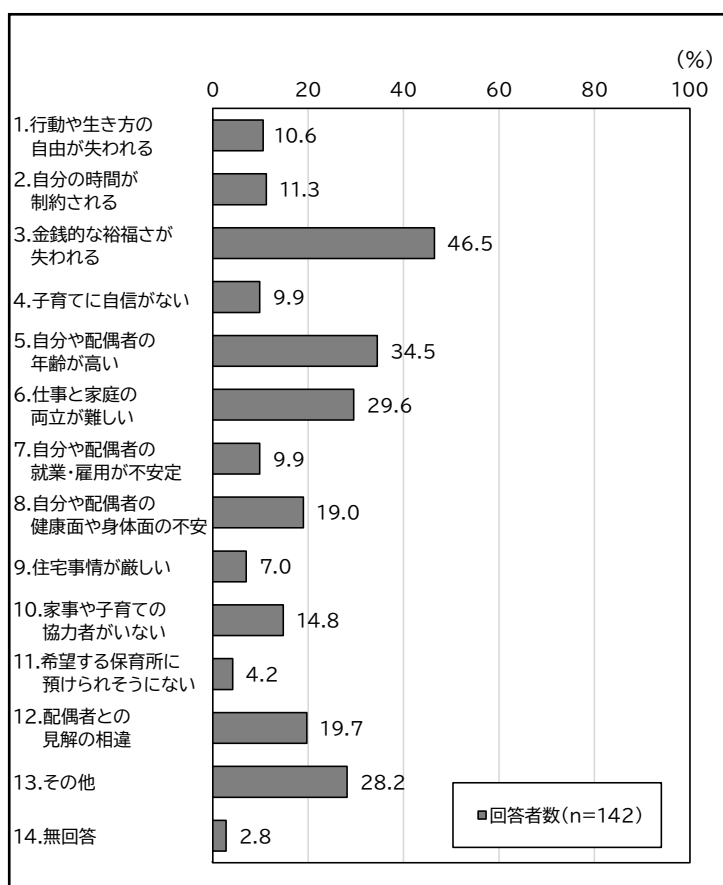
【就学前児童】

R5調査では、「3.金銭的な裕福さが失われる」の割合が52.4%と最も高く、次いで「6.仕事と家庭の両立が難しい」の割合が36.6%となっています。



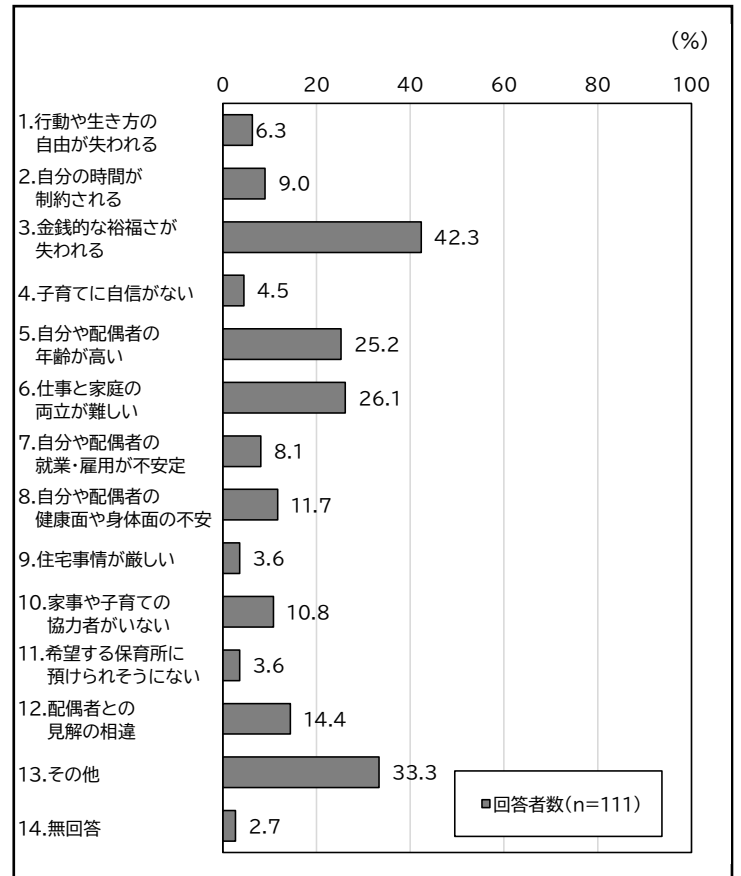
【小学生】

R5調査では、「3.金銭的な裕福さが失われる」の割合が46.5%と最も高く、次いで「5.自分や配偶者の年齢が高い」の割合が34.5%となっています。



【中高生】

R5調査では、「3.金銭的な裕福さが失われる」の割合が42.3%と最も高く、次いで「13.その他」の割合が33.3%、「6.仕事と家庭の両立が難しい」の割合が26.1%となっています。



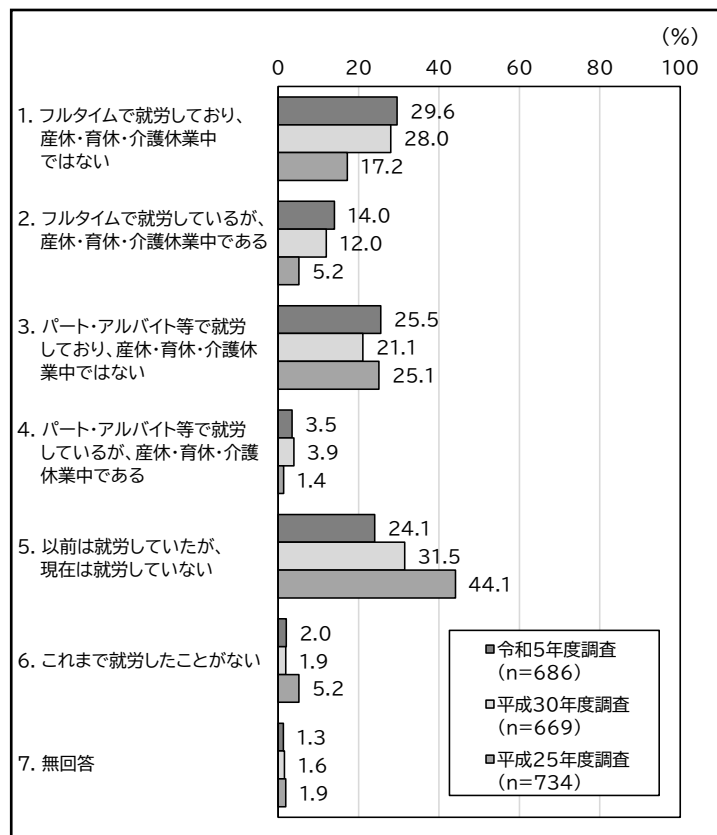
(3) 母親の就労状況と就労希望について

① 母親の現在の就労状況

【就学前児童】

R5 調査では、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が、29.6%と最も高く、次いで「3. パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.5%、「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.1%となっています。

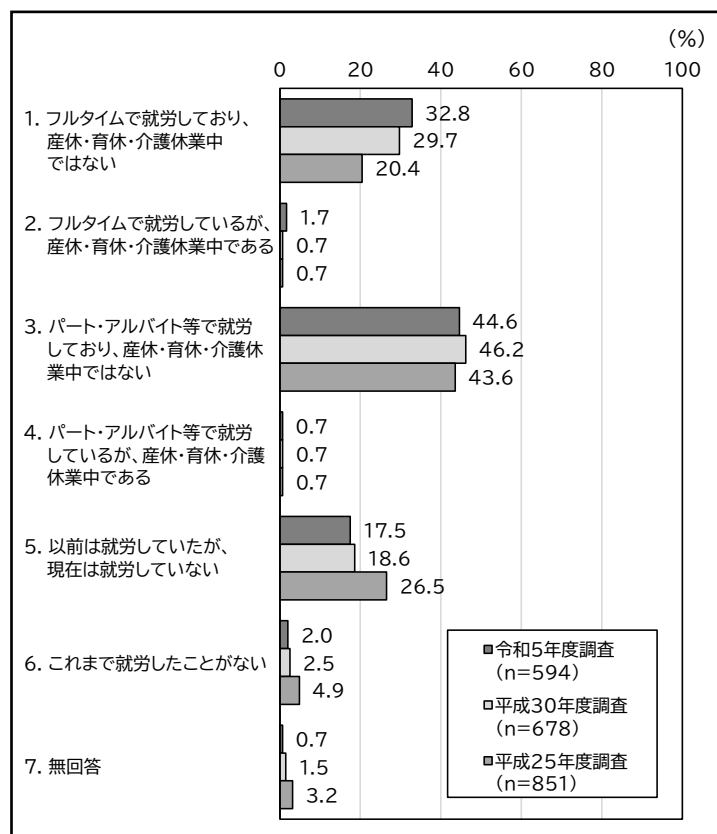
これまでの調査と比較すると、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「2.フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が年々増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「3.パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.8%、「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が17.5%となっています。

これまでの調査と比較すると、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が年々増加しています。



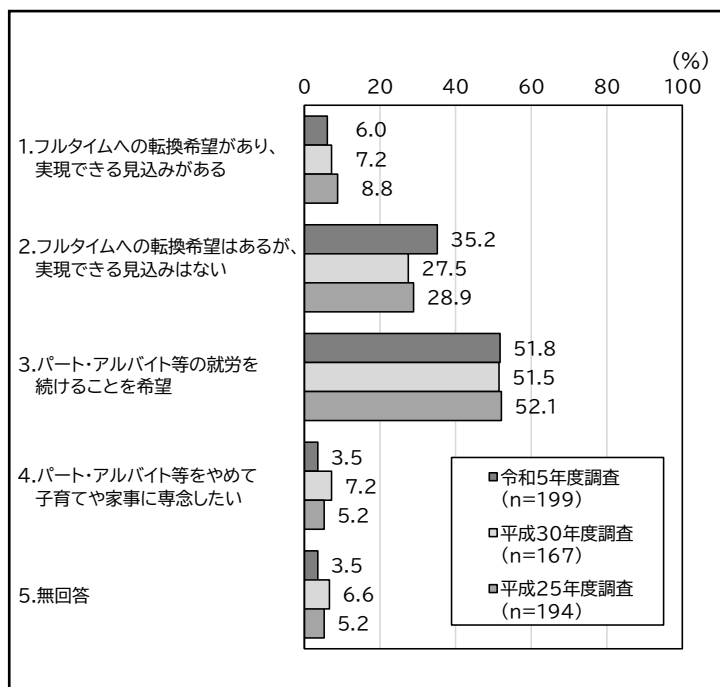
② 母親のフルタイムへの転換及び就労希望

〈現在パート・アルバイト等〉

【就学前児童】

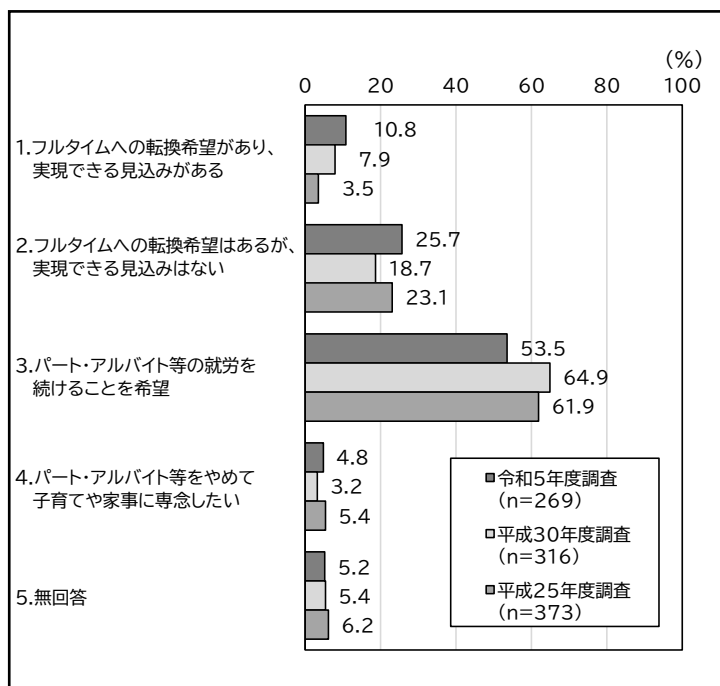
R5 調査では、「3.パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が 51.8%と最も高く、次いで「2.フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 35.2%となっています。

項目ごとに増減はあるものの、大きな変化はみられません。



【小学生】

R5 調査では、「3.パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が 53.5%と最も高く、次いで「2.フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 25.7%、「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 10.8%となっています。



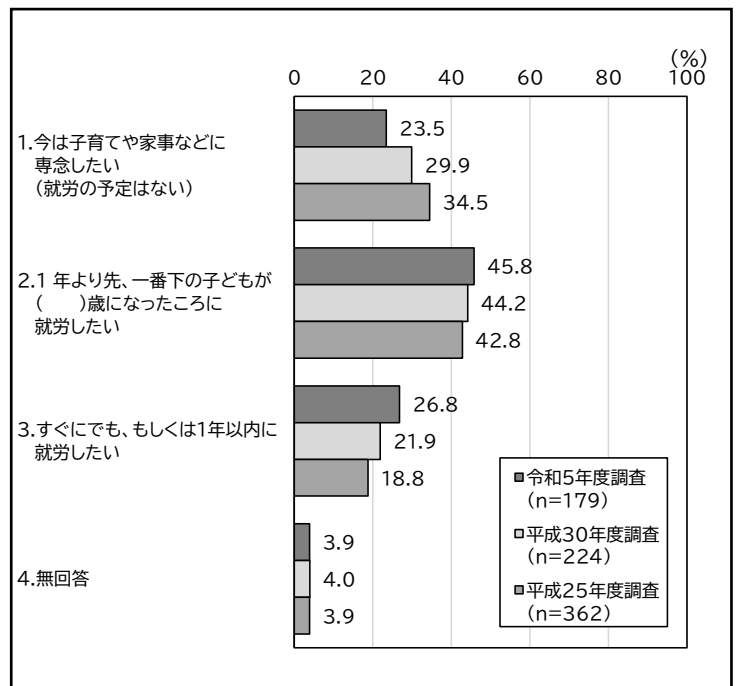
③母親のフルタイムへの転換及び就労希望

〈現在就労していない〉

【就学前児童】

R5 調査では、「2. 1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 45.8%と最も高く、次いで「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 26.8%、「1.今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 23.5%、となっています。

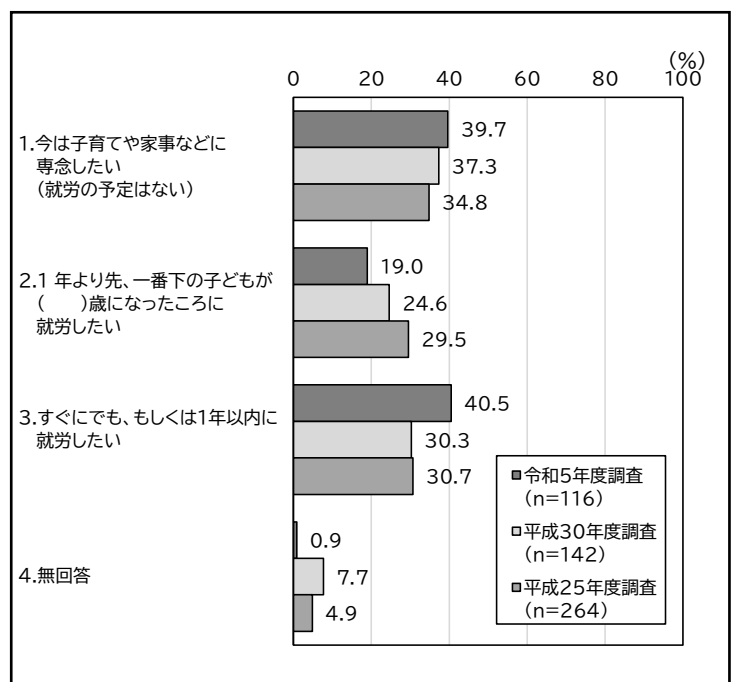
これまでの調査と比較すると、「就労したい」割合が増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 40.5%と最も高く、次いで「1.今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 39.7%、「2.1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 19.0%となっています。

これまでの調査と比較すると、「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が大きく増加しています。



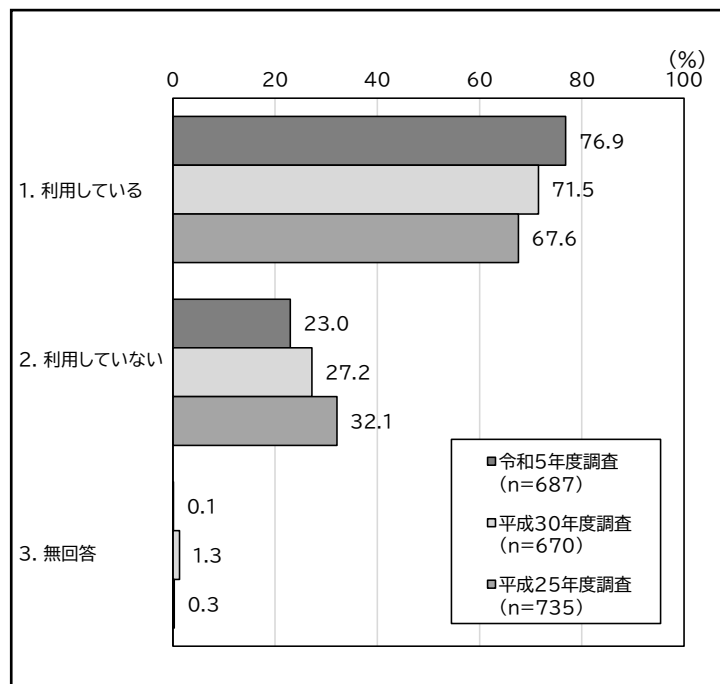
(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望について

① 利用している定期的な教育・保育の事業（利用の有無）

【就学前児童】

R5 調査では、「1.利用している」の割合が 76.9%となっています。

これまでの調査と比較すると、「1.利用している」の割合が、年々増加しています。

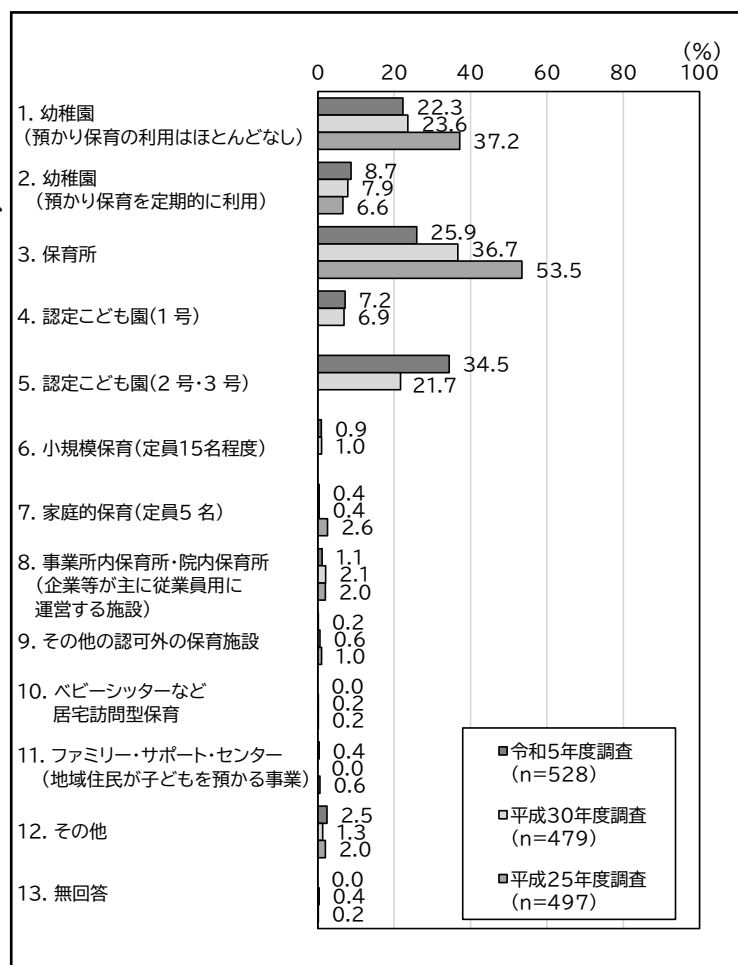


② 利用している定期的な教育・保育事業（利用している事業・複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「5.認定こども園（2号・3号）」の割合が 34.5%と最も高く、次いで「3.保育所」の割合が 25.9%、「1.幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が 22.3%となっています。

H30 調査と比較すると、「5.認定こども園（2号・3号）」と「3.保育所」を合わせた割合が増加しています。

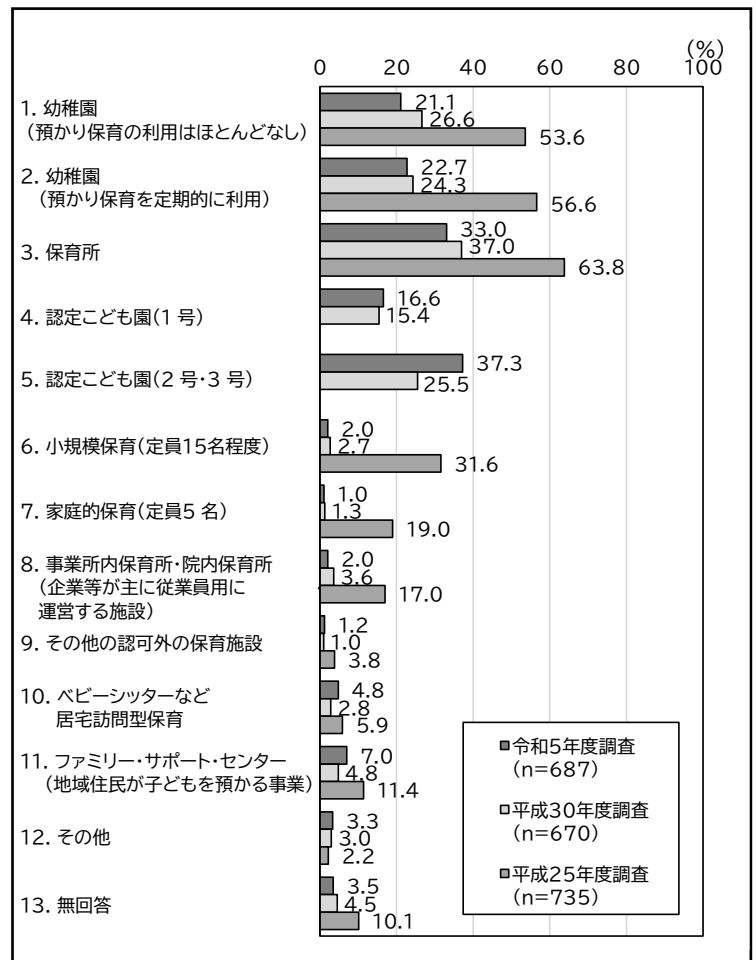


③ 定期的に利用したい教育・保育事業

【就学前児童】

R5 調査では、「5.認定こども園（2号・3号）」の割合が37.3%と最も高く、次いで「3.保育所」の割合が33.0%、「2.幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」の割合が22.7%となっています。

これまでの調査と比較すると、「4.認定こども園（1号）」、「5.認定こども園（2号・3号）」の割合が増加する一方、「1.幼稚園（預かり保育はほとんどなし）」、「2.幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」、「3.保育所」は減少傾向にあります。



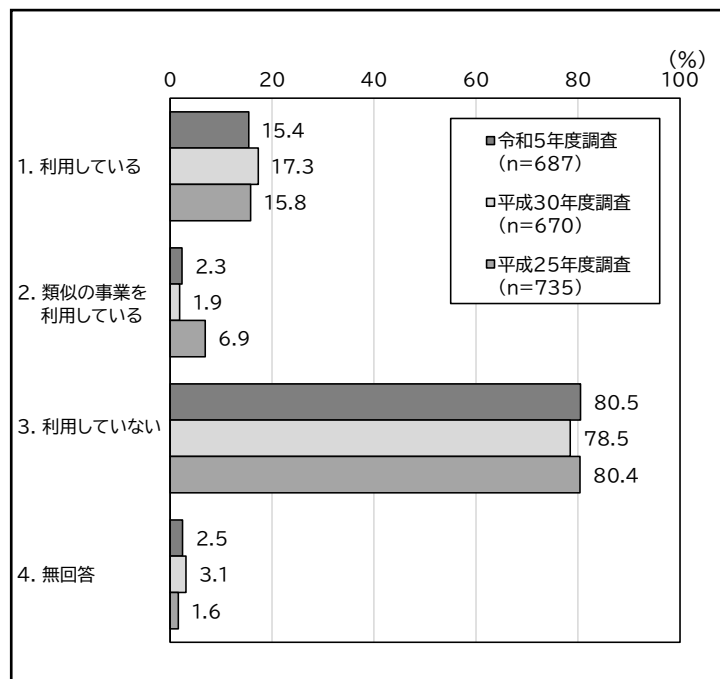
(5) 地域の子育て支援事業の利用状況と利用希望について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「3.利用していない」の割合が 80.5%と最も高く、次いで「1.利用している」の割合が 15.4%となっています。

これまでの調査から大きな変化はありません。

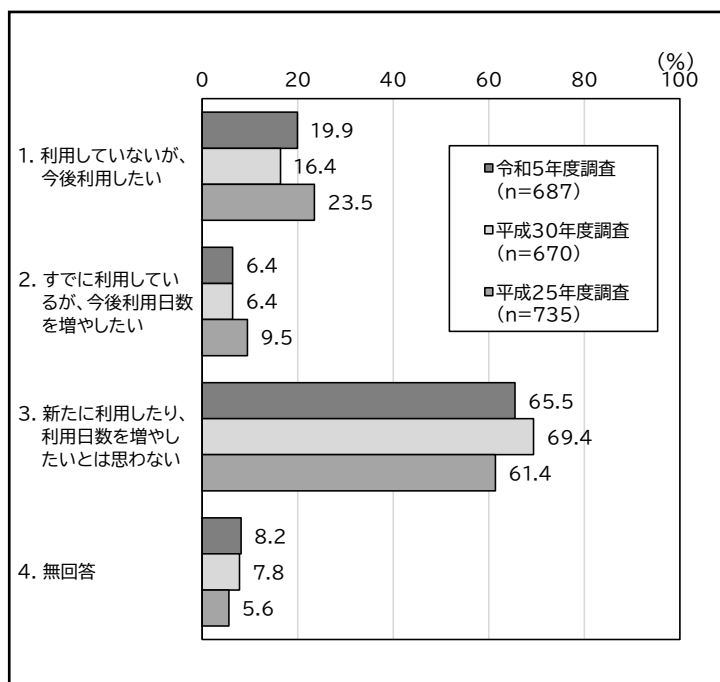


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童】

R5 調査では、「3.新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 65.5%と最も高く、次いで「1.利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 6.4%となっています。

これまでの調査と比較すると、前回から「3.新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 3.9ポイント減少し、「1.利用していないが、今後利用したい」の割合が 3.5ポイント増加しています。



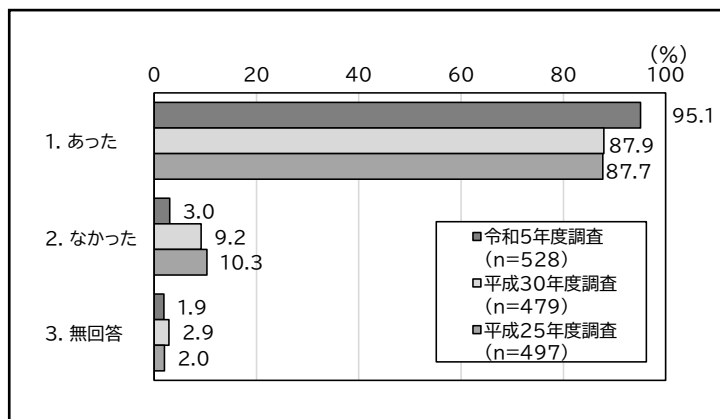
(6) 病気等の際の対応について

① 病気やケガでの幼稚園、保育所などの休みの有無

【就学前児童】

R5 調査では、「1.あった」の割合が95.1%となっています。

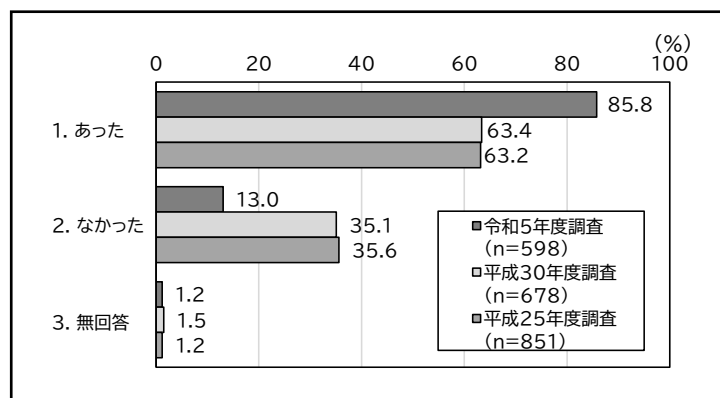
これまでの調査と比較すると、「1.あった」の割合が増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「1.あった」の割合が85.8%となっています。

これまでの調査と比較すると、「1.あった」の割合が増加しています。

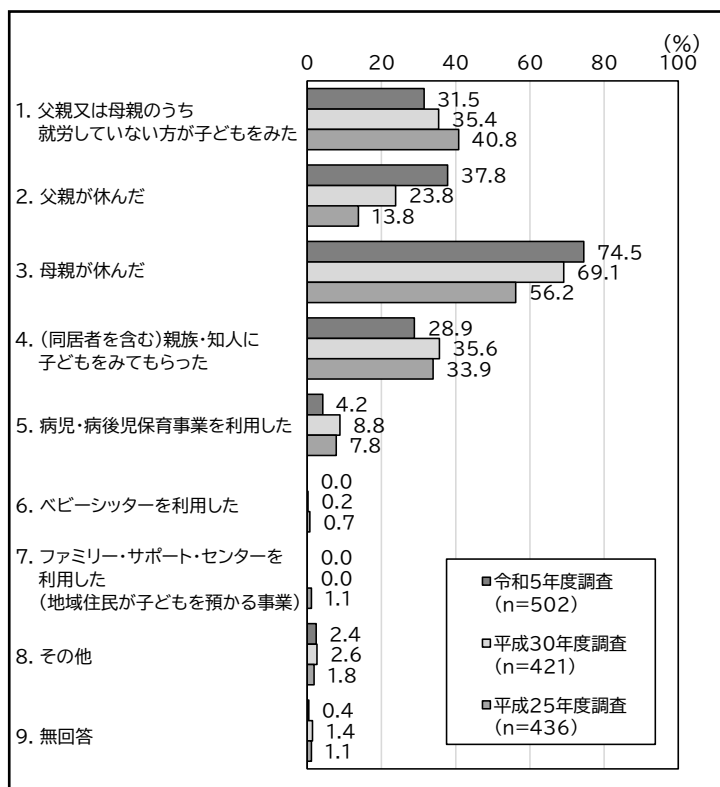


② 病気やケガでの幼稚園、保育所などの休みの時の対応（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「3.母親が休んだ」の割合が74.5%と最も高く、次いで「2.父親が休んだ」の割合が37.8%、「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が31.5%となっています。

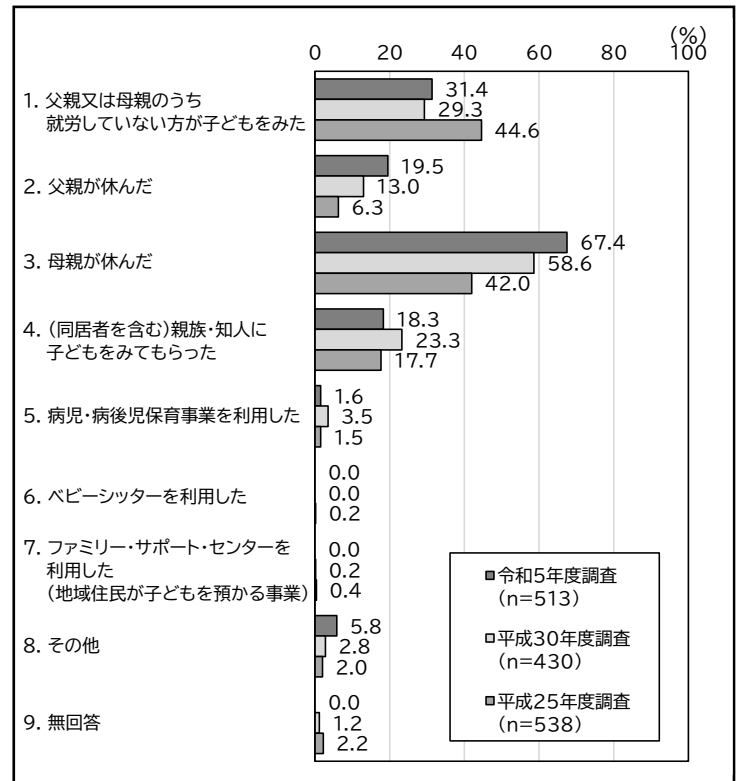
これまでの調査と比較すると、「3.母親が休んだ」、「2.父親が休んだ」の割合が増加傾向にあり、特に「2.父親が休んだ」割合が大きく増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「3.母親が休んだ」の割合が67.4%と最も高く、次いで「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が31.4%、「2.父親が休んだ」の割合が19.5%となっています。

これまでの調査と比較すると、「3.母親が休んだ」、「2.父親が休んだ」の割合が増加しています。

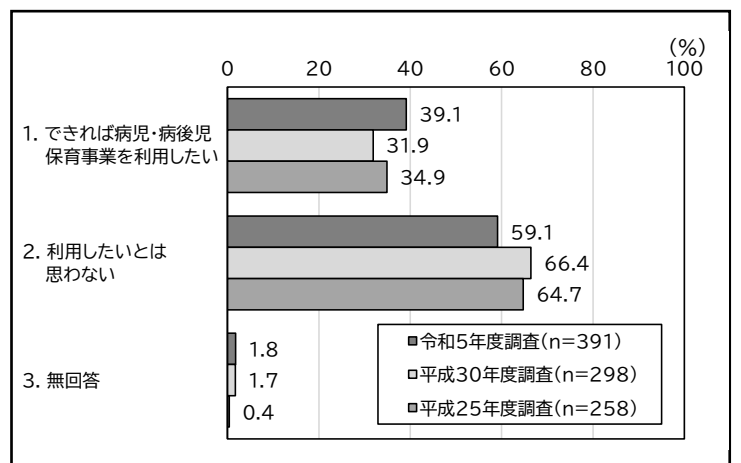


③ 病児・病後児保育事業の今後の利用希望

【就学前児童】

R5 調査では、「2.利用したいとは思わない」の割合が59.1%となっています。

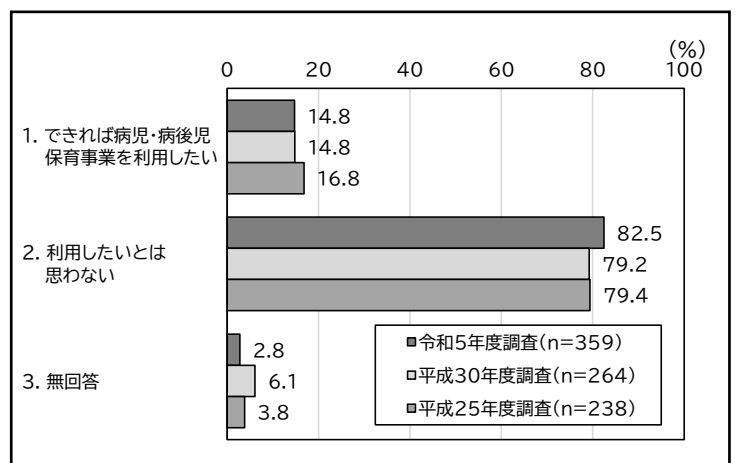
これまでの調査と比較すると、前回から「1.できれば病児・病後児保育事業を利用したい」の割合が7.2ポイント増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「2.利用したいとは思わない」の割合が82.5%となっています。

これまでの調査と比較すると、大きな変化はみられません。



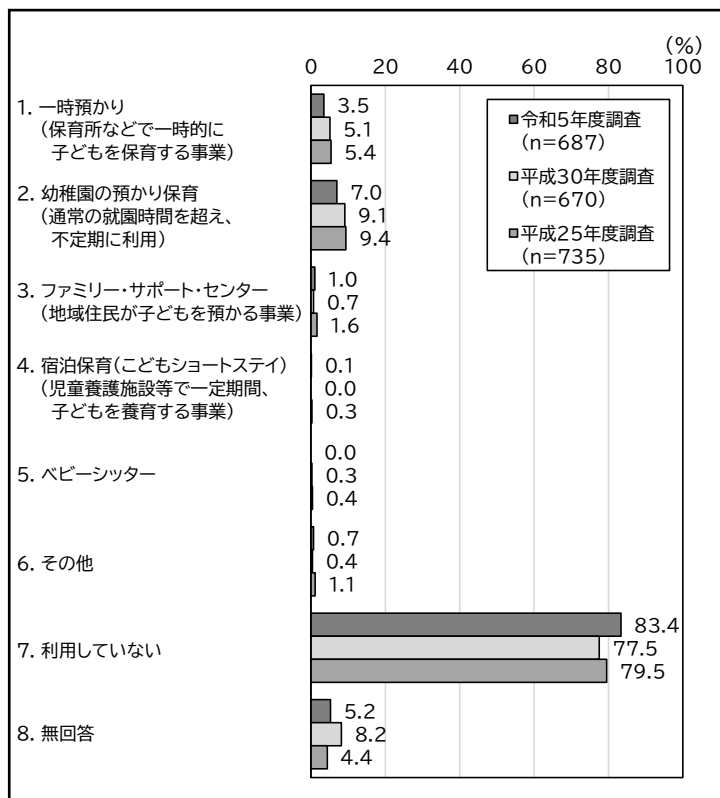
(7) 不定期の教育・保育利用や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について

① 不定期の教育・保育の利用状況（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「7.利用していない」の割合が 83.4%と最も高く、次いで「2.幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を超え、不定期的に利用）」の割合が 7.0%、「1.一時預かり（保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が 3.5%となっています。

これまでの調査と比較すると、いずれの項目も少しずつ減少がみられます。

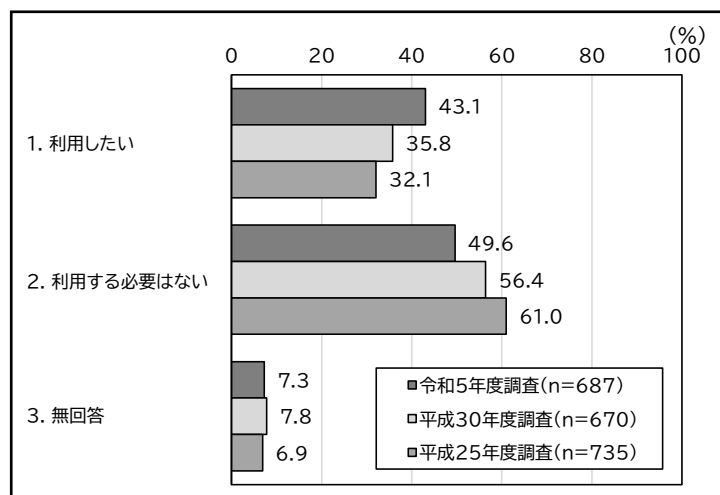


② 不定期の教育・保育の利用希望（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「2.利用する必要はない」の割合が 49.6%となっています。

これまでの調査と比較すると、「1.利用したい」の割合が、年々増加しています。

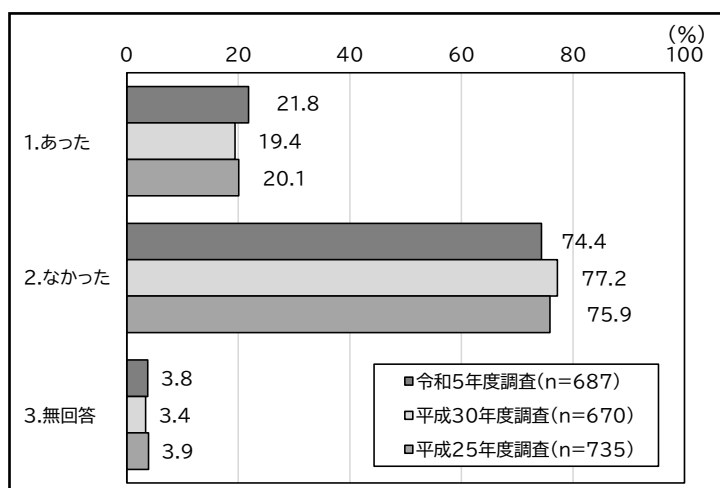


③ 宿泊を伴う一時的な預かり等の有無

【就学前児童】

R5 調査では、「1.あった」の割合が21.8%となっています。

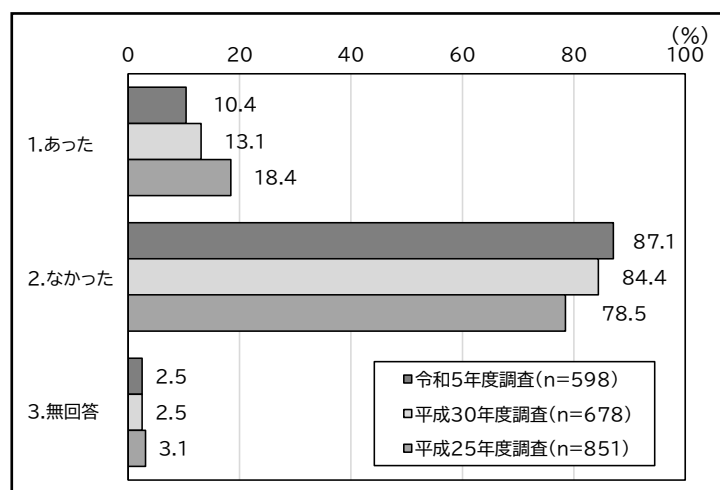
これまでの調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【小学生】

R5 調査では、「1.あった」の割合が10.4%となっています。

これまでの調査と比較すると、「1.あった」の割合が年々減少しています。

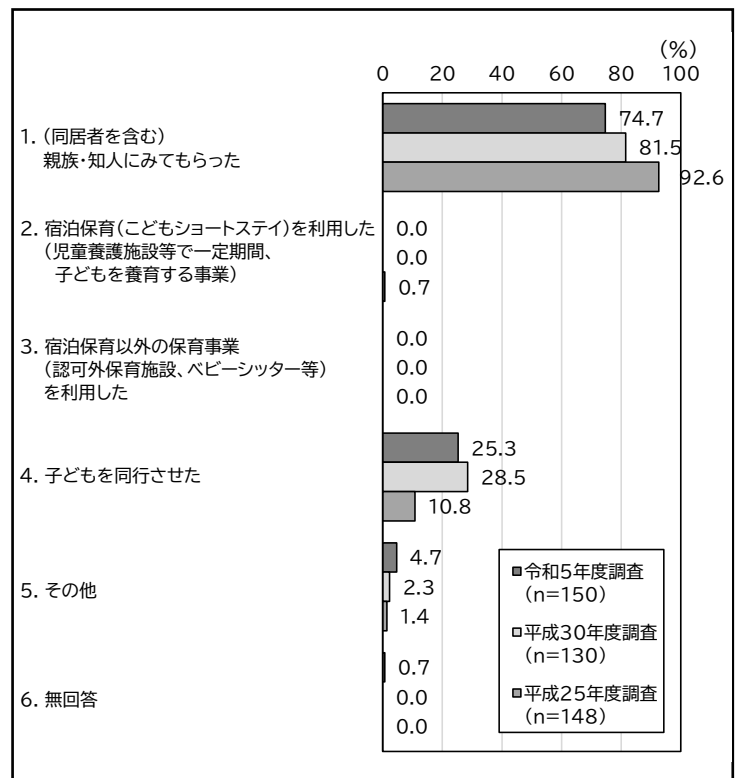


④ 宿泊を伴う一時的な預かりの時の対応（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が74.7%と最も高く、次いで「4.子どもを同行させた」の割合が25.3%となっています。

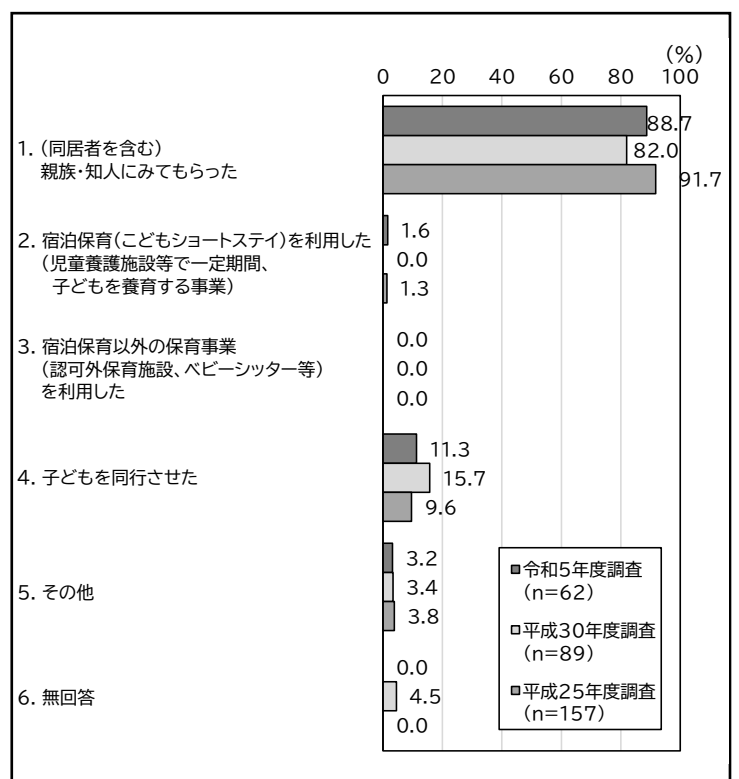
これまでの調査と比較すると、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が減少しています。



【小学生】

R5 調査では、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が88.7%と最も高く、次いで「4.子どもを同行させた」の割合が11.3%となっています。

これまでの調査と比較すると、大きな変化はみられません。



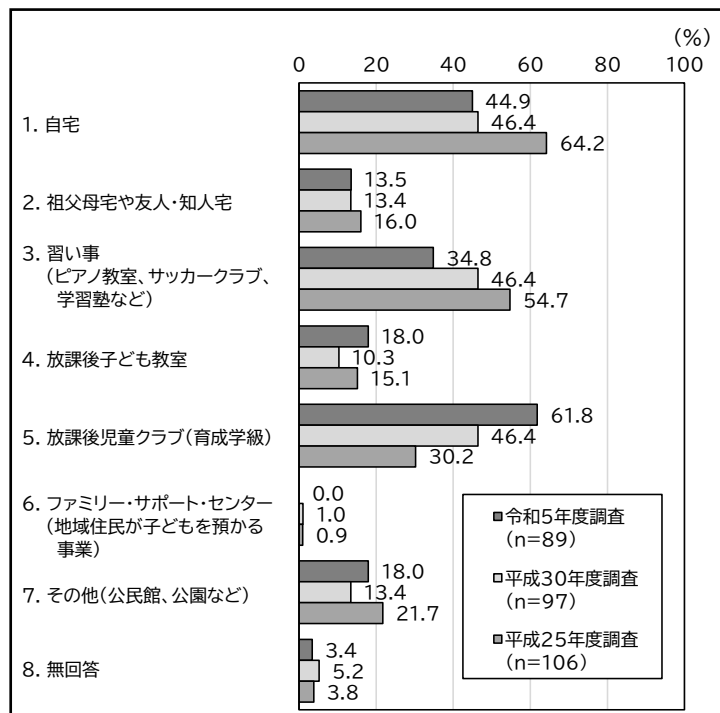
(8) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の小学校就学後の放課後（低学年）に過ごさせたい場所（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「5.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が61.8%と最も高く、次いで「1.自宅」の割合が44.9%となっています。

これまでの調査と比較すると、「5.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が、それぞれ15.4ポイントと大きく増加しています。

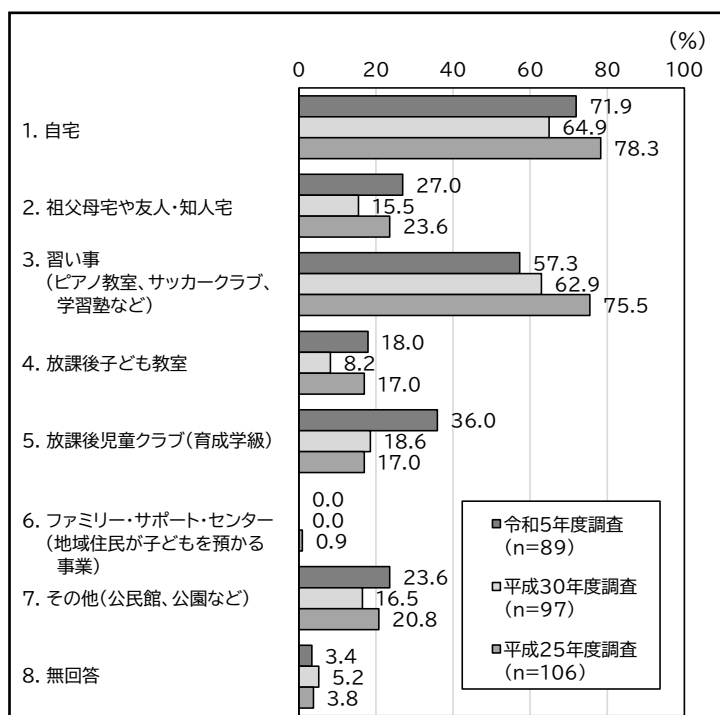


② 就学前児童の小学校就学後の放課後（高学年）に過ごさせたい場所（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「1.自宅」の割合が71.9%と最も高く、次いで「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が57.3%、「5.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が36.0%となっています。

これまでの調査と比較すると、H30調査から「5.放課後児童クラブ（育成学級）」、「4.放課後子ども教室」の割合が、それぞれ17.4ポイント、9.8ポイントと大きく増加しています。

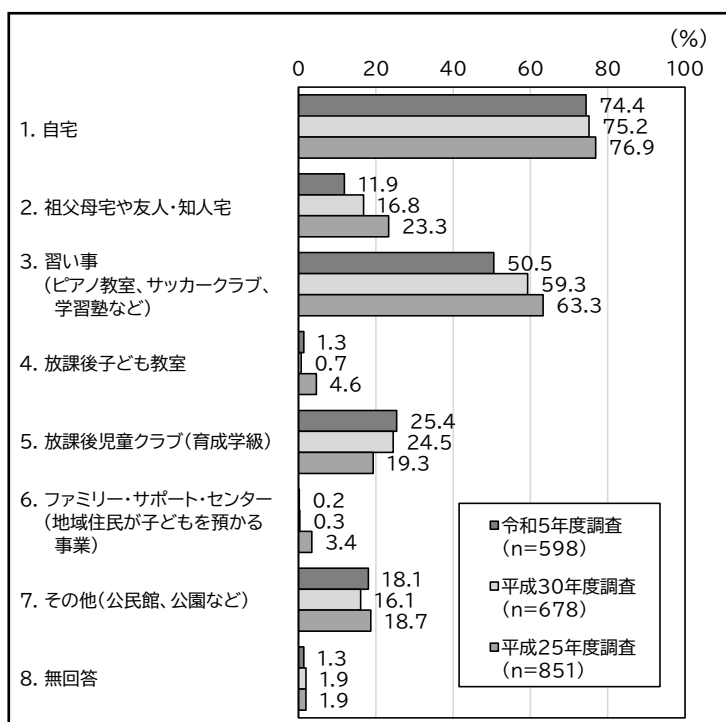


③ 小学生の放課後に過ごす場所（複数回答）

【小学生】

R5 調査では、「1.自宅」の割合が74.4%と最も高く、次いで「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.5%、「5.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が25.4%となっています。

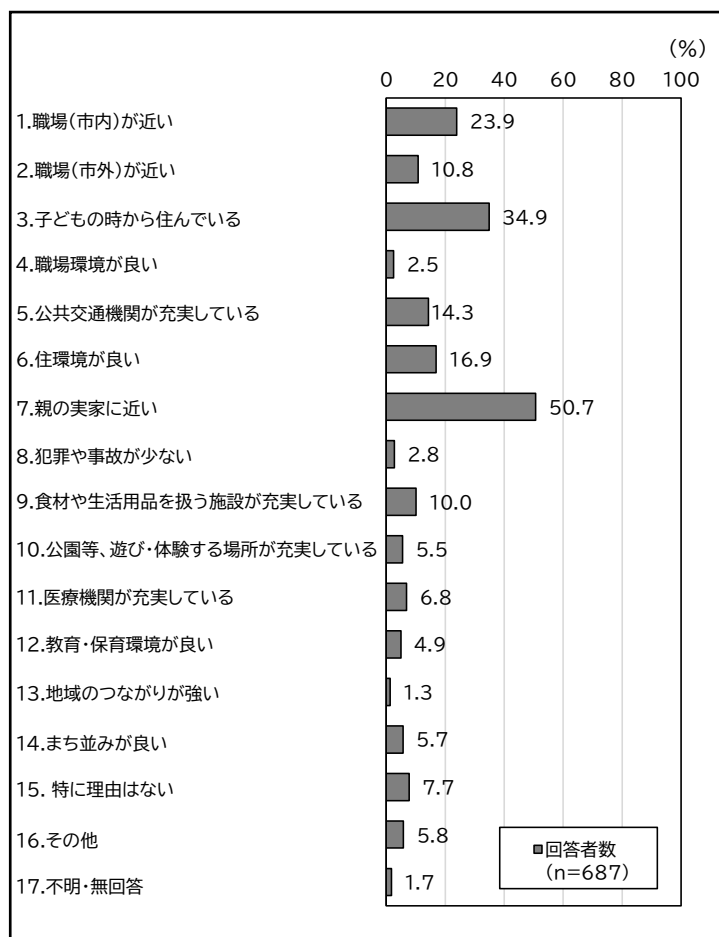
H25 調査と比較すると、「5.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が6.1ポイント増加し、「2.祖父母宅や友人・知人宅」の割合11.4ポイント減少しています。



(9) 宇治市に住んでいる理由

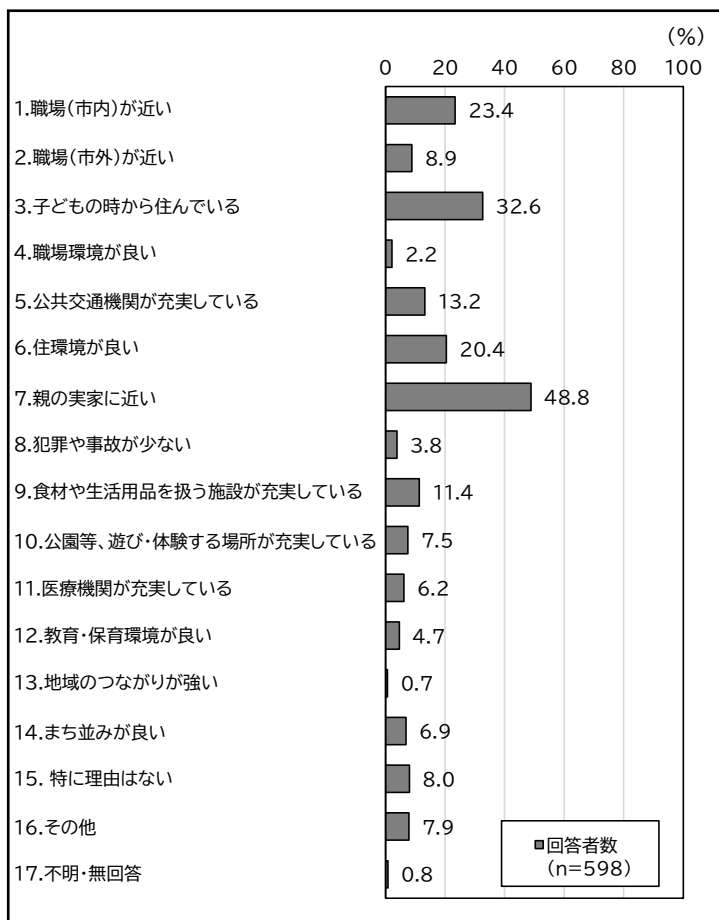
【就学前児童】

R5調査では、「7.親の実家に近い」の割合が50.7%と最も高く、次いで「3.子どもの時から住んでいる」の割合が34.9%、「1.職場（市内）に近い」の割合が23.9%となっています。



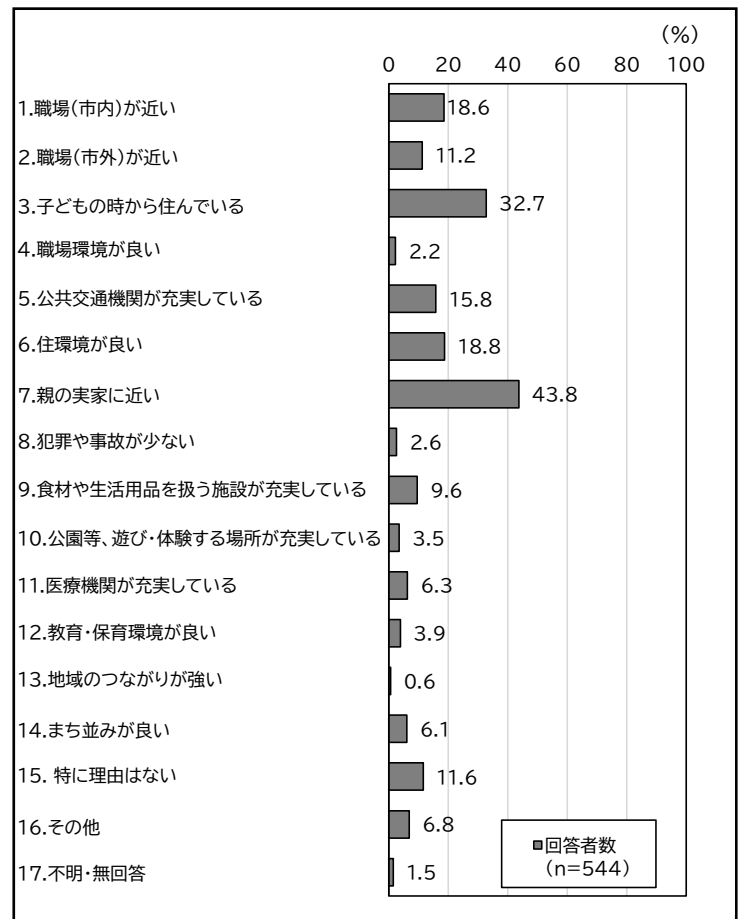
【小学生】

R5調査では、「7.親の実家に近い」の割合が48.8%と最も高く、次いで「3.子どもの時から住んでいる」の割合が32.6%、「1.職場（市内）に近い」の割合が23.4%となっています。



【中高生】

R5調査では、「7.親の実家に近い」の割合が43.8%と最も高く、次いで「3.子どもの時から住んでいる」の割合が32.7%、「6.住環境が良い」の割合が18.8%となっています。

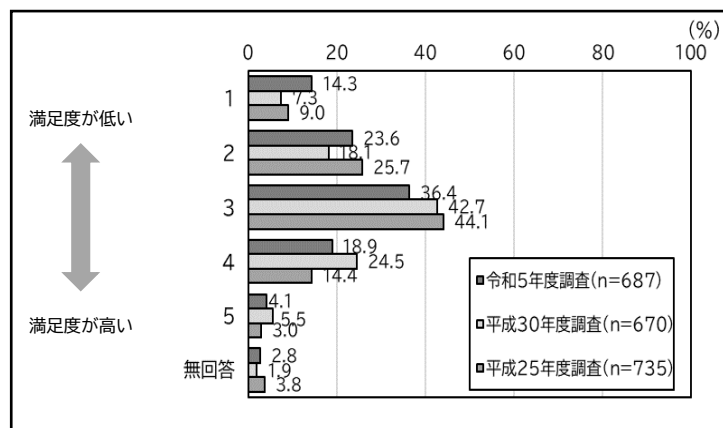


(10) 子育ての環境や支援への満足度について

【就学前児童】

R5調査では、「3」の割合が36.4%と最も高く、次いで「2」の割合が23.6%、「4」の割合が18.9%となっています。

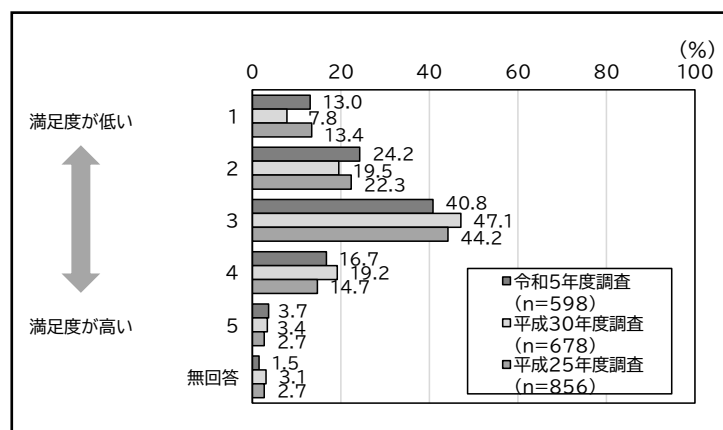
H30の調査と比較すると、「2」の割合が5.5ポイント増加し、「4」の割合が5.6ポイント減少しています。



【小学生】

R5調査では、「3」の割合が40.8%と最も高く、次いで「2」の割合が24.2%、「4」の割合が16.7%となっています。

H30の調査と比較すると、「2」の割合が4.7ポイント増加し、「4」の割合が2.5ポイント減少しています。



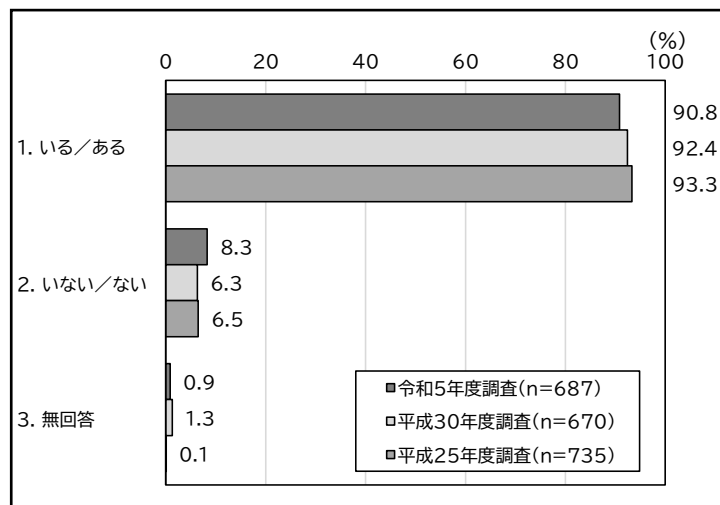
(11) 子育てをする上での相談相手の状況について

①気軽に相談できる人・場所の有無

【就学前児童】

R5 調査では、「1.いる／ある」の割合が90.8%となっています。

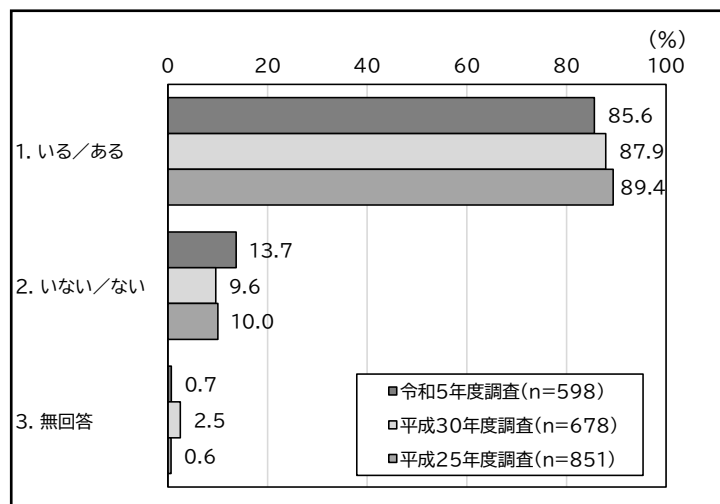
H30 調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【小学生】

R5 調査では、「1.いる／ある」の割合が85.6%となっています。

H30 調査と比較すると、大きな変化はみられません。

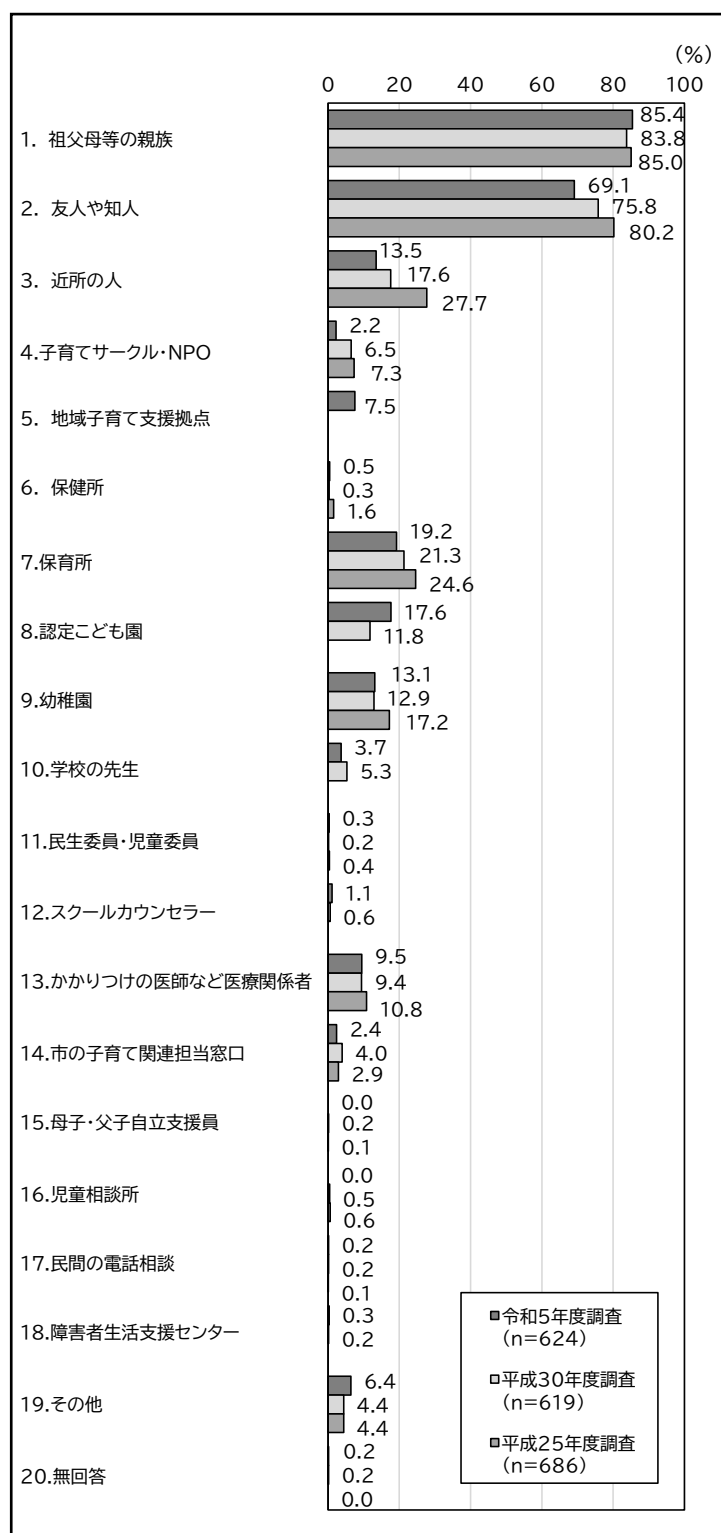


② 気軽に相談できる相手（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「1.祖父母等の親族」の割合が85.4%と最も高く、次いで「2.友人や知人」の割合が69.1%、「7.保育所」の割合が19.2%となっています。

H30調査と比較すると、「1.祖父母等の親族」の割合が1.6ポイント増加する一方、「2.友人や知人」が6.7ポイント減少しています。

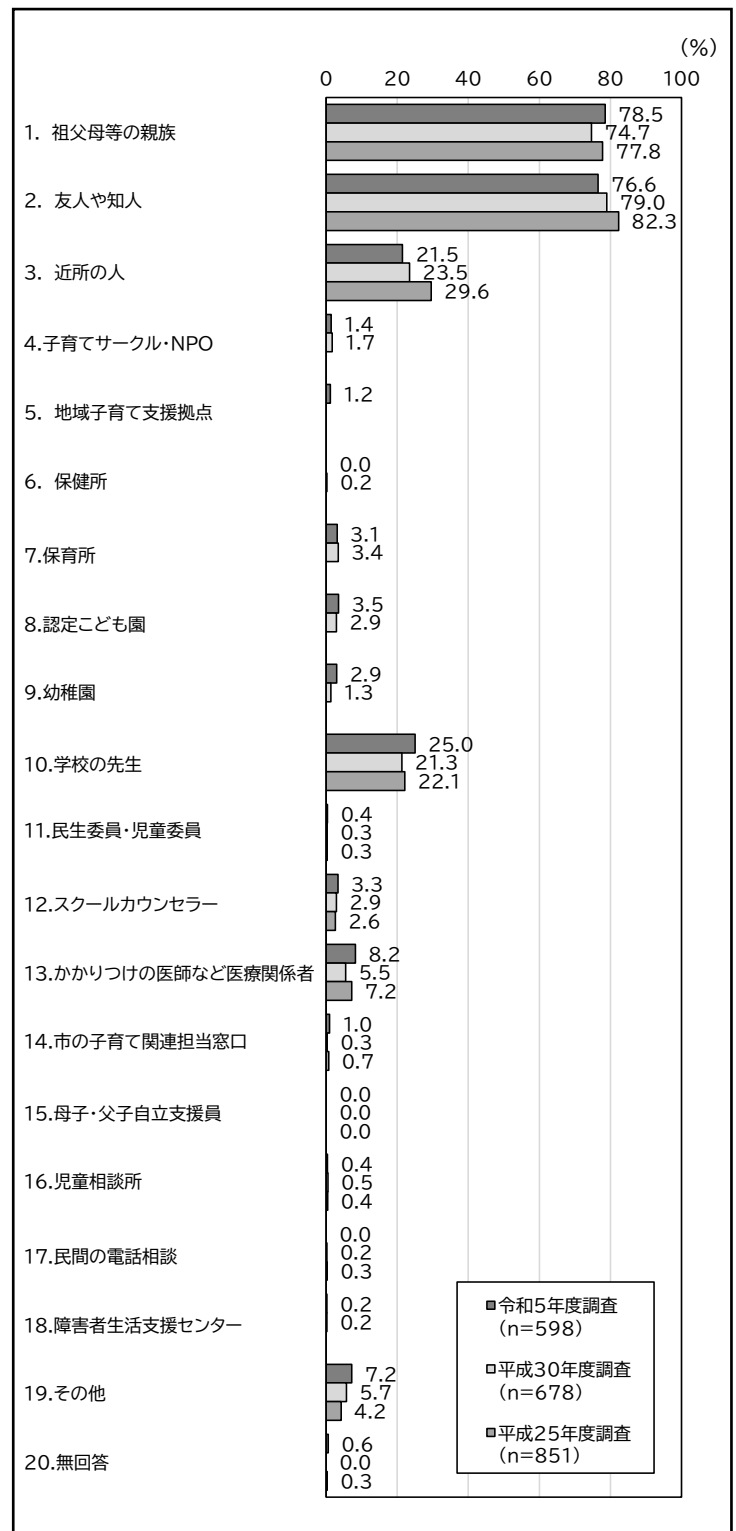


※H25調査には「5.地域子育て支援拠点」、「8.認定こども園」、「10.学校の先生」、「12.スクールカウンセラー」、「18.障害者生活支援センター」、H30調査には「5.地域子育て支援拠点」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

R5調査では、「1.祖父母等の親族」の割合が78.5%と最も高く、次いで「2.友人や知人」の割合が76.6%、「10.学校の先生」の割合が25.0%となっています。

H30調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※H25調査には「5.地域子育て支援拠点」、「8.認定こども園」、「10.学校の先生」、「12.スクールカウンセラー」、「18.障害者生活支援センター」、H30調査には「5.地域子育て支援拠点」の選択肢はありませんでした。

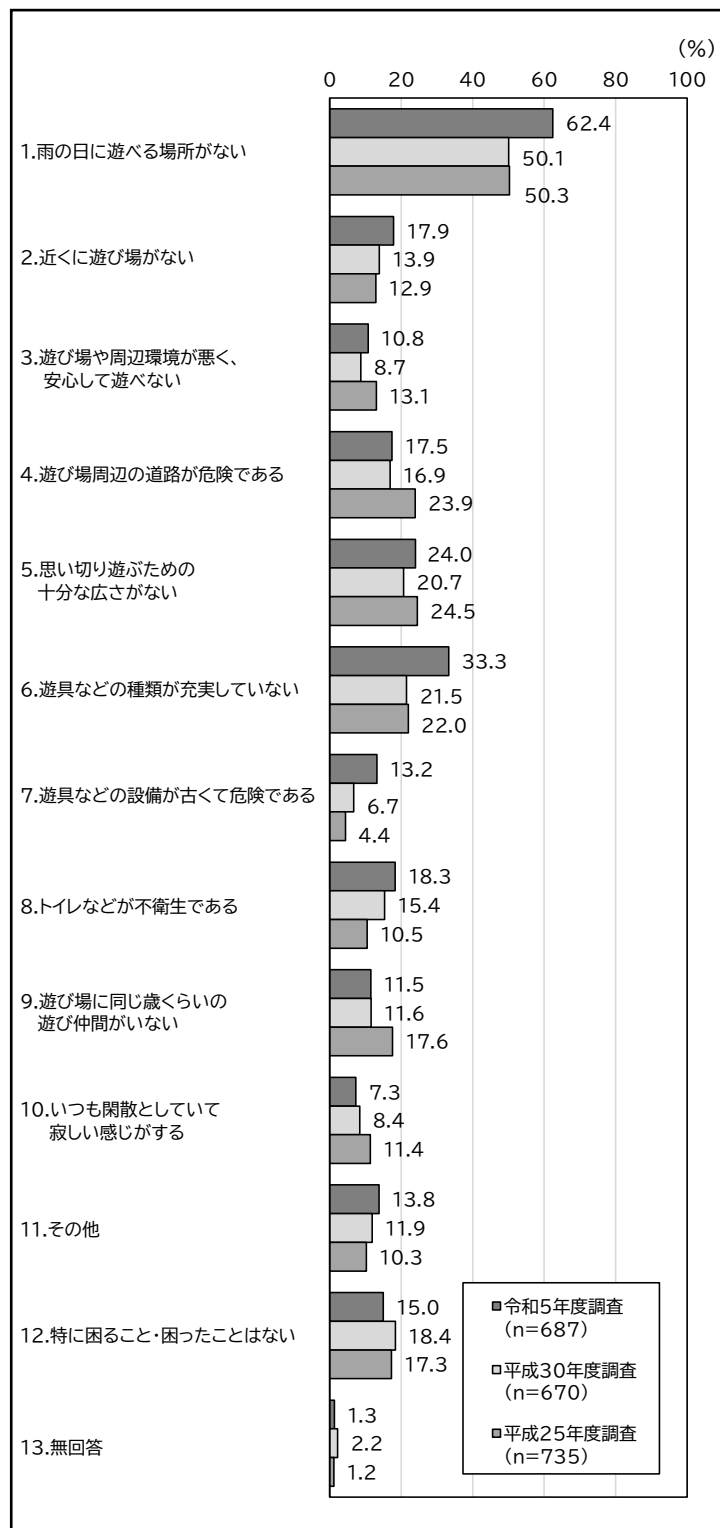
(12) 子育てしやすい環境について

① 子どもの遊び場で困ること・困ったこと（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「1.雨の日に遊べる場所がない」の割合が62.4%と最も高く、次いで「6.遊具などの種類が充実していない」の割合が33.3%、「5.思い切り遊ぶための十分な広さがない」の割合が24.0%となっています。

H30調査と比較すると、「1.雨の日に遊べる場所がない」、「6.遊具などの種類が充実していない」の割合が、それぞれ12.3ポイント、11.8ポイント増加しています。

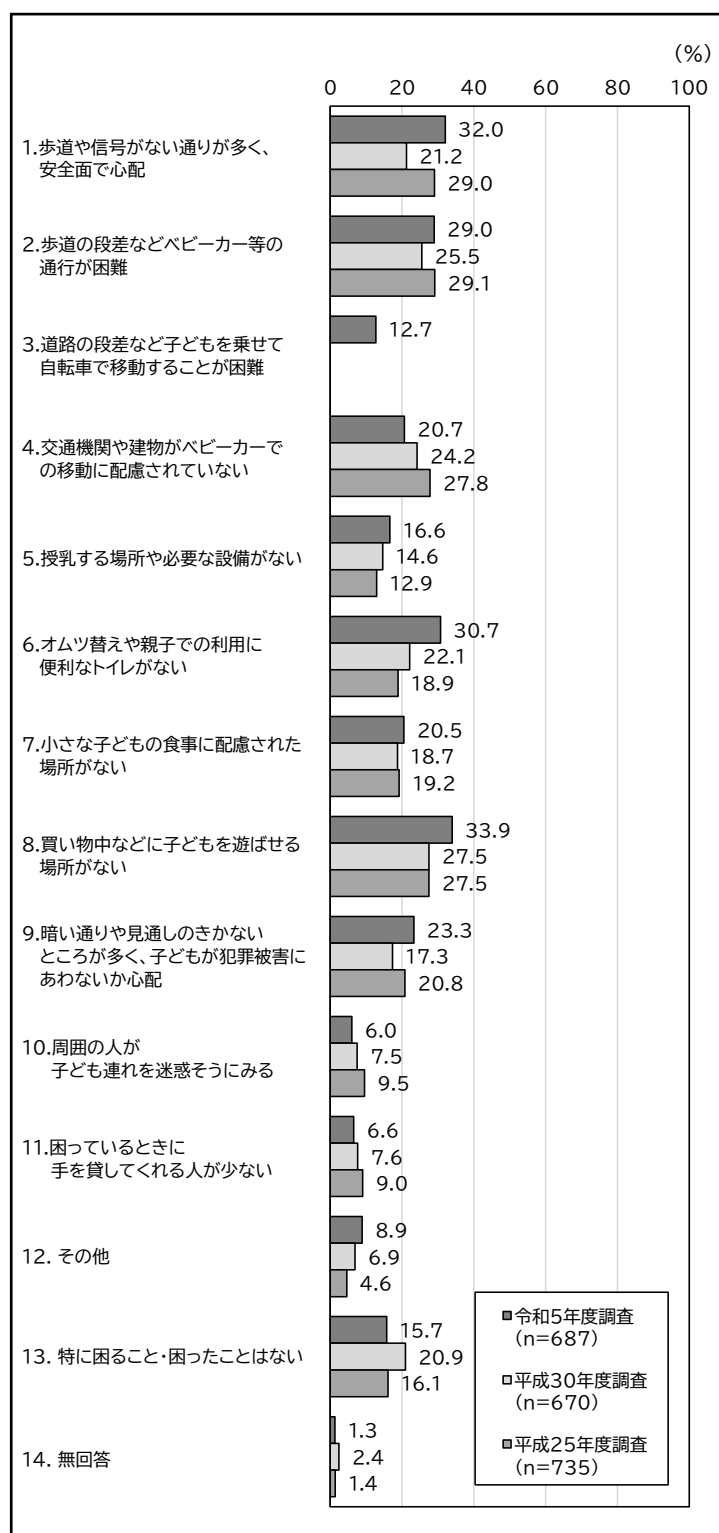


② 子どもと外出する際に、困ること・困ったこと（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「8.買い物などに子どもを遊ばせる場所がない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「1.歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」の割合が32.0%、「6.オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない」の割合が30.7%となっています。

H30調査と比較すると、「1.歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」が10.8ポイント、「6.オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない」が8.6ポイントと大幅に増加しています。



※H25、H30調査には「3.道路の段差など子どもを乗せて自転車で移動することが困難」の選択肢はありませんでした。

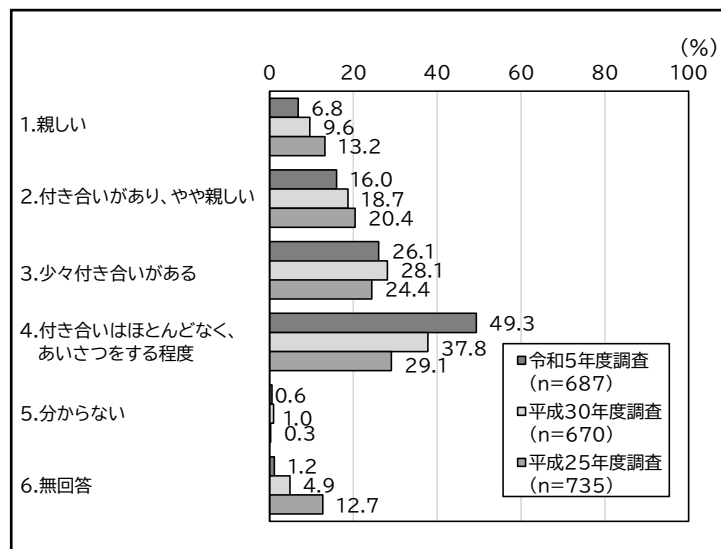
(13) 地域における交流などの状況について

① 近所や地域との付き合いの状況

【就学前児童】

R5調査では、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が49.3%と最も高く、次いで「3.少々付き合いがある」の割合が26.1%、「2.付き合いがあり、やや親しい」の割合が16.0%となっています。

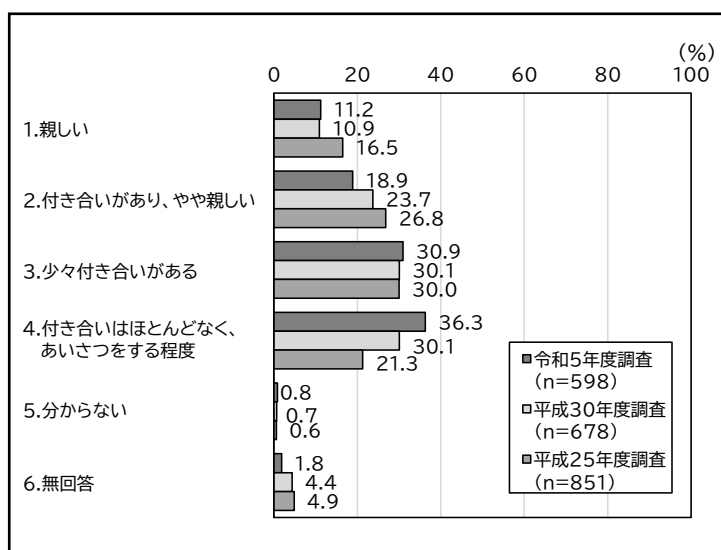
H30調査と比較すると、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が11.5ポイント増加しています。



【小学生】

R5調査では、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が36.3%と最も高く、次いで「3.少々付き合いがある」の割合が30.9%、「2.付き合いがあり、やや親しい」の割合が18.9%となっています。

H30調査と比較すると、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が6.2ポイント増加しています。

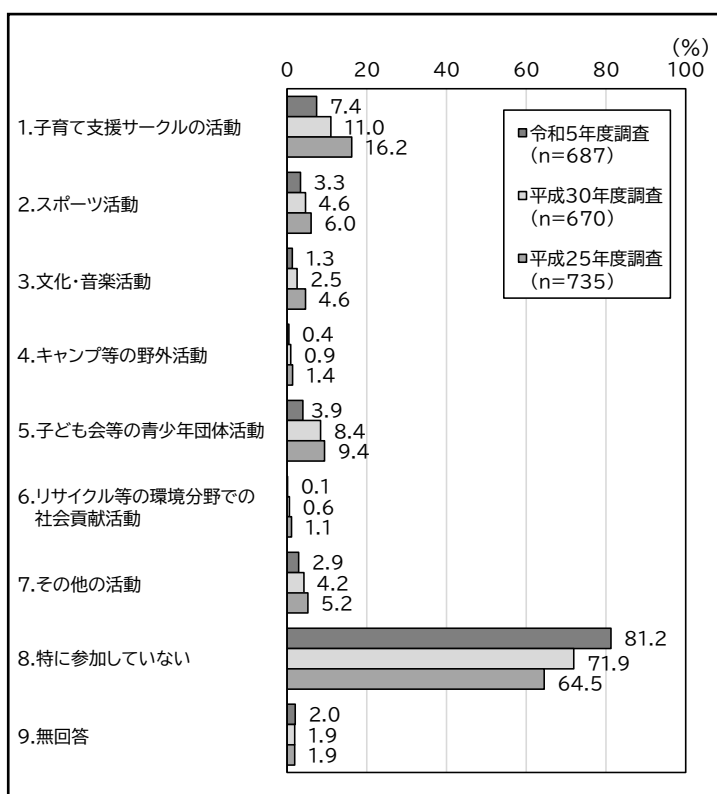


② 子どもの地域での催しへの参加状況（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「8.特に参加していない」の割合が 81.2%と最も高く、次いで「1.子育て支援サークルの活動」の割合が 7.4%、「5. 子ども会等の青少年団体活動」の割合が 3.9%となっています。

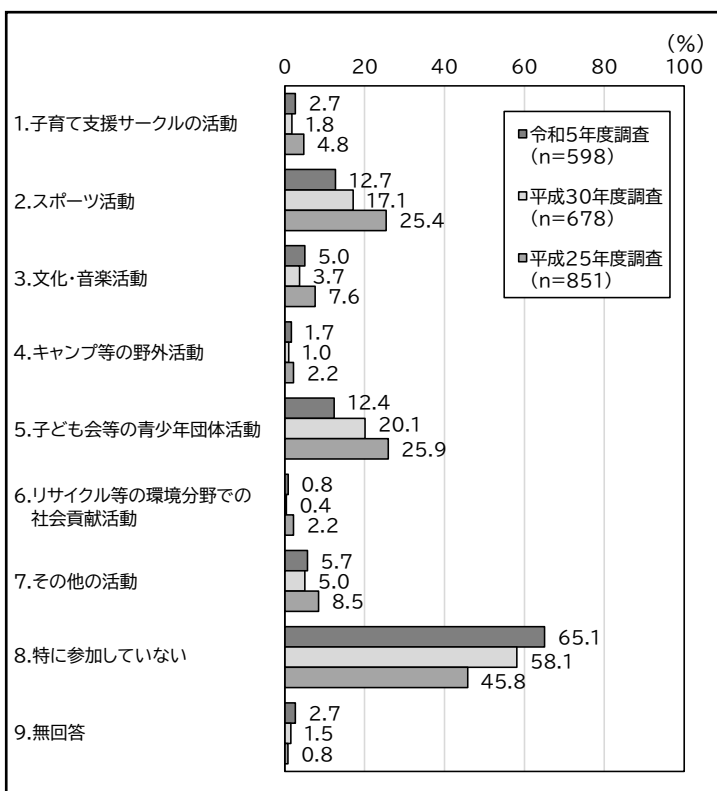
H30 調査と比較すると、「8.特に参加していない」の割合が 9.3 ポイント増加しています。



【小学生】

R5 調査では、「8.特に参加していない」の割合が 65.1%と最も高く、次いで「2.スポーツ活動」の割合が 12.7%、「5.子ども会等の青少年団体活動」の割合が 12.4%となっています。

H30 調査と比較すると、「8.特に参加していない」の割合が 7.0 ポイント増加し、「5.子ども会等の青少年団体活動」が 7.7 ポイント減少しています。



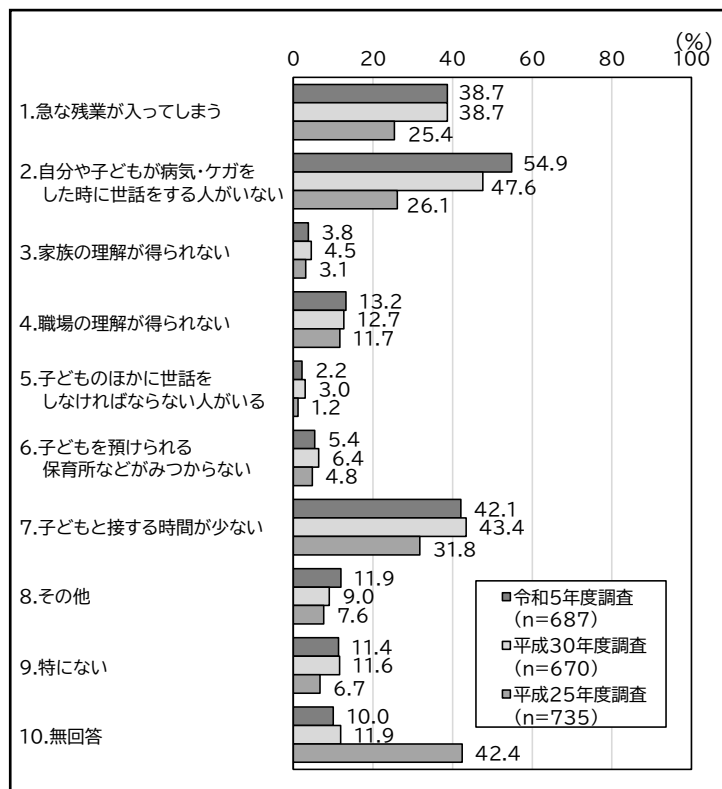
(14) 仕事と子育ての両立について

① 仕事と子育ての両立で大変だと感じていること（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が54.9%と最も高く、次いで「7.子どもと接する時間が少ない」の割合が42.1%、「1.急な残業が入ってしまう」の割合が38.7%となっています。

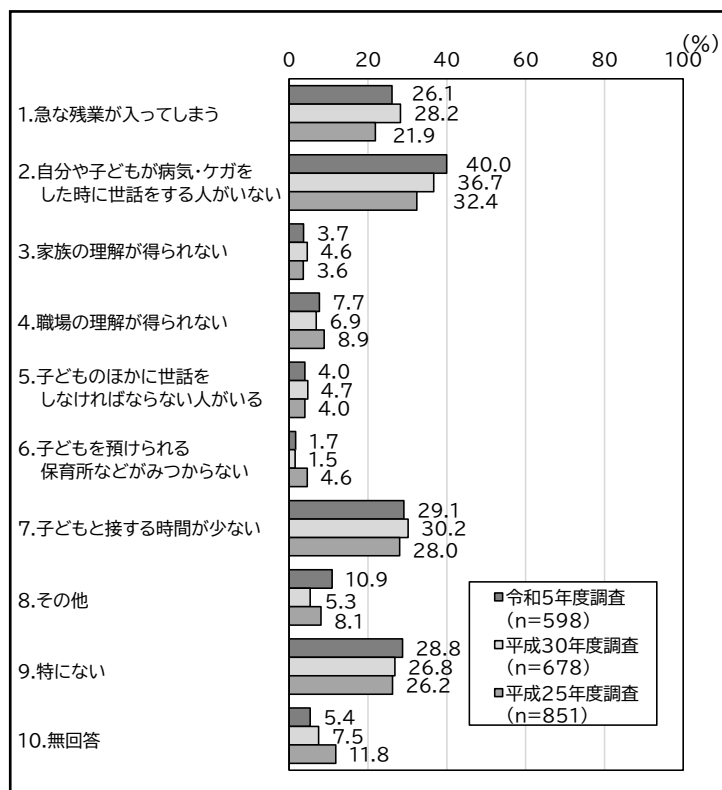
H30調査と比較すると、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が、7.3ポイント増加しています。



【小学生】

R5調査では、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が40.0%と最も高く、次いで「7.子どもと接する時間が少ない」の割合が29.1%、「9.特にない」の割合が28.8%となっています。

H30調査と比較すると、大きな変化はみられません。

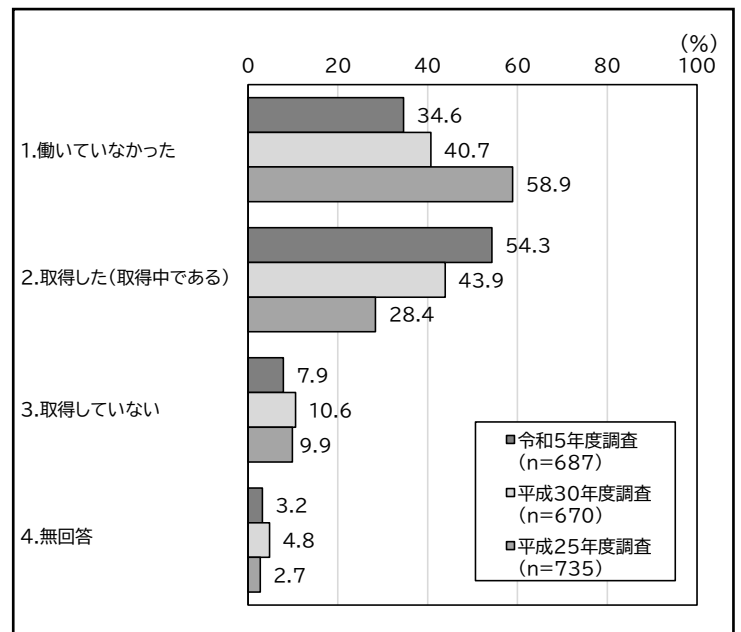


② 母親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

R5 調査では、「2.取得した（取得中である）」の割合が54.3%と最も高く、次いで「1.働いていなかった」の割合が34.6%、「3.取得していない」の割合が7.9%となっています。

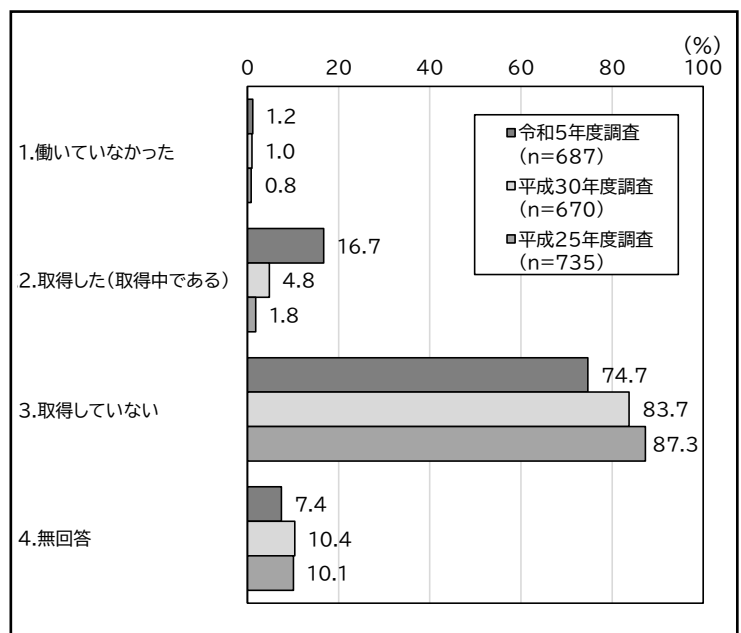
H30 調査と比較すると、「2.取得した（取得中である）」の割合が10.4ポイント増加し、「1.働いていなかった」の割合が6.1ポイント減少しています。



③ 父親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

R5 調査では、「3.取得していない」の割合が74.7%と最も高くなっています。



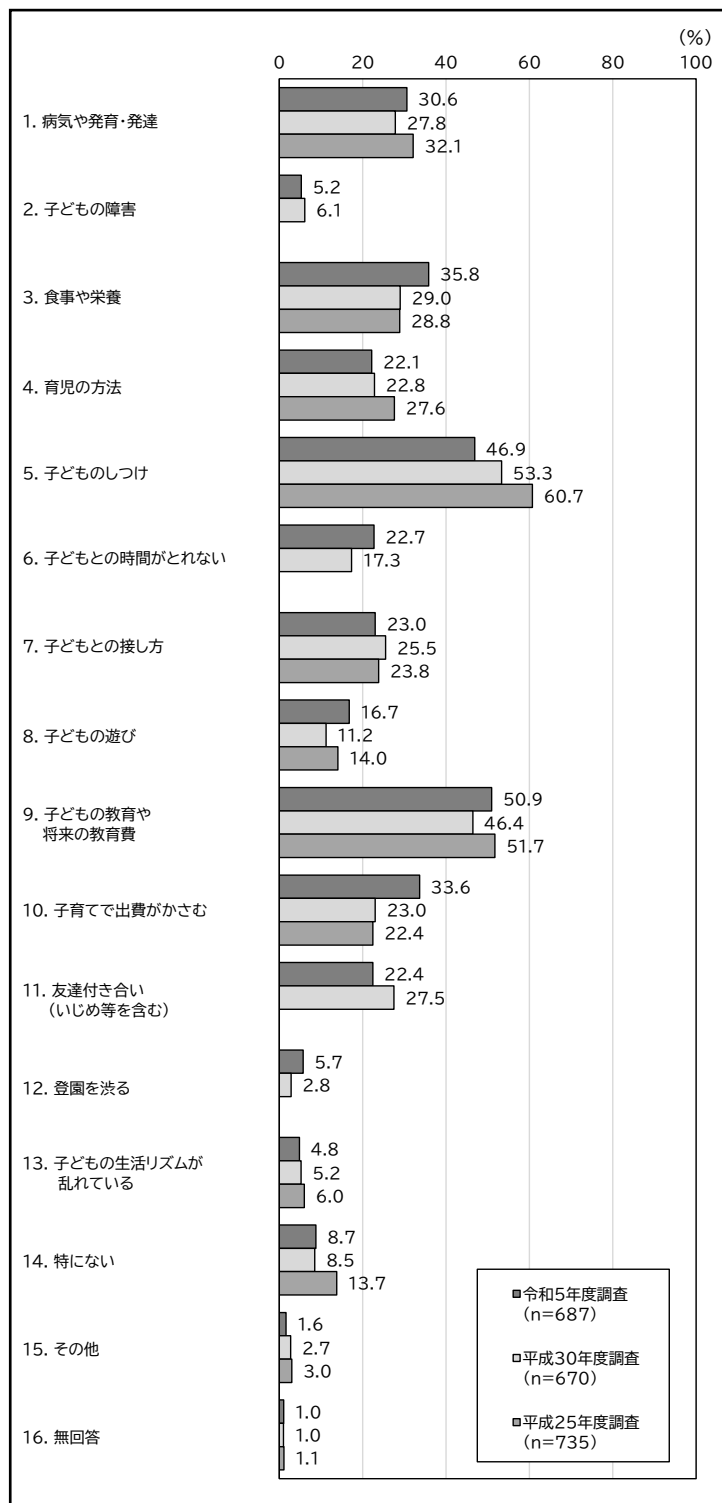
(15) 子育てに関して、日頃悩んでいること、不安に感じることにについて

① 子どものことで日頃悩んでいること、不安に感じること（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「9.子どもの教育や将来の教育費」の割合が50.9%と最も高く、次いで「5.子どものしつけ」の割合が46.9%、「3.食事や栄養」の割合が35.8%となっています。

H30調査と比較すると、「10.子育てで出費がかさむ」の割合が、10.6ポイントと、大きく増加しています。

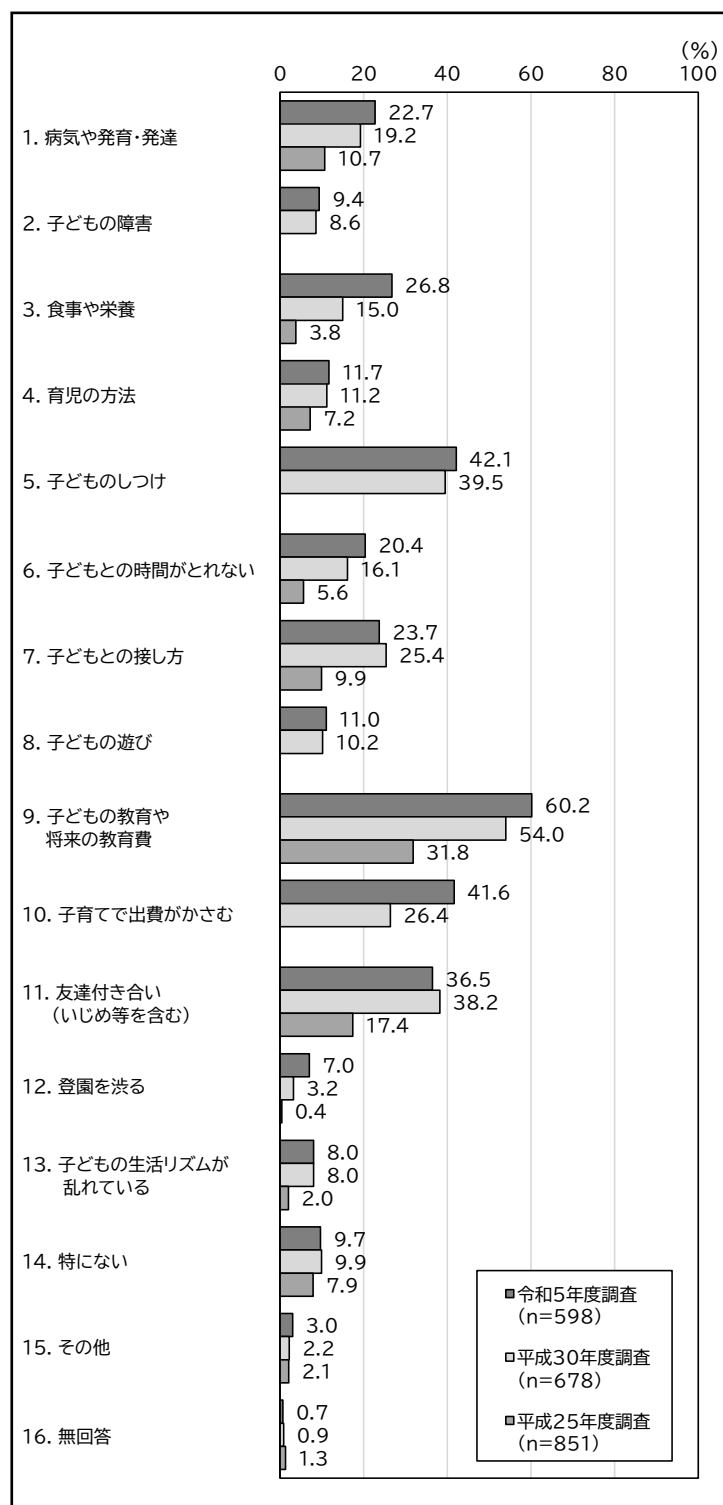


※H25調査には「2.子どもの障害」、「6.子どもとの時間がとれない」、「11.友達付き合い (いじめ等を含む)」、「12.登園を渋る」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

R5調査では、「9.子どもの教育や将来の教育費」の割合が60.2%と最も高く、次いで「5.子どものしつけ」の割合が42.1%、「10.子育てで出費がかさむ」の割合が41.6%となっています。

H30調査と比較すると、「10.子育てで出費がかさむ」、「3.食事や栄養」の割合が、それぞれ15.2ポイント、11.8ポイントと大きく増加しています。



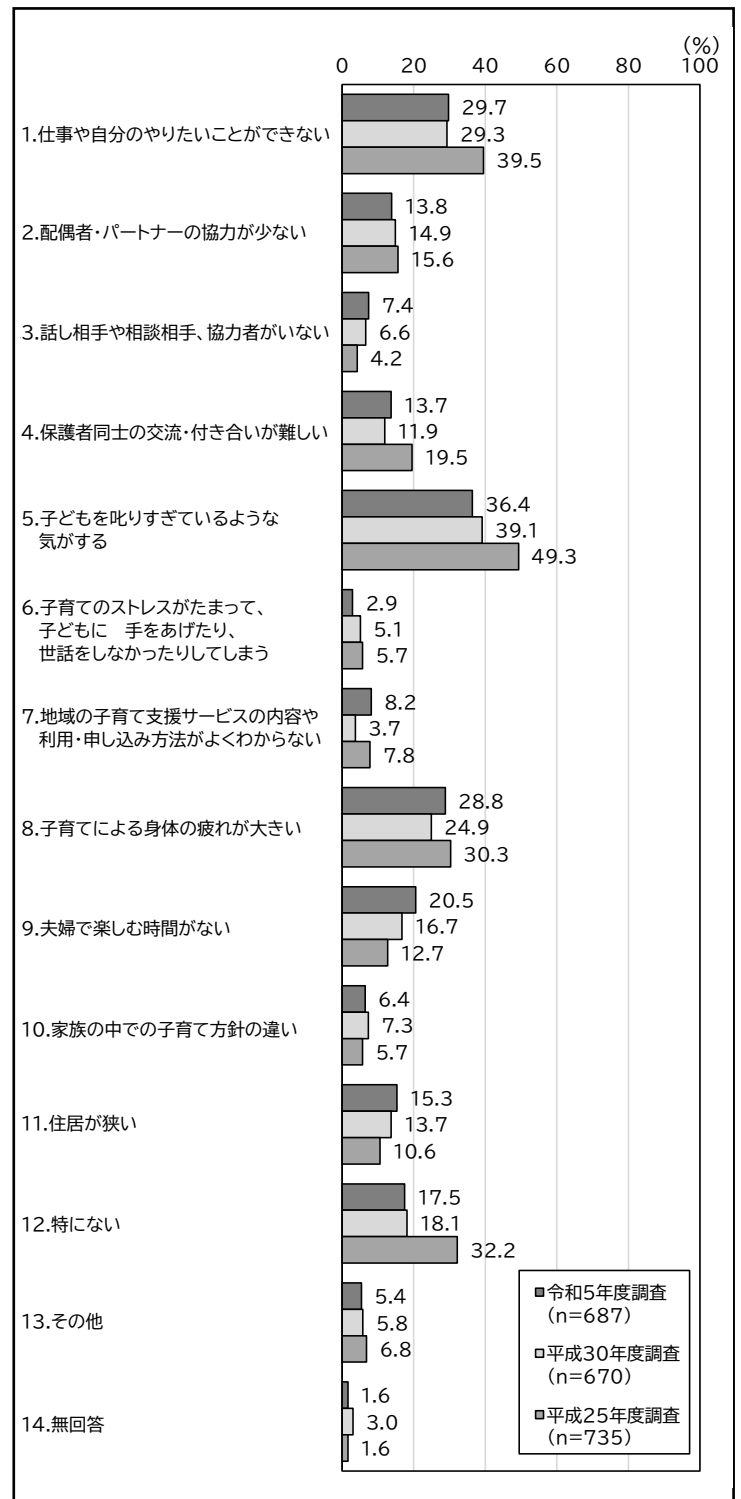
※H25調査には「2.子どもの障害」、「5.子どものしつけ」、「8.子どもの遊び」、「10.子育てで出費がかさむ」の選択肢はありませんでした。

② 保護者が日頃悩んでいること、不安に感じること（複数回答）

【就学前児童】

R5 調査では、「5.子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が36.4%と最も高く、次いで「1.仕事や自分のやりたいことができない」の割合が29.7%、「8.子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が28.8%となっています。

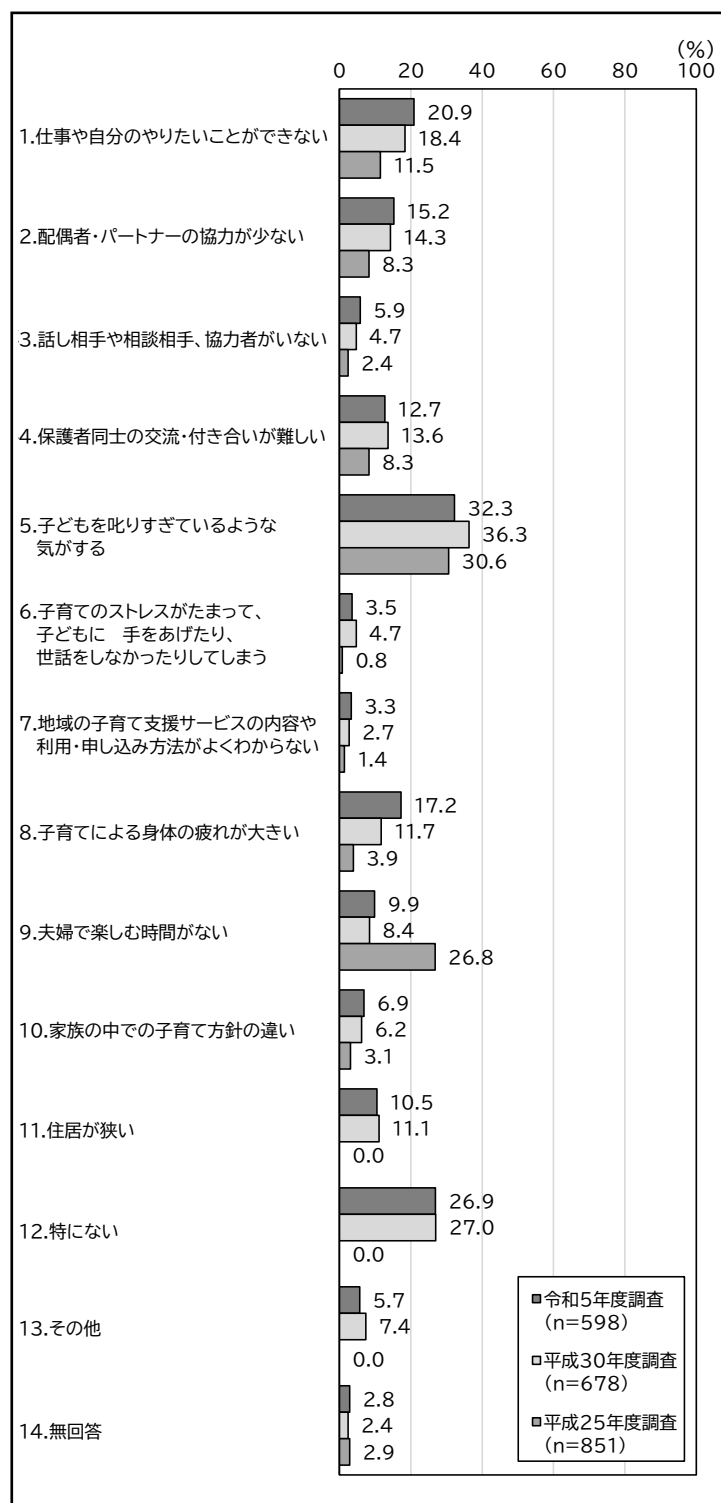
H30 調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【小学生】

R5調査では、「5.子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が32.3%と最も高く、次いで「12.特にない」の割合が26.9%、「1.仕事や自分のやりたいことができない」の割合が20.9%となっています。

H30調査と比較すると、「8.子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が、5.5ポイント増加しています。



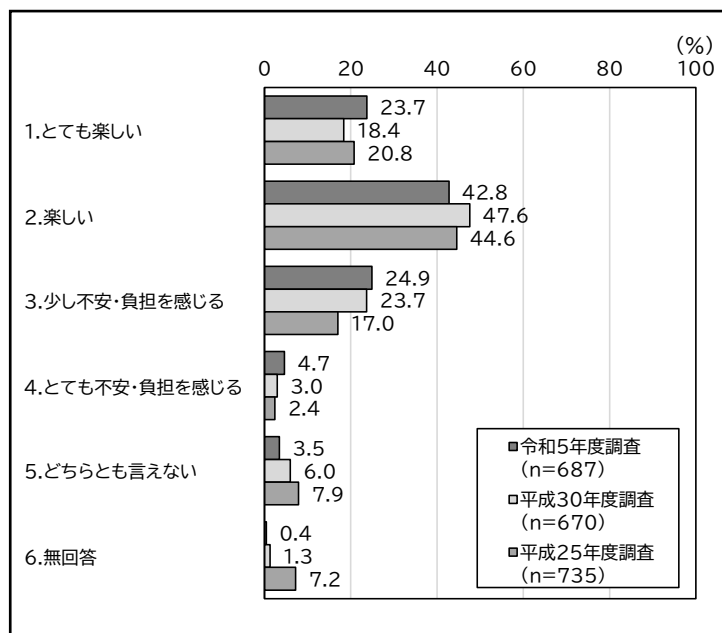
※H25調査には「11.住居が狭い」、「12.特にない」、「13.その他」の選択肢はありませんでした。

(16) 子育てについての気持ち

【就学前児童】

R5調査では、「2.楽しい」の割合が42.8%と高く、次いで「3.少し不安・負担を感じる」の割合が24.9%、「1.とても楽しい」の割合が23.7%となっています。

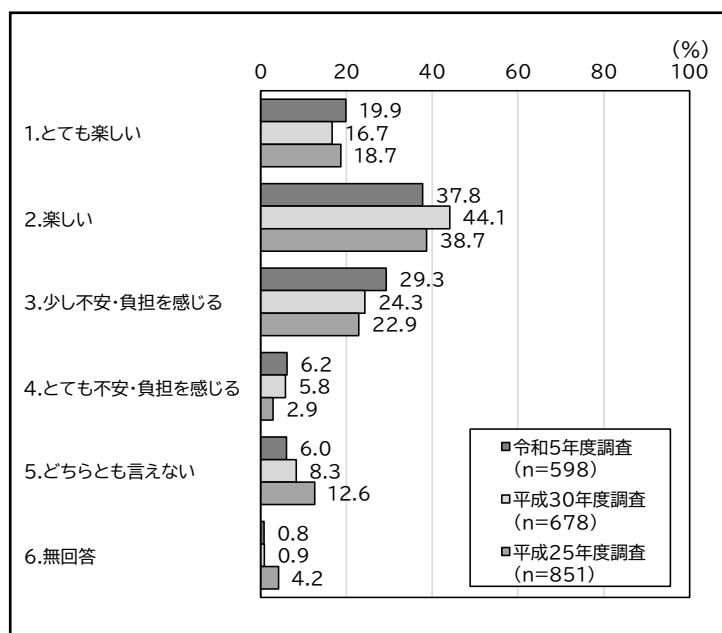
H30調査と比較すると、「1.とても楽しい」の割合が5.3ポイント増加しています。



【小学生】

R5調査では、「2.楽しい」の割合が37.8%と高く、次いで「3.少し不安・負担を感じる」の割合が29.3%、「1.とても楽しい」の割合が19.9%となっています。

H30調査と比較すると、「2.楽しい」の割合が6.3ポイント減少し、「3.少し不安・負担を感じる」の割合が5.0ポイント増加しています。

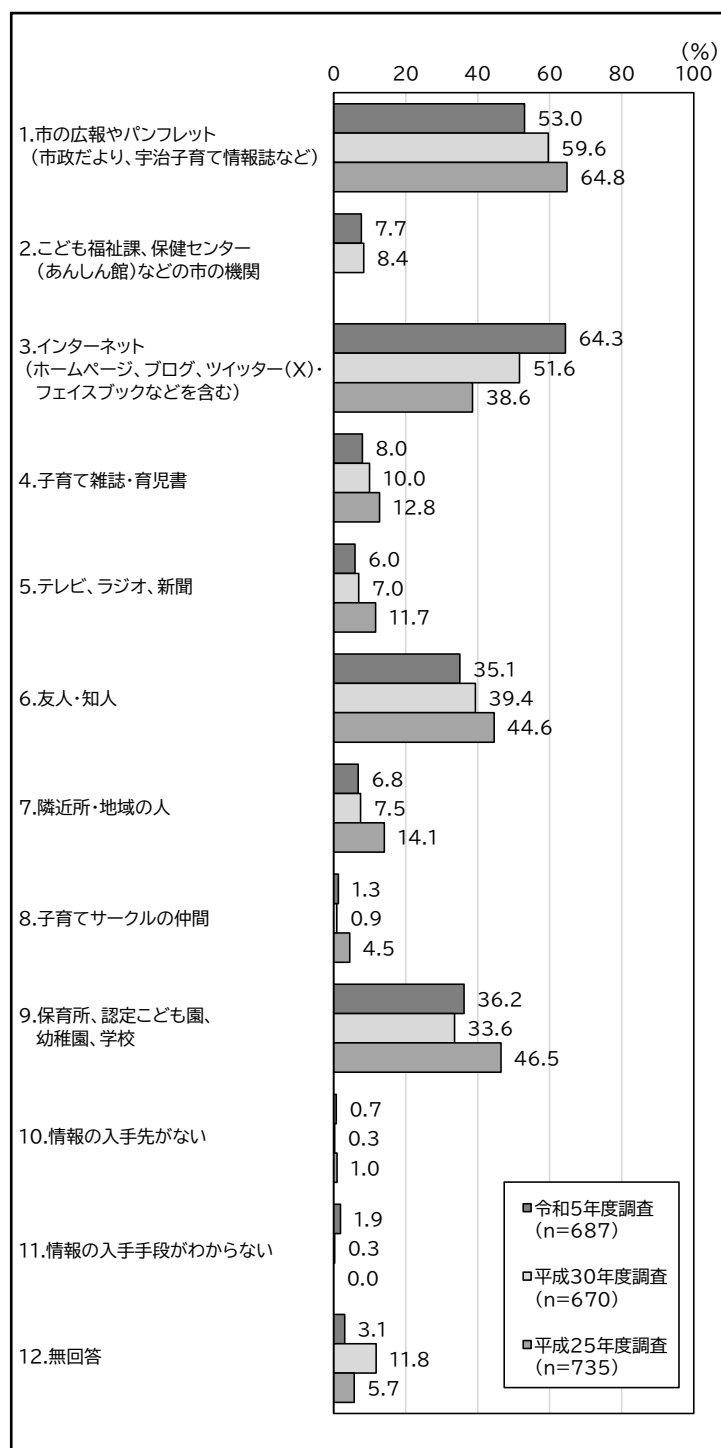


(17) 子育てに必要な施策などの情報の入手方法（複数回答）

【就学前児童】

R5調査では、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター（X）・フェイスブックなどを含む）」の割合が64.3%と最も高く、次いで「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が53.0%、「9.保育所、認定こども園、幼稚園、学校」の割合が36.2%となっています。

H30調査と比較すると、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター（X）・フェイスブックなどを含む）」の割合が、12.7ポイント増加し、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が、6.6ポイント減少しています。

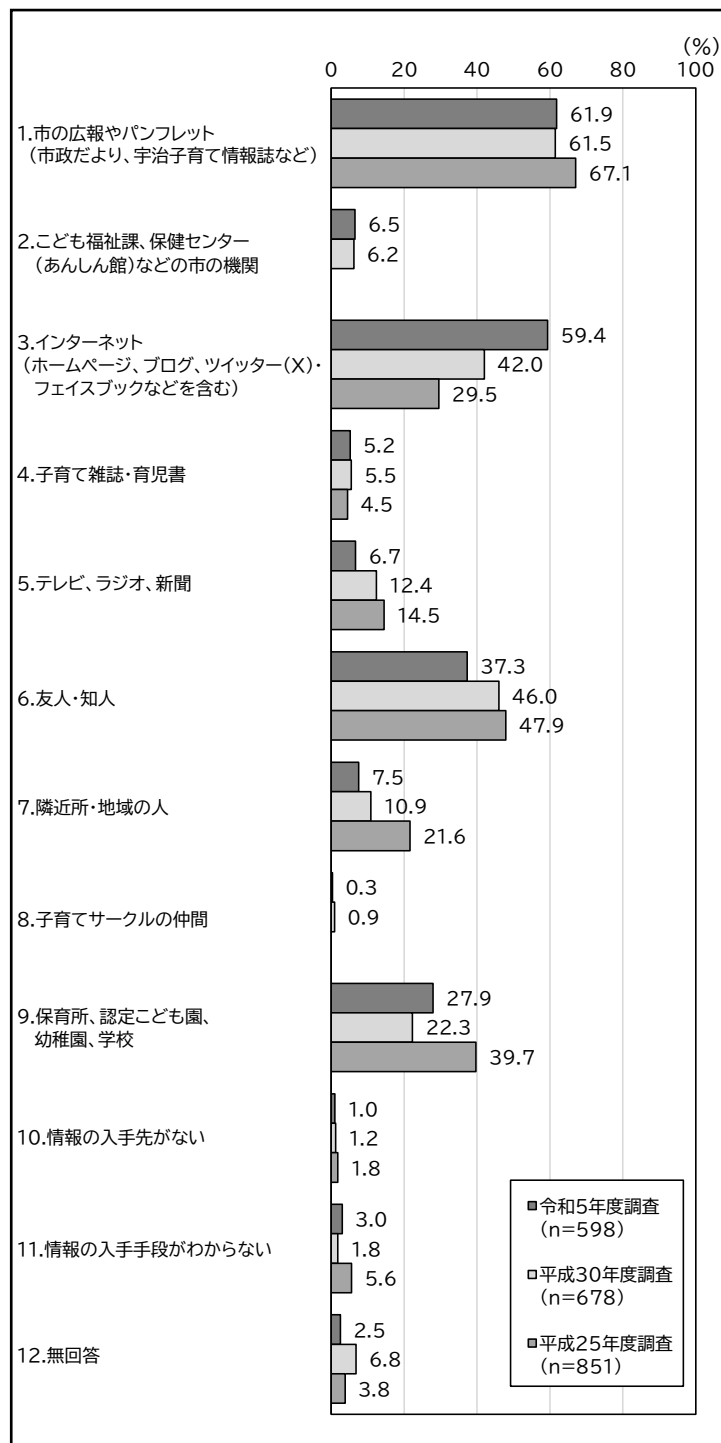


※H25調査、H28調査には「2.こども福祉課、保健センター（あんしん館）などの市の機関」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

R5調査では、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が61.9%と最も高く、次いで「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター（X）・フェイスブックなどを含む）」の割合が59.4%、「6.友人・知人」の割合が37.3%となっています。

H30調査と比較すると、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター（X）・フェイスブックなどを含む）」、「9.保育所、認定こども園、幼稚園、学校」、の割合が、それぞれ17.4ポイント、5.6ポイント増加し、「6.友人・知人」の割合が、8.7ポイント減少しています。



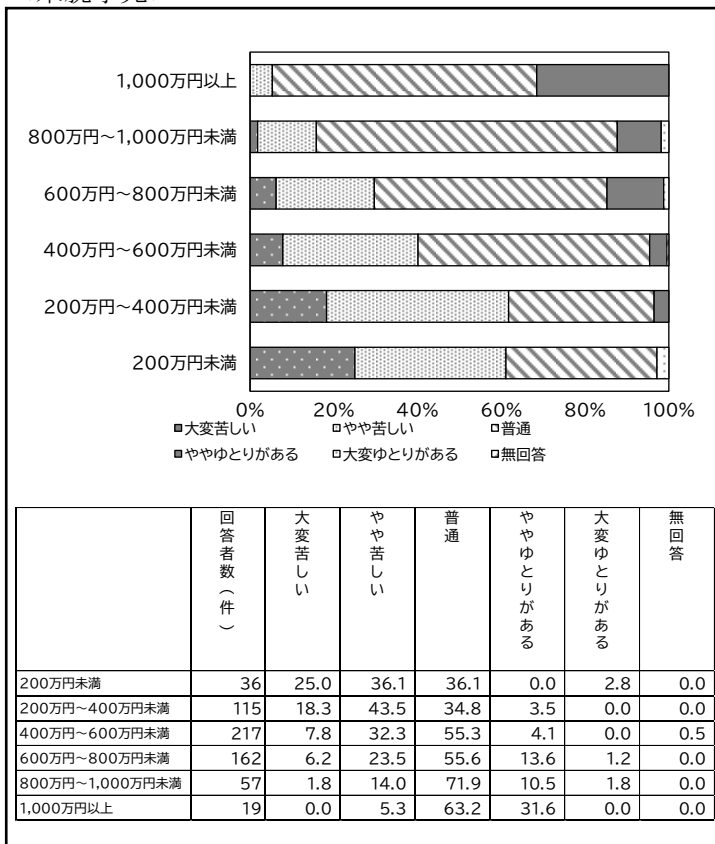
※H25調査、H28調査には「2.こども福祉課、保健センター（あんしん館）などの市の機関」の選択肢はありませんでした。

(18) 世帯の生活状況について

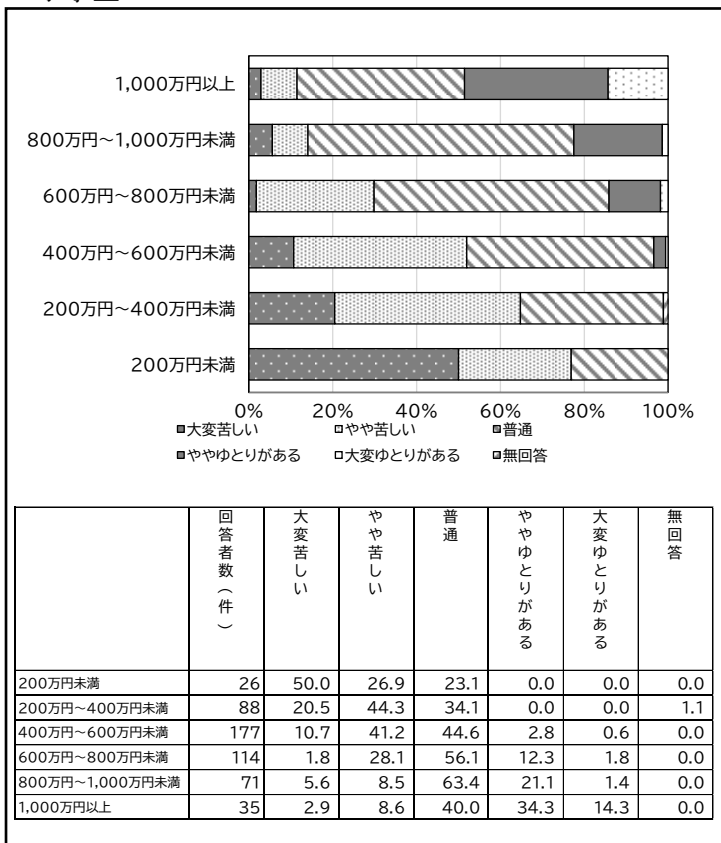
①現在の暮らしに関する認識

- 現在の暮らしに関する認識について、未就学児、小学生、中高生等のいずれも世帯収入が低くなるにつれ、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が高くなる傾向があります。
- 「世帯収入 200 万円未満の世帯」の現在の暮らしに関する認識については、小学生、中高生等については「大変苦しい」の割合が最も高く、未就学児の割合とは異なる結果となっており、就学するにあたり、大きく傾向が変わることが確認できます。

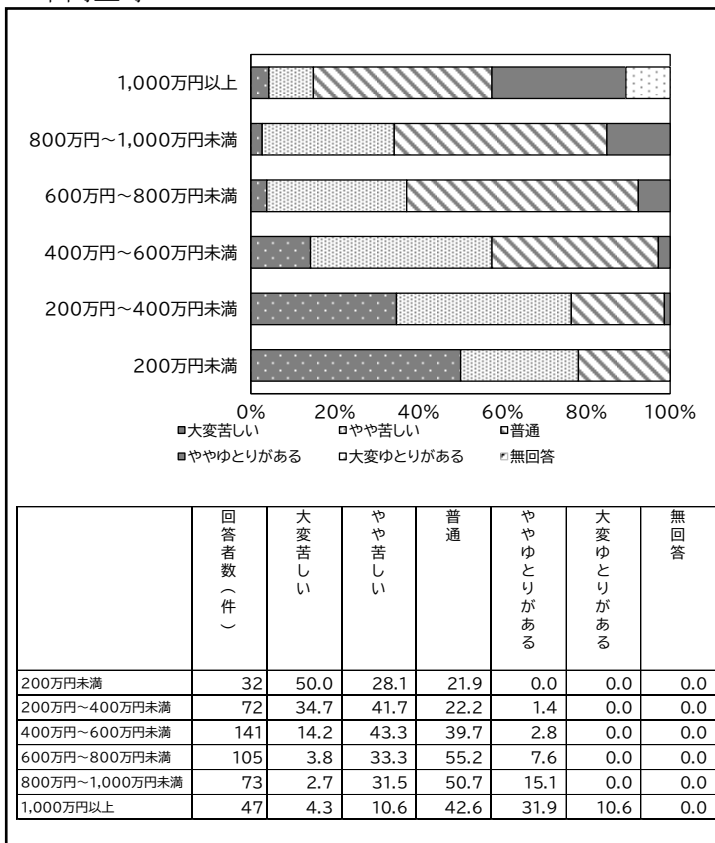
<未就学児>



<小学生>



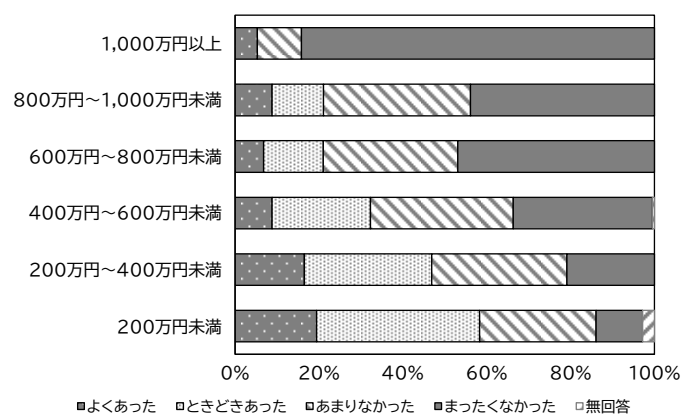
<中高生等>



②家計の状況

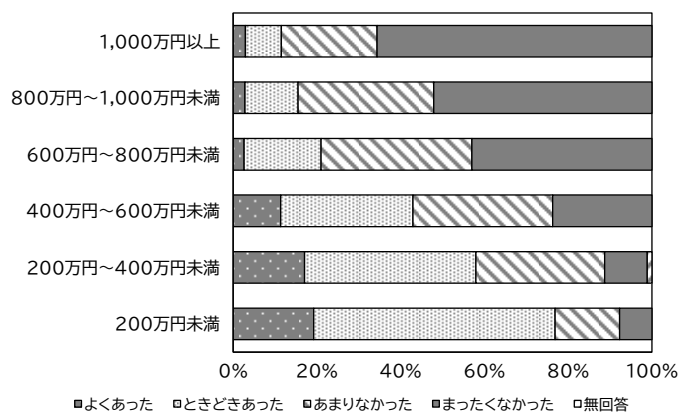
- 過去1年間に急な出費などで家計のやりくりができなかった状況について、全体で未就学児、小学生、中高生等のいずれも「世帯収入200万円未満」で「ときどきあった」の占める割合が高くなっています。

<未就学児>



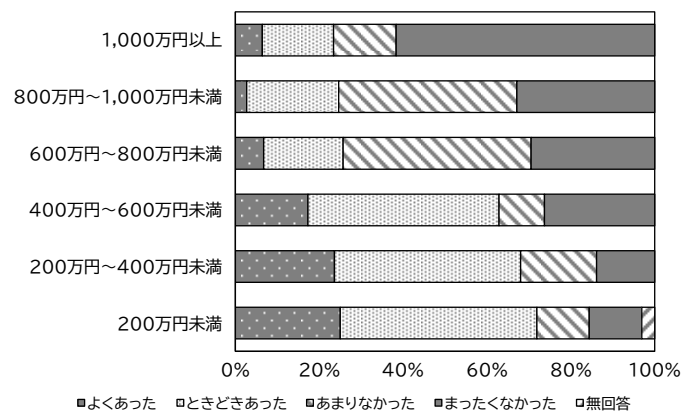
	回答者数（件）	よくあった	ときどきあった	あまりなかった	まったくなかった	無回答
200万円未満	36	19.4	38.9	27.8	11.1	2.8
200万円～400万円未満	115	16.5	30.4	32.2	20.9	0.0
400万円～600万円未満	217	8.8	23.5	34.1	33.2	0.5
600万円～800万円未満	1662	6.8	14.2	32.1	46.9	0.0
800万円～1,000万円未満	57	8.8	12.3	35.1	43.9	0.0
1,000万円以上	19	5.3	0.0	10.5	84.2	0.0

<小学生>



	回答者数（件）	よくあった	ときどきあった	あまりなかった	まったくなかった	無回答
200万円未満	26	19.2	57.7	15.4	7.7	0.0
200万円～400万円未満	88	17.0	40.9	30.7	10.2	1.1
400万円～600万円未満	177	11.3	31.6	33.3	23.7	0.0
600万円～800万円未満	114	2.6	18.4	36.0	43.0	0.0
800万円～1,000万円未満	71	2.8	12.7	32.4	52.1	0.0
1,000万円以上	35	2.9	8.6	22.9	65.7	0.0

<中高生等>

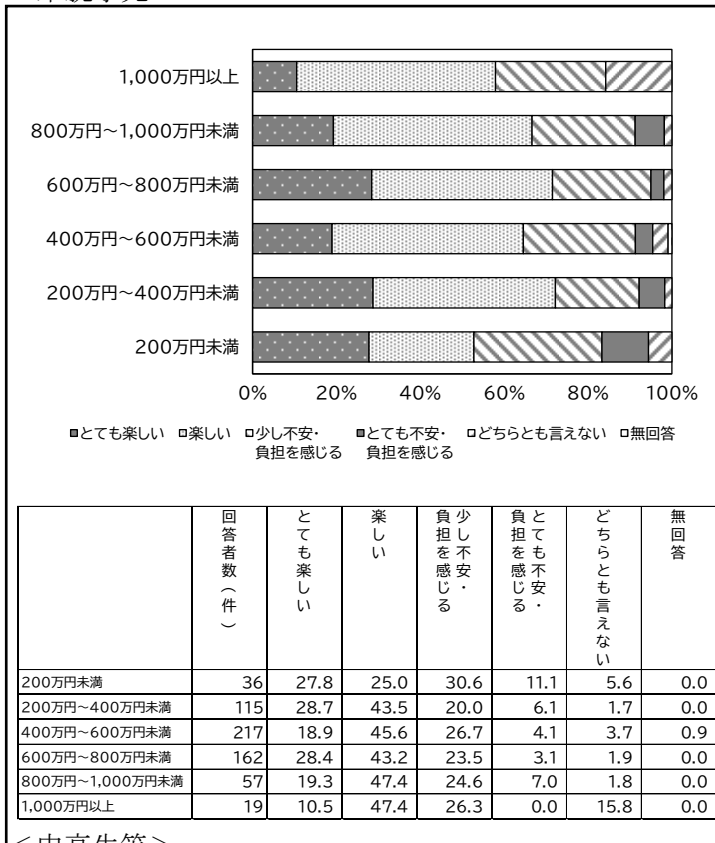


	回答者数（件）	よくあった	ときどきあった	あまりなかった	まったくなかった	無回答
200万円未満	32	25.0	46.9	12.5	12.5	3.1
200万円～400万円未満	72	23.6	44.4	18.1	13.9	0.0
400万円～600万円未満	141	12.1	31.9	7.6	18.4	0.0
600万円～800万円未満	105	6.7	19.0	44.8	29.5	0.0
800万円～1,000万円未満	73	2.7	21.9	42.5	32.9	0.0
1,000万円以上	47	6.4	17.0	14.9	61.7	0.0

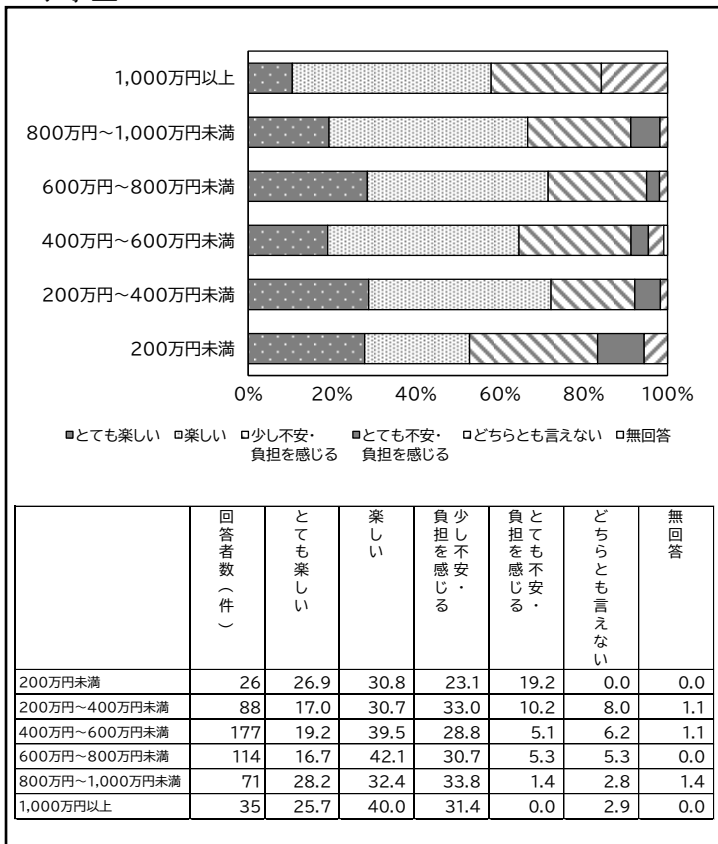
③子育てについての気持ち

- 子育てについての気持ちについて、
未就学児、小学生では世帯収入によって「とても楽しい」「楽しい」の割合に顕著な違いは見られませんが、中高生等では「世帯収入200万円～400万円未満の世帯」「世帯収入200万円未満の世帯」で「楽しい」の割合が大きく減少し、「とても不安・負担を感じる」の割合が増加しています。

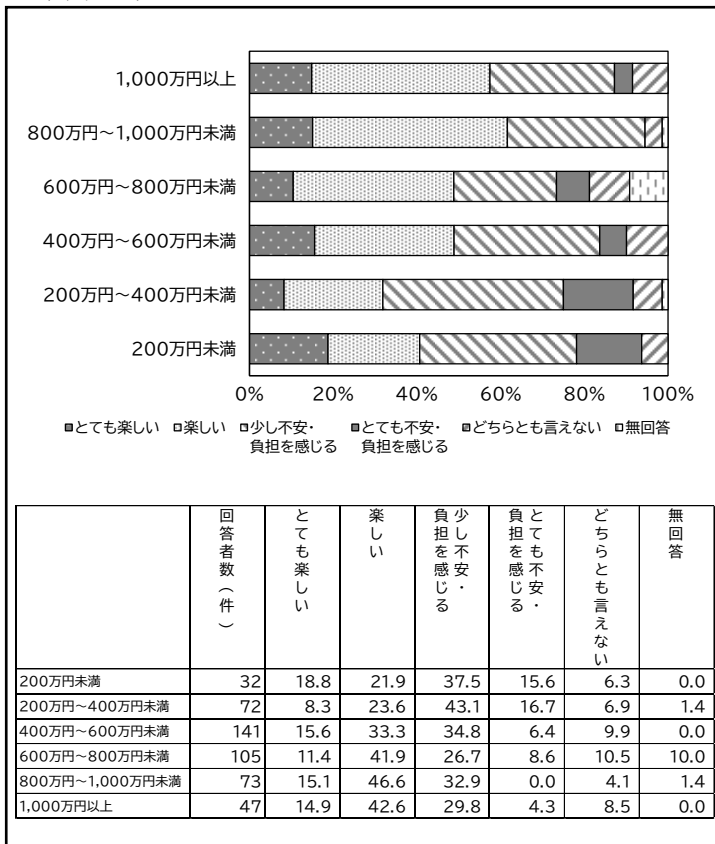
<未就学児>



<小学生>



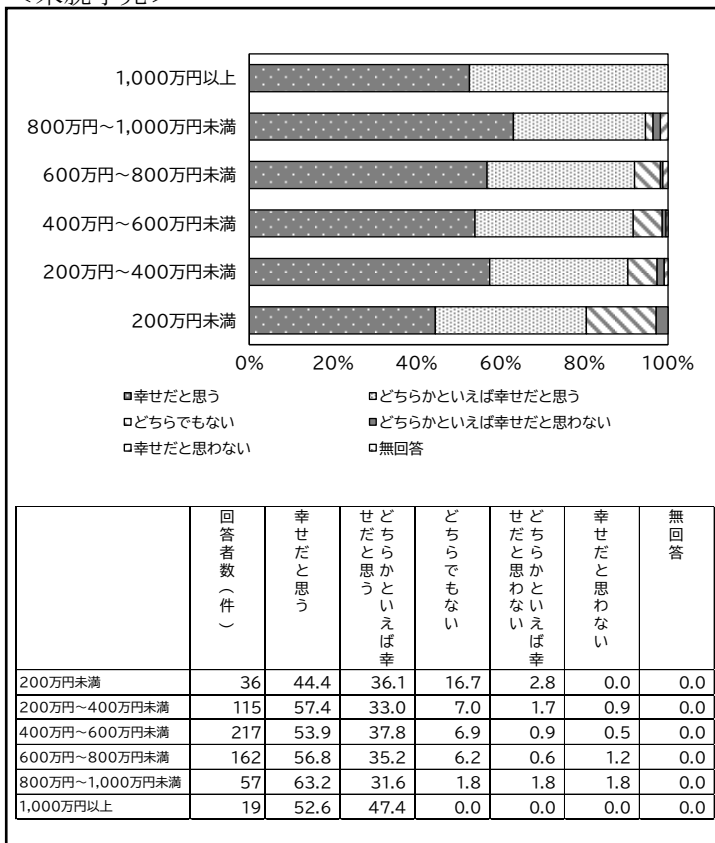
<中高生等>



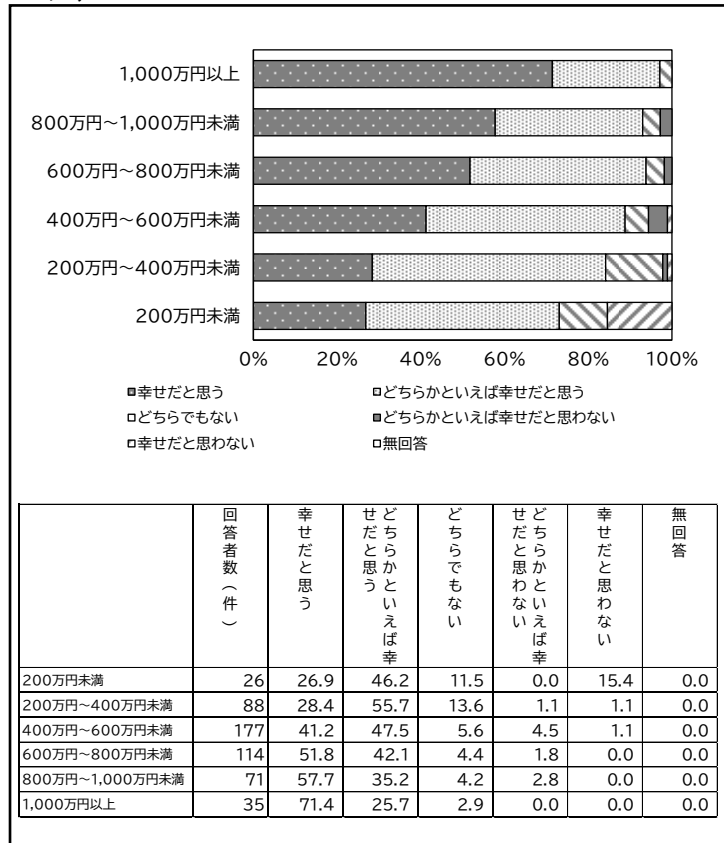
④保護者の幸福感

- 保護者の幸福感について、全体では未就学児、小学生、中高生等の全てで「幸せだと思う」「どちらかといえば幸せだと思う」の割合が最も高くなっています。

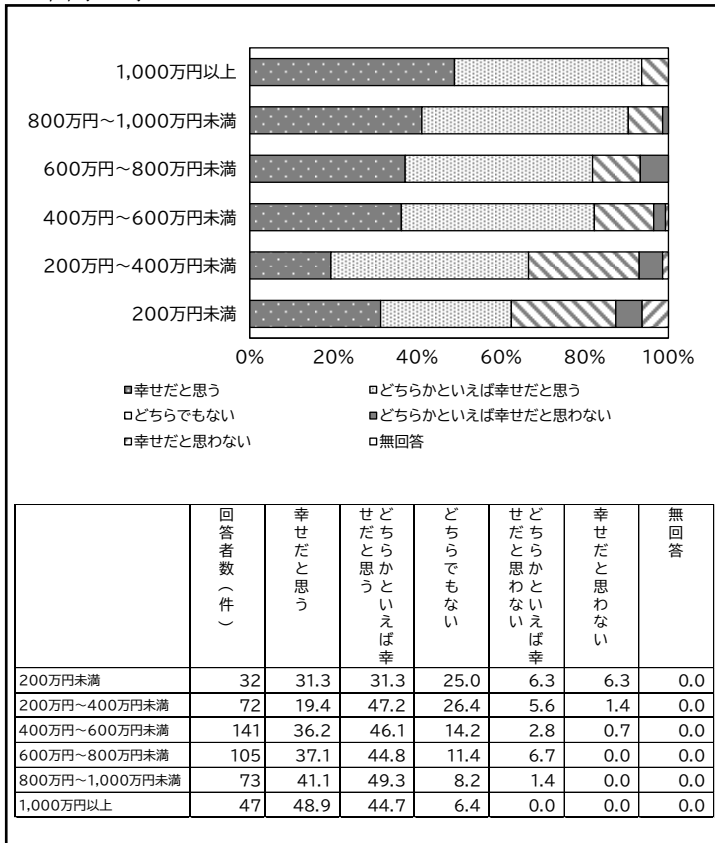
<未就学児>



<小学生>



<中高生等>

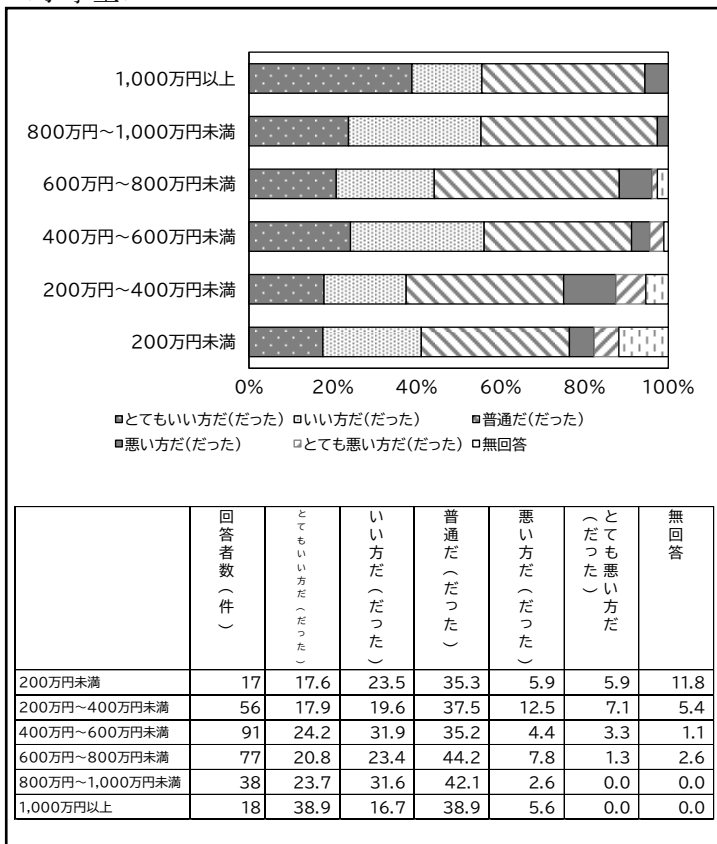


(19) 子どもの状況について

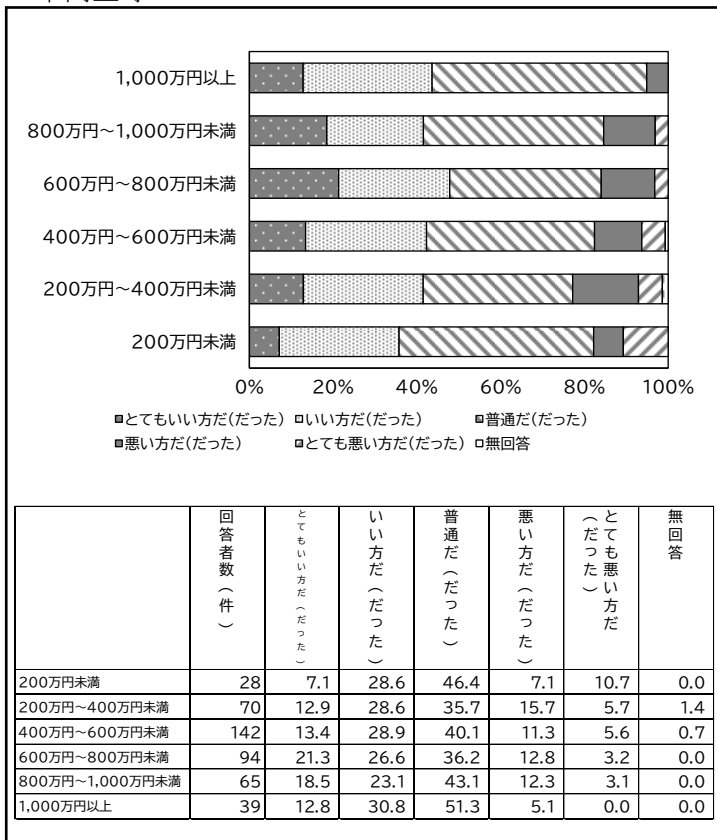
①学校での勉強の成績

- 学校での勉強の成績について、全体で小学生、中高生等のいずれも「普通」の割合が高い傾向となっています。
- 小学生の「世帯収入 1,000 万円以上の世帯」で「とてもいい方だ(だった)」が特に割合が高くなっていますが、中高生等では異なる傾向となっています。

<小学生>



<中高生等>



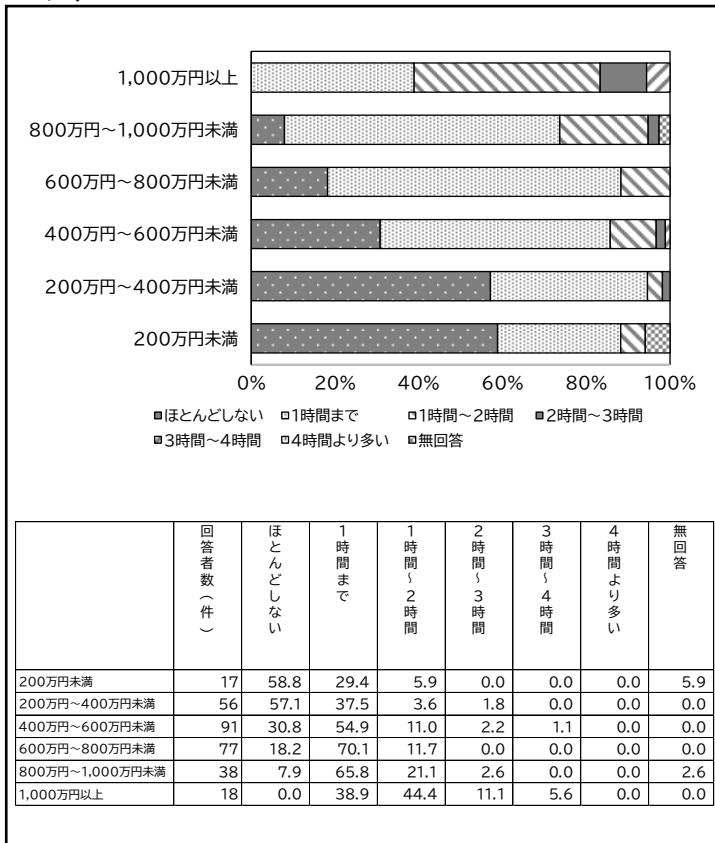
②家での勉強時間

- 家での勉強時間の状況について、小学生では「世帯収入 200 万円～400 万円未満の世帯」からそれ以下の世帯について、「ほとんどしない」の割合が特に高くなっています。

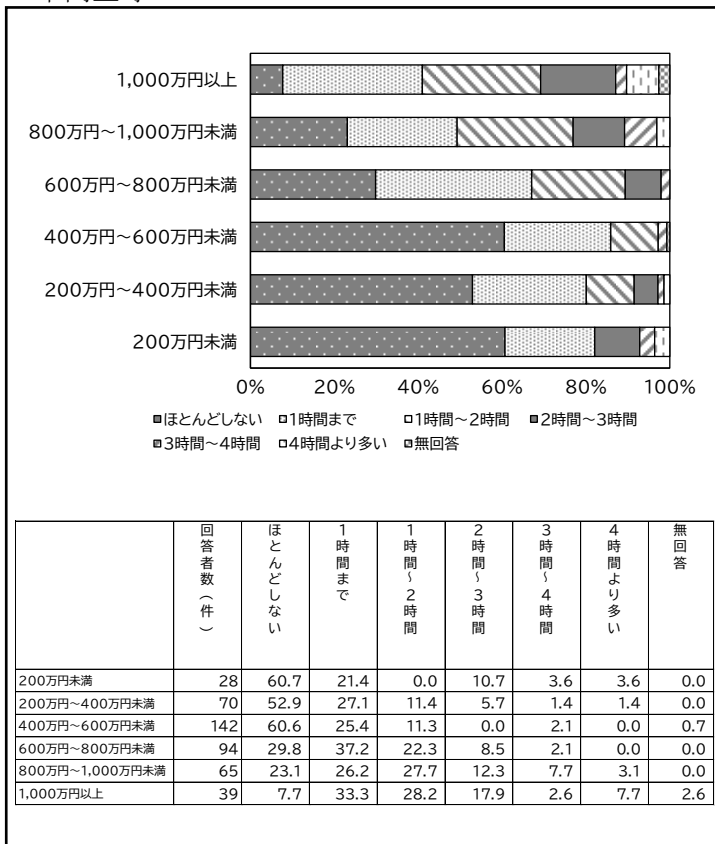
中高生等では「世帯収入が400万円～600万円未満の世帯」からそれ以下の世帯について、「ほとんどしない」の割合が特に高くなっています。

- 「世帯収入 400 万円～600 万円未満」からそれ以上の世帯について、小学生と比較し、中高生等は「ほとんどしない」が占める割合が高い傾向にあります。

<小学生>



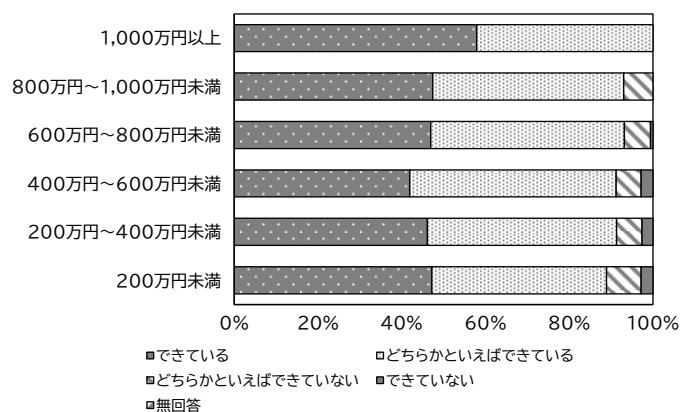
<中高生等>



③規則正しい生活のリズム

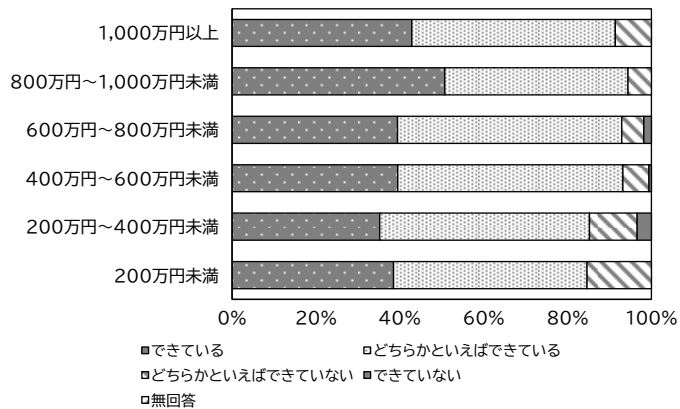
- ・規則正しい生活のリズムについて、
未就学児、小学生では「できている」「どちらかといえばできている」の割合がいずれも80%以上を占めているのに対し、中高生等は「どちらかといえばできていない」「できていない」の割合が高くなる傾向にあります。

<未就学児>



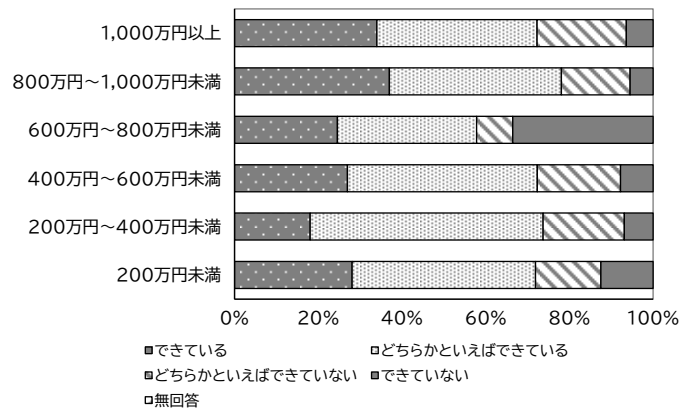
	回答者数（件）	できている	どちらかといえばできている	どちらかといえばできていない	できていない	無回答
200万円未満	36	47.2	41.7	8.3	2.8	0.0
200万円～400万円未満	115	46.1	45.2	6.1	2.6	0.0
400万円～600万円未満	217	41.9	49.3	6.0	2.8	0.0
600万円～800万円未満	162	46.9	46.3	6.2	0.6	0.0
800万円～1,000万円未満	57	47.4	45.6	7.0	0.0	0.0
1,000万円以上	19	57.9	42.1	0.0	0.0	0.0

<小学生>



	回答者数（件）	できている	どちらかといえばできている	どちらかといえばできていない	できていない	無回答
200万円未満	26	38.5	46.2	15.4	0.0	0.0
200万円～400万円未満	88	35.2	50.0	11.4	3.4	0.0
400万円～600万円未満	177	39.5	53.7	6.2	0.6	0.0
600万円～800万円未満	114	39.5	53.5	5.3	1.8	0.0
800万円～1,000万円未満	71	50.7	43.7	5.6	0.0	0.0
1,000万円以上	35	42.9	48.6	8.6	0.0	0.0

<中高生等>

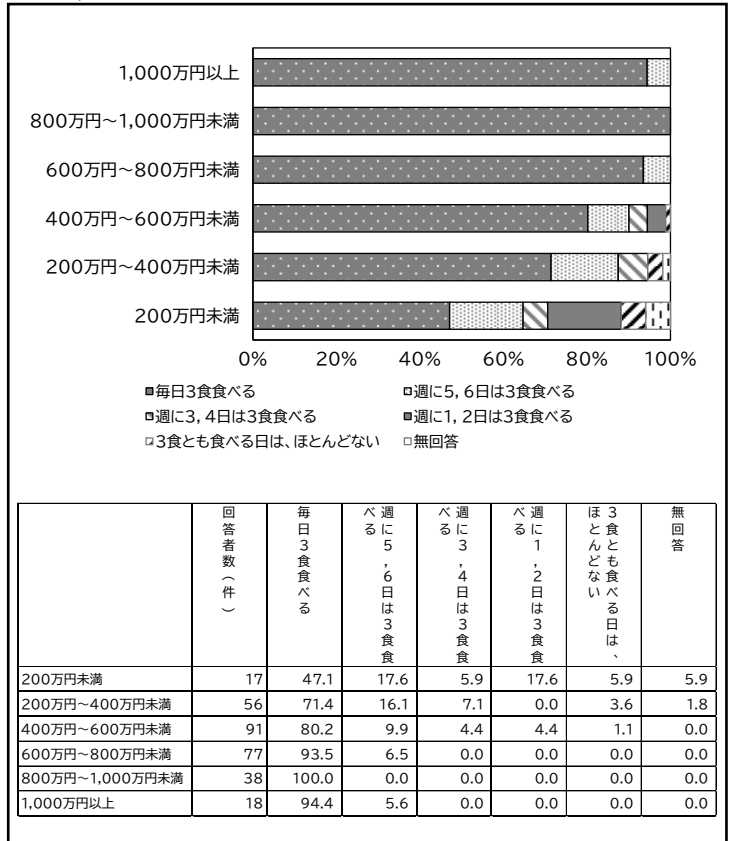


	回答者数（件）	できている	どちらかといえばできている	どちらかといえばできていない	できていない	無回答
200万円未満	32	28.1	43.8	15.6	12.5	0.0
200万円～400万円未満	72	18.1	55.6	19.4	6.9	0.0
400万円～600万円未満	141	27.0	45.4	19.9	7.8	0.0
600万円～800万円未満	105	35.2	47.6	12.4	48.0	0.0
800万円～1,000万円未満	73	37.0	41.1	16.4	5.5	0.0
1,000万円以上	47	34.0	38.3	21.3	6.4	0.0

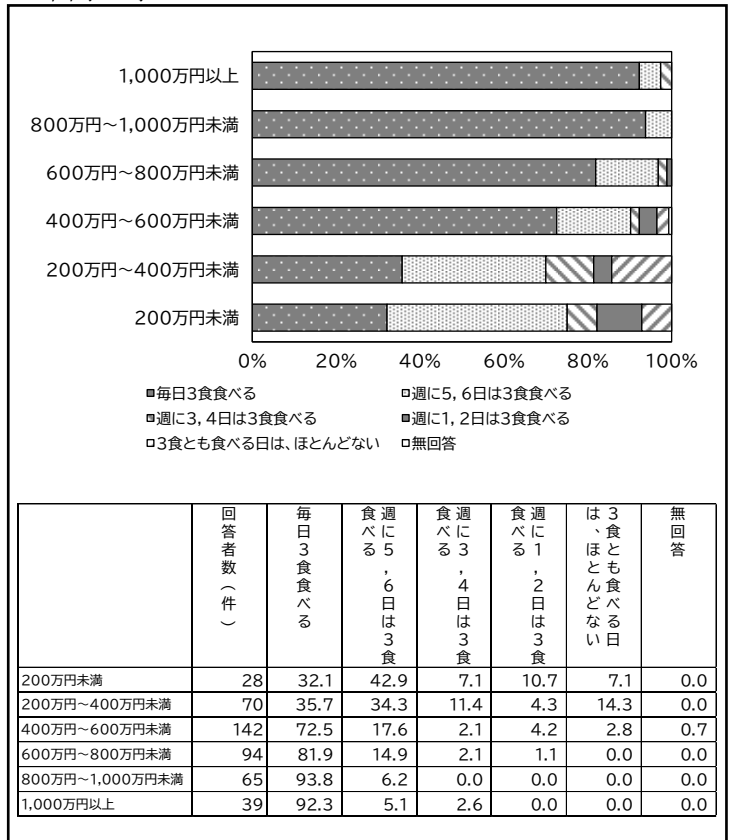
④子どもの食事の状況（3食の状況）

・朝・昼・晩の3食の状況について、小学生では「世帯収入200万円未満の世帯」について、「毎日3食食べる」の割合が50%未満となっています。中高生等では「世帯収入200万円～400万円未満の世帯」からそれ以下の世帯について、「毎日3食食べる」の割合が40%未満となっており、顕著な傾向が出ています。

<小学生>



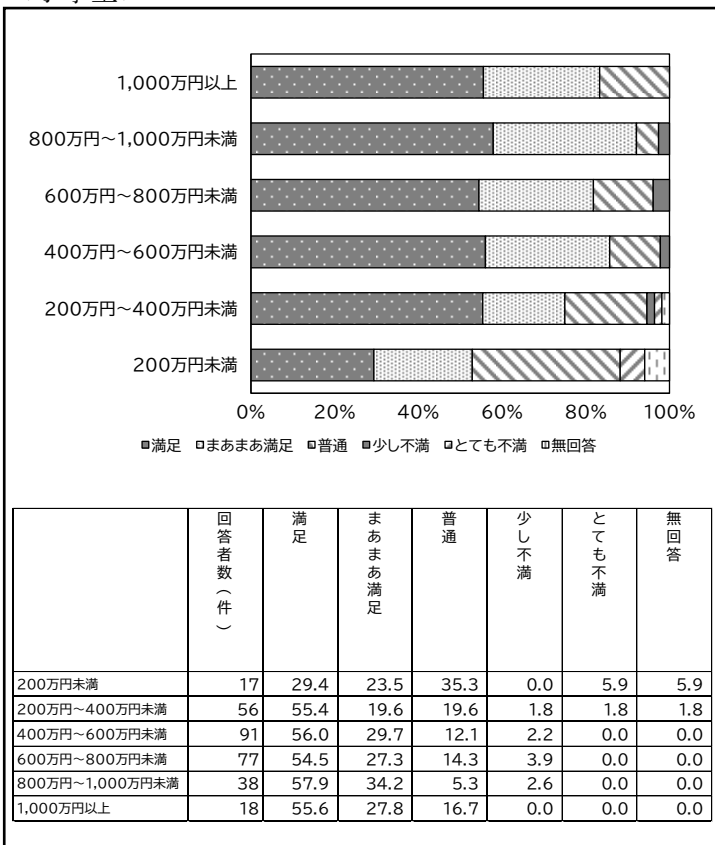
<中高生等>



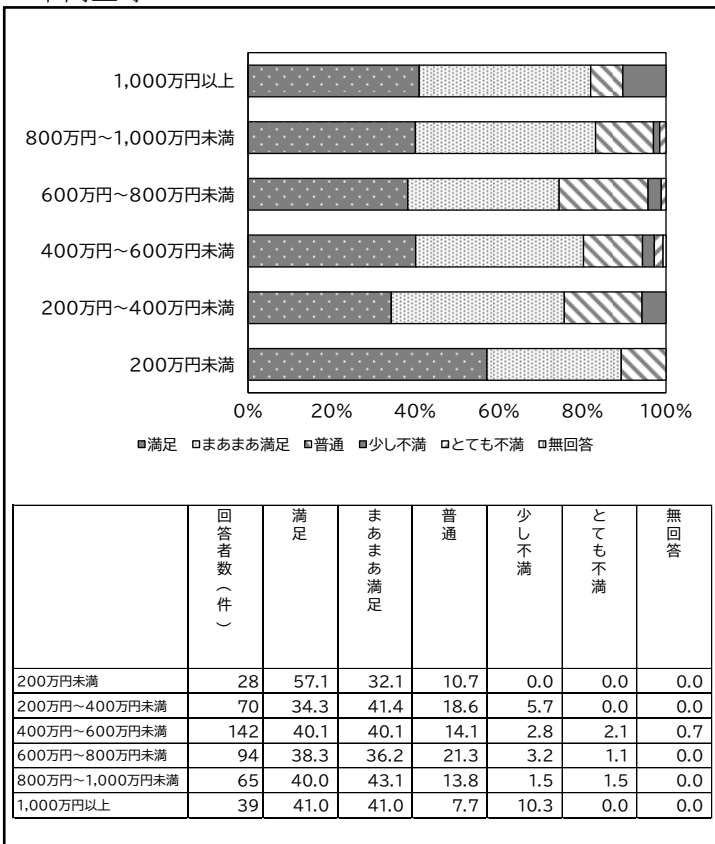
⑤生活の満足度

- 生活の満足度について、全体では小学生、中高生等とも「満足」「まあまあ満足」の割合が50%を超えています。
- 小学生では「世帯収入200万円未満の世帯」で「満足」の割合が特に低くなっていますが、中高生等では、「世帯収入200万円未満の世帯」で「満足」の割合が最も高くなっています。

<小学生>



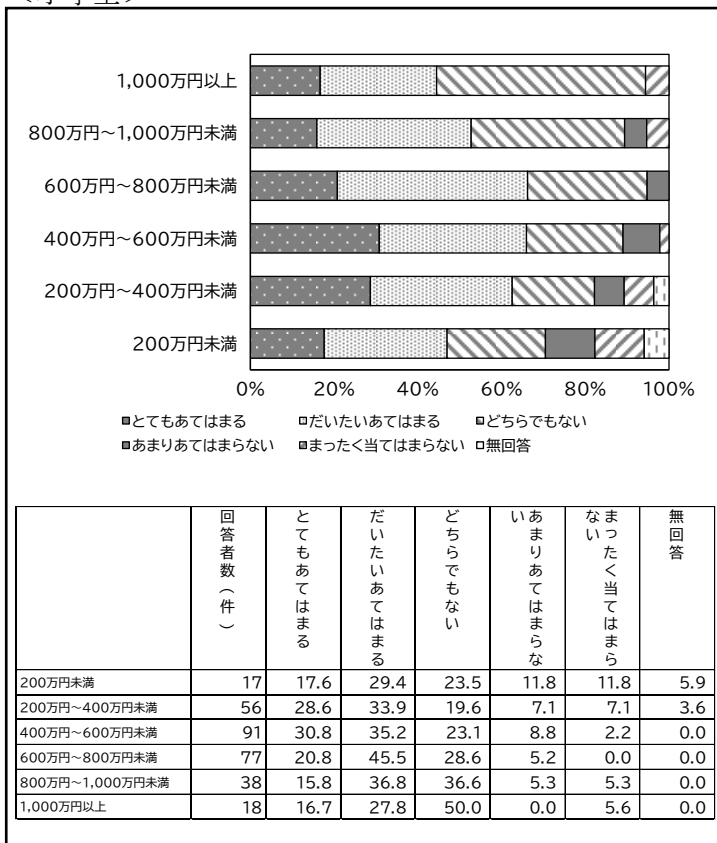
<中高生等>



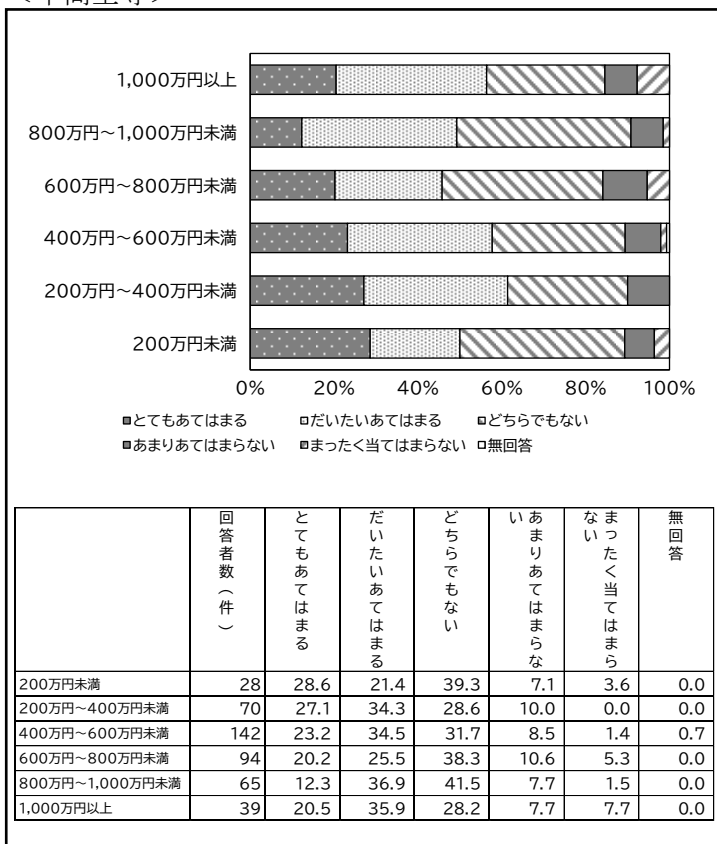
⑥子どもの自己肯定感

- ・「自己肯定感(自分のことが好き)」
の設問では、世帯収入によって顕
著な傾向は見られません。

<小学生>

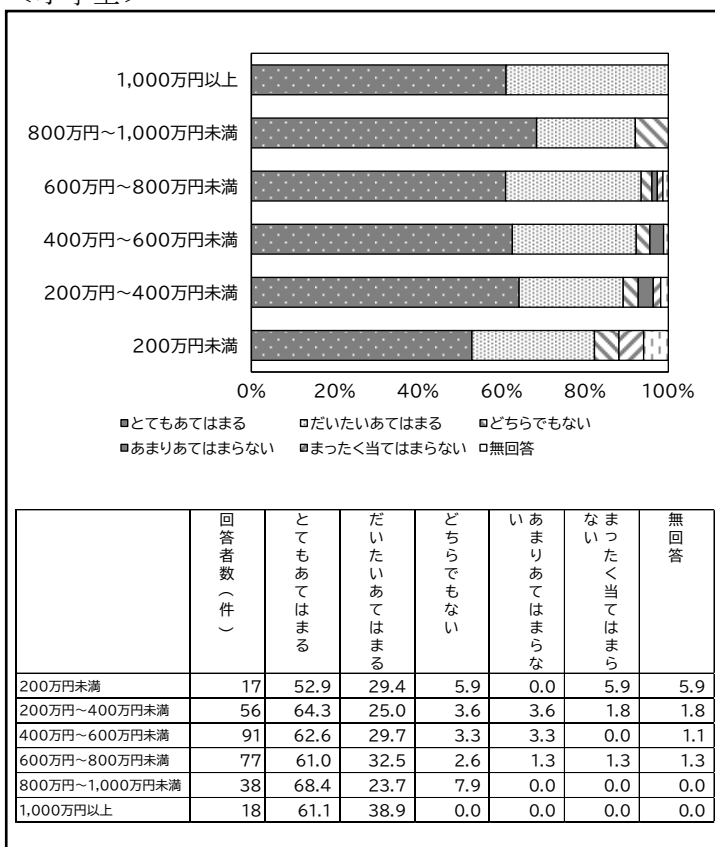


<中高生等>

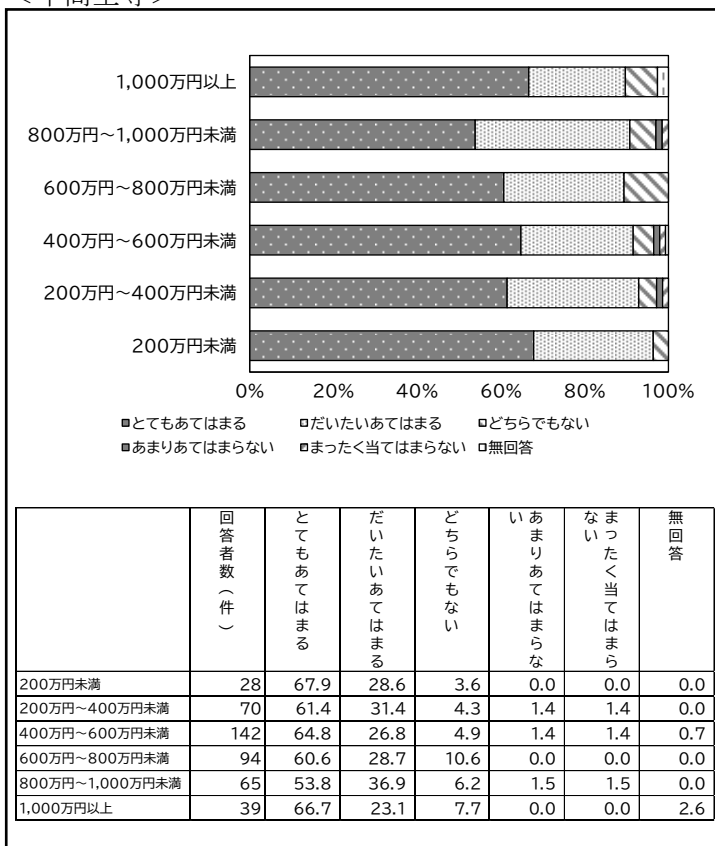


- ・「自分は親に大切にされていると感じる」の設問では、全体では小学生、中高生等とも「とてもあてはまる」「だいたいあてはまる」の割合が80%を超えています。

<小学生>



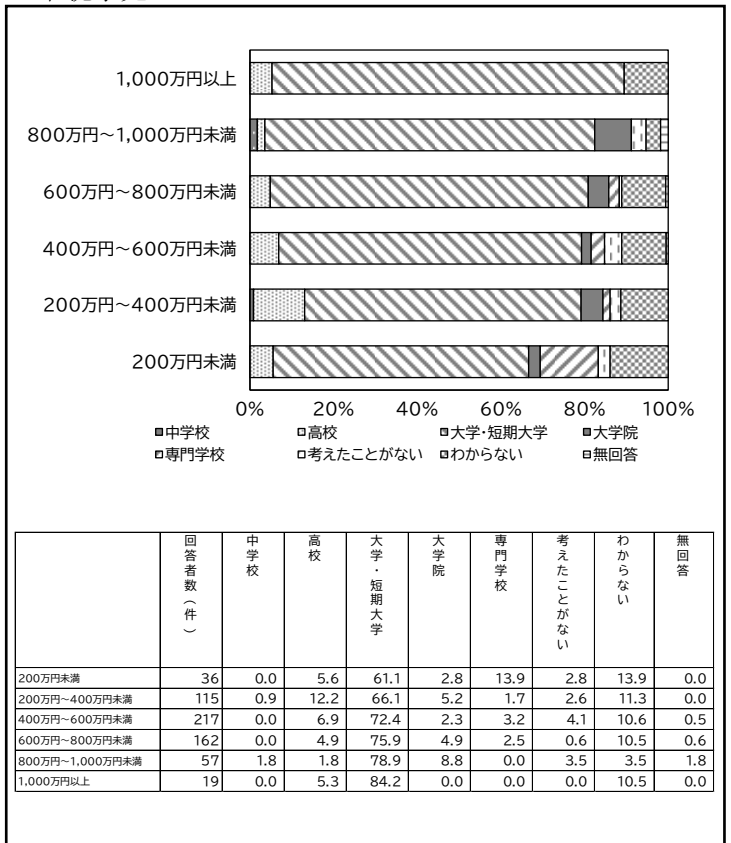
<中高生等>



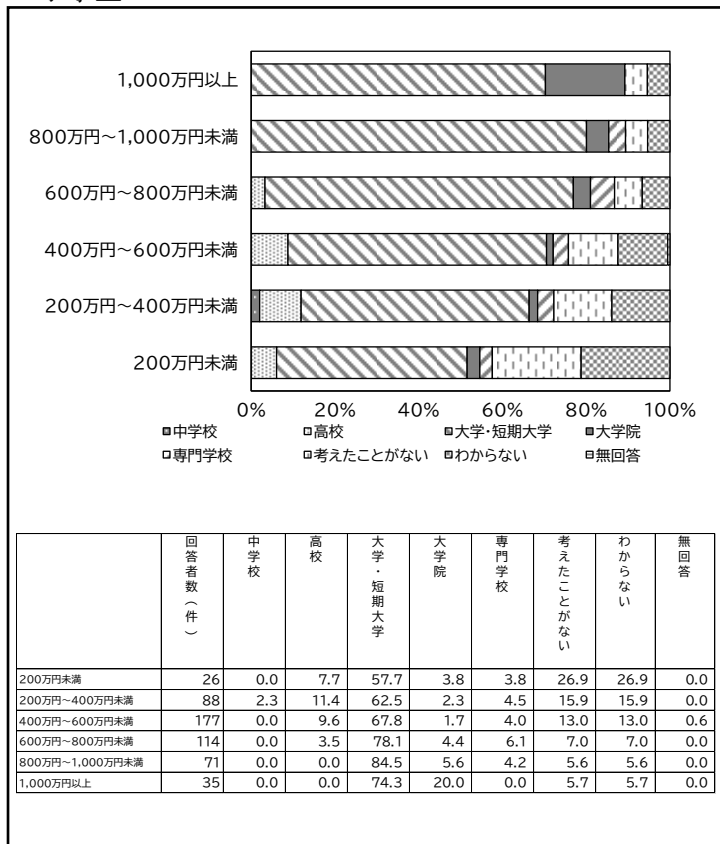
⑦子どもに希望する最終学歴

- 子どもに希望する最終学歴について、全体では「大学・短期大学」が最も高い割合となっています。
- 未就学児では「世帯収入 200 万円未満の世帯」について、「専門学校」の割合が他と比較し高い割合となっています。
- 小学生では世帯収入が低くなるにつれて「考えたことがない」「わからない」が高くなる傾向があります。
- 中高生等では「世帯収入 400 万円～600 万円未満の世帯」からそれ以下の世帯について、「高校」の割合が高くなる傾向があります。

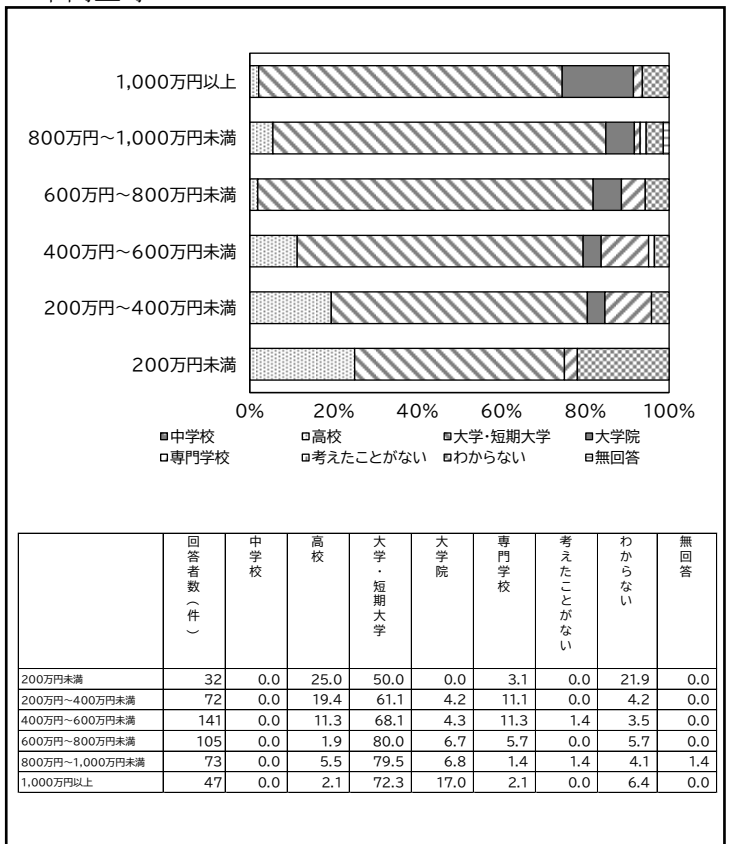
<未就学児>



<小学生>



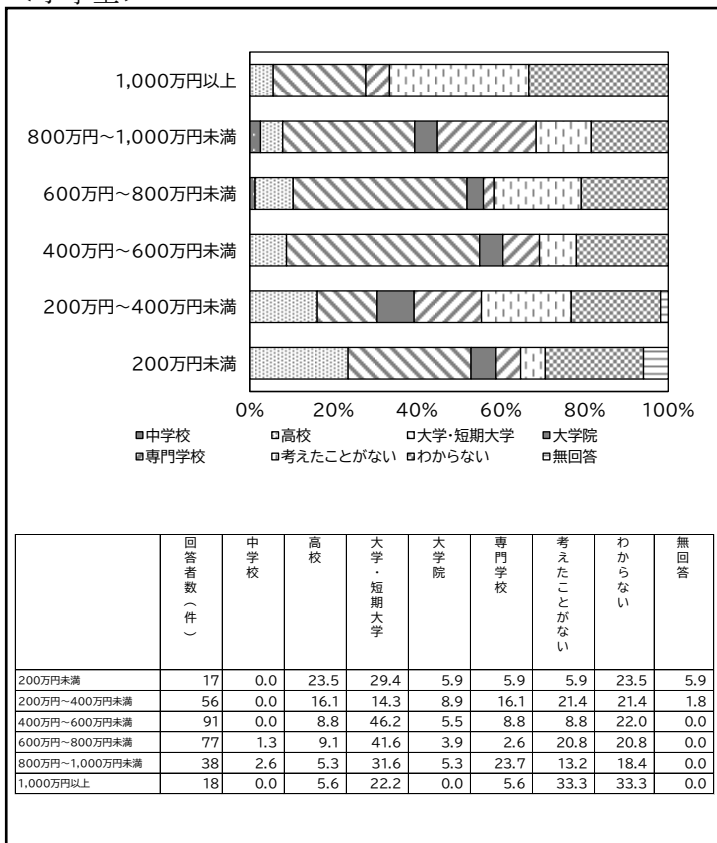
<中高生等>



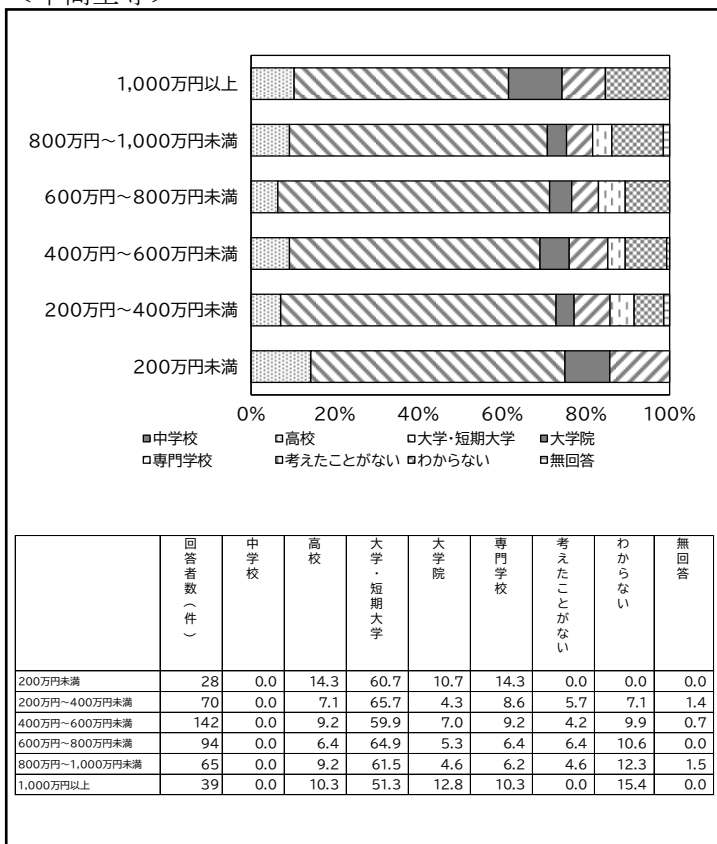
⑧進学希望（子ども本人）

- 子ども本人の進学希望について、世帯収入によって顕著な傾向はみられません。中高校生等では「世帯収入 200 万円未満の世帯」について、「考えたことがない」「わからない」「無回答」がない結果となっています。

<小学生>



<中高校生等>

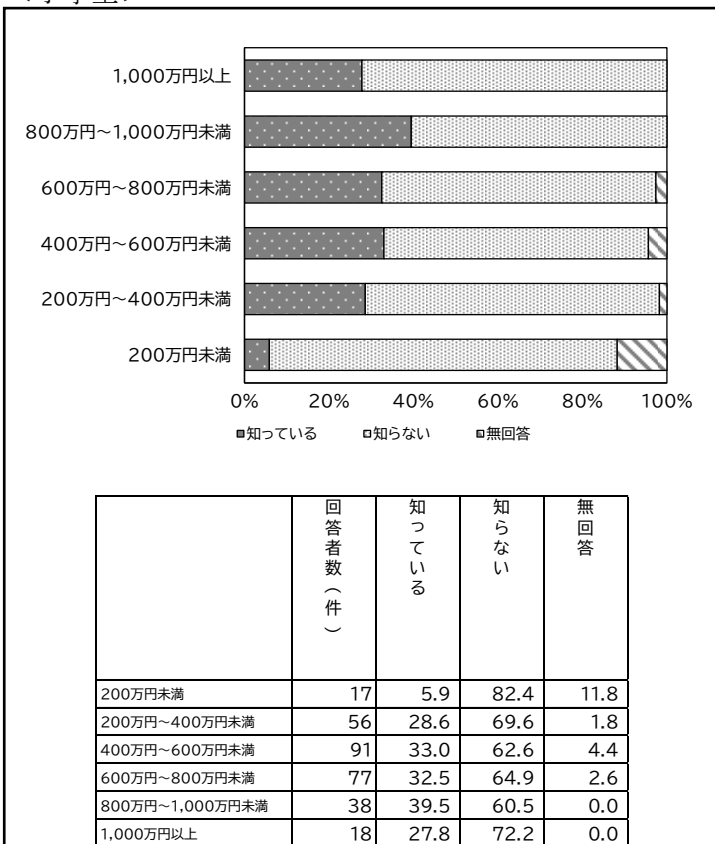


(19) 支援策について

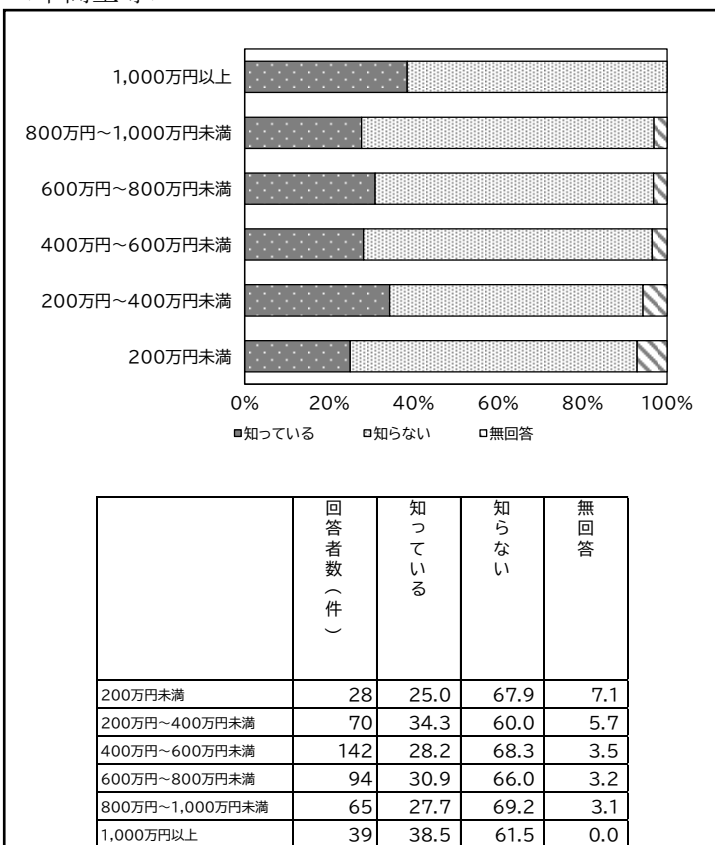
① 放課後子ども教室について

- 放課後子ども教室・認知度の設問では、「知らない」の割合が最も高くなっています。

<小学生>

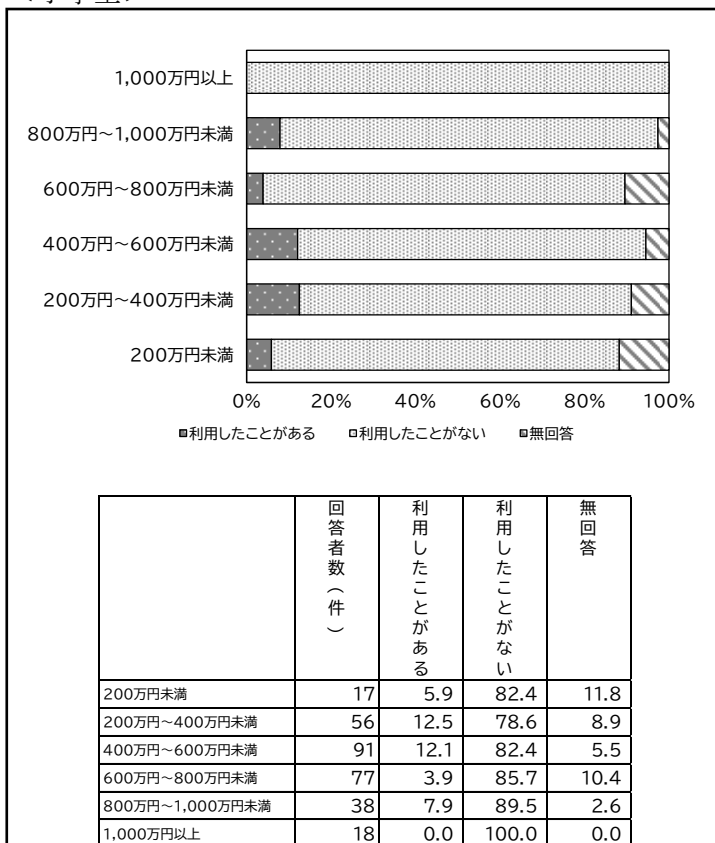


<中高生等>

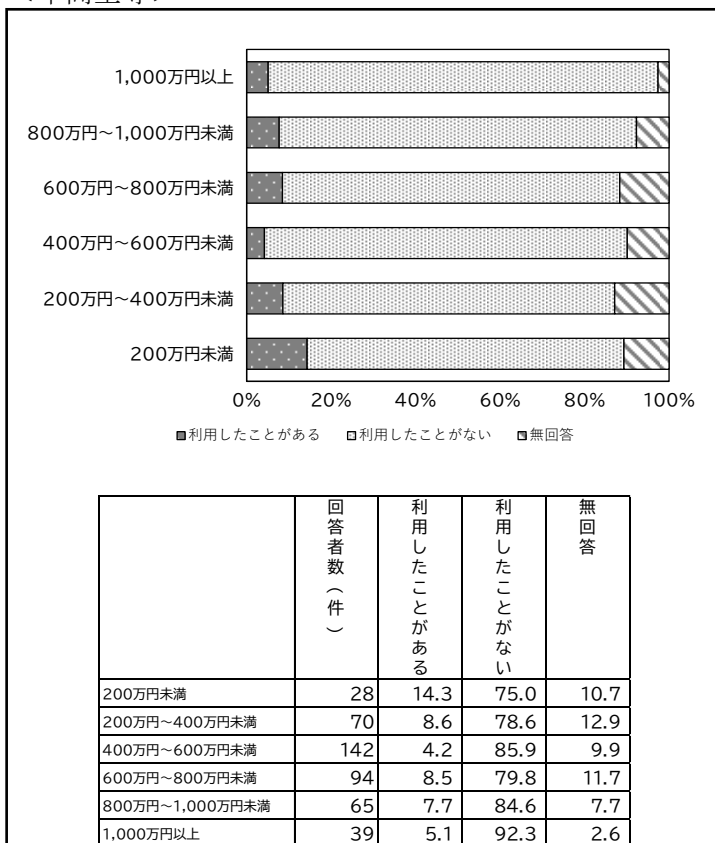


- ・放課後子ども教室・利用経験の設
問では、「利用したことがない」の
割合が最も高くなっています。

<小学生>

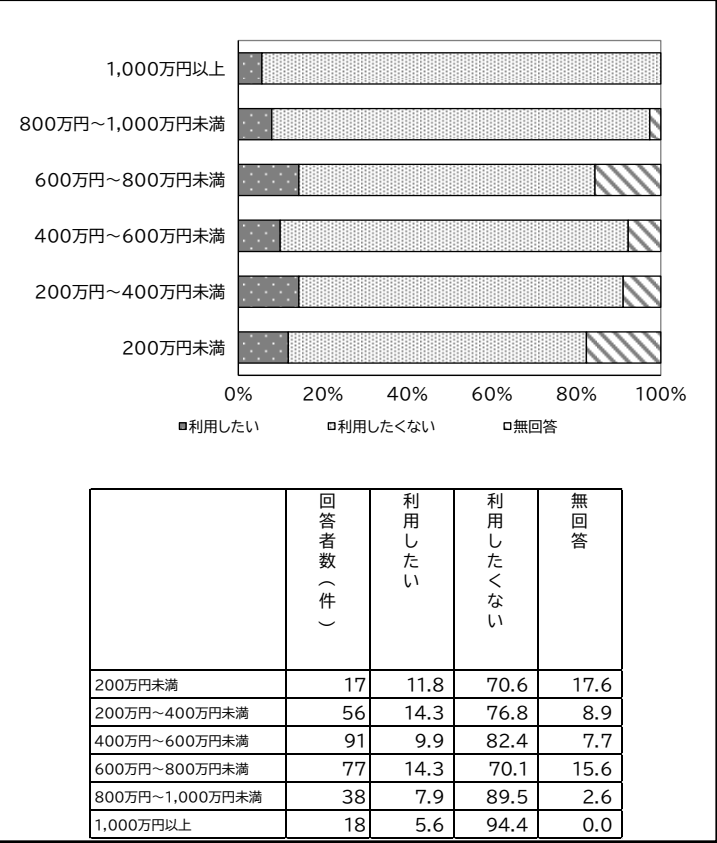


<中高生等>

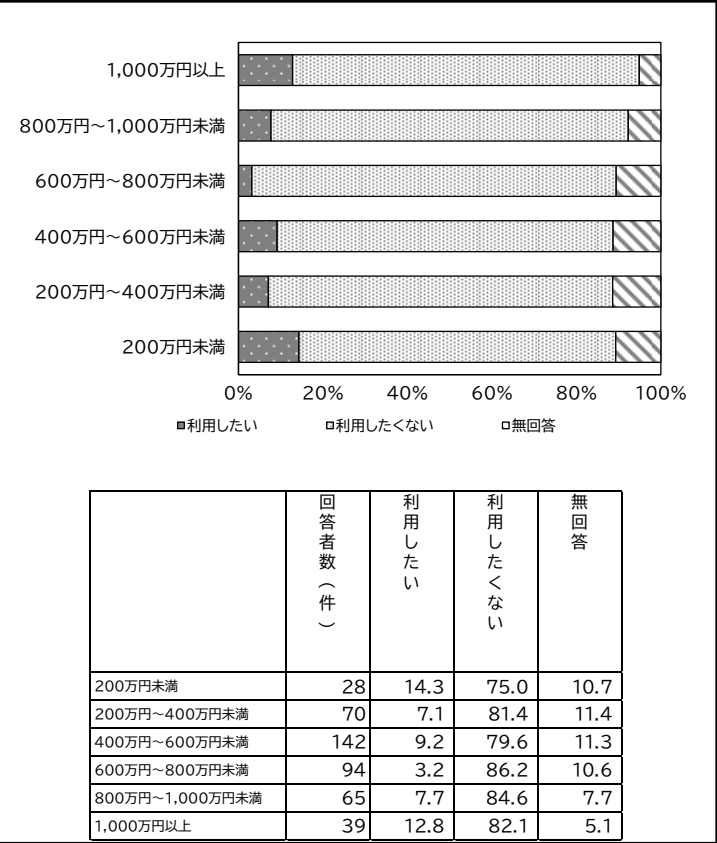


- ・放課後子ども教室・利用意向の設
問では、「利用したくない」の割合
が最も高くなっています。

<小学生>



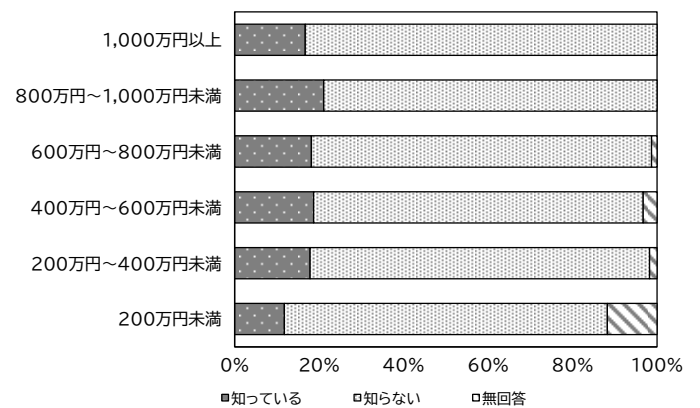
<中高生等>



② 学習支援について

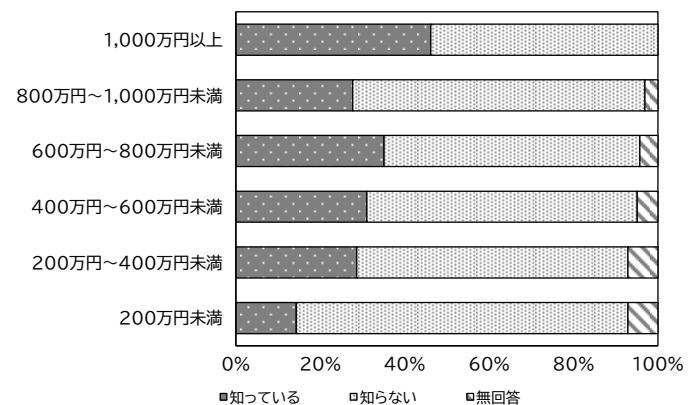
- 学習支援・認知度の設問では、「知らない」の割合が最も高くなっています。

<小学生>



	回答者数 (件)	知っている	知らない	無回答
200万円未満	17	11.8	76.5	11.8
200万円～400万円未満	56	17.9	80.4	1.8
400万円～600万円未満	91	18.7	78.0	3.3
600万円～800万円未満	77	18.2	80.5	1.3
800万円～1,000万円未満	38	21.1	78.9	0.0
1,000万円以上	18	16.7	83.3	0.0

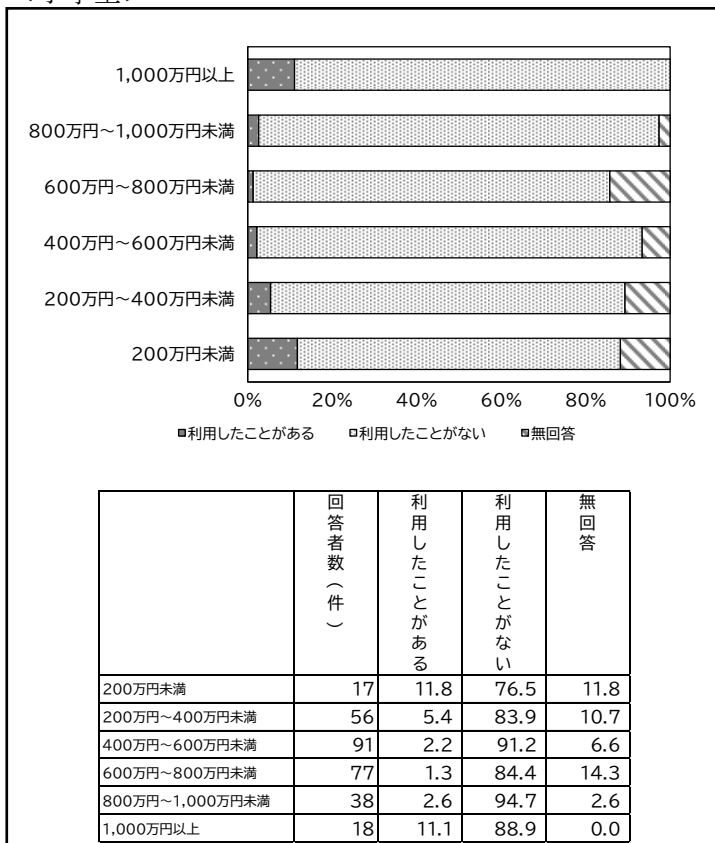
<中高生等>



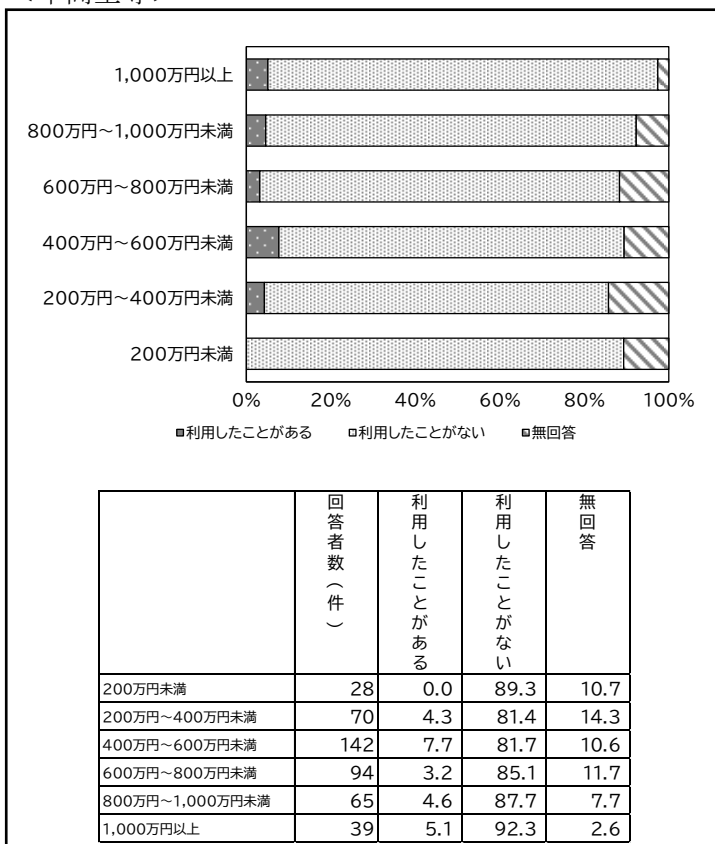
	回答者数 (件)	知っている	知らない	無回答
200万円未満	28	14.3	78.6	7.1
200万円～400万円未満	70	28.6	64.3	7.1
400万円～600万円未満	142	31.0	64.1	4.9
600万円～800万円未満	94	35.1	60.6	4.3
800万円～1,000万円未満	65	27.7	69.2	3.1
1,000万円以上	39	46.2	53.8	0.0

- ・学習支援・利用経験の設問では、
「利用したことがない」の割合が
最も高くなっています。

<小学生>

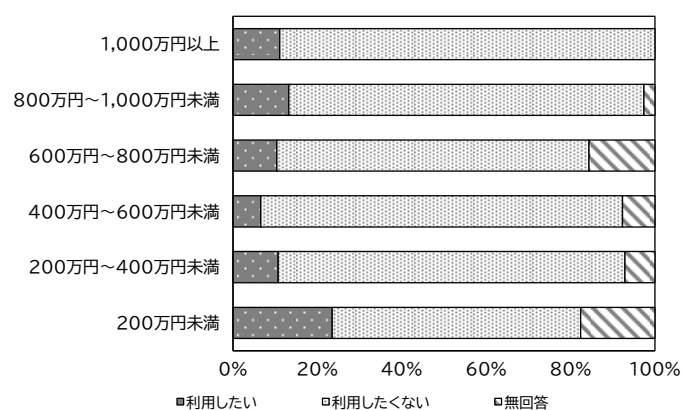


<中高生等>



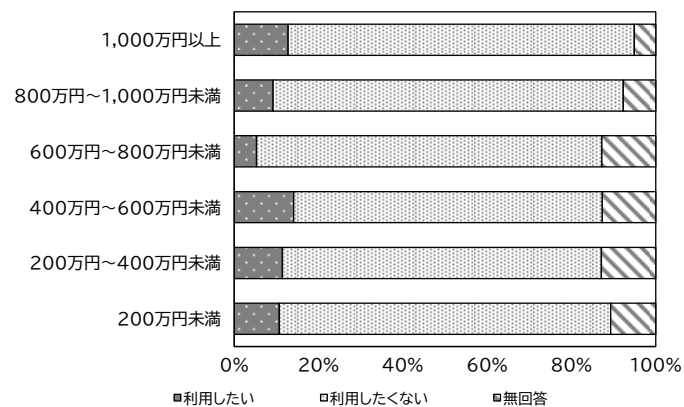
- ・学習支援・利用意向の設問では、「利用したくない」の割合が最も高くなっています。

<小学生>



	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したく ない	無 回 答
200万円未満	17	23.5	58.8	17.6
200万円～400万円未満	56	10.7	82.1	7.1
400万円～600万円未満	91	6.6	85.7	7.7
600万円～800万円未満	77	10.4	74.0	15.6
800万円～1,000万円未満	38	13.2	84.2	2.6
1,000万円以上	18	11.1	88.9	0.0

<中高生等>

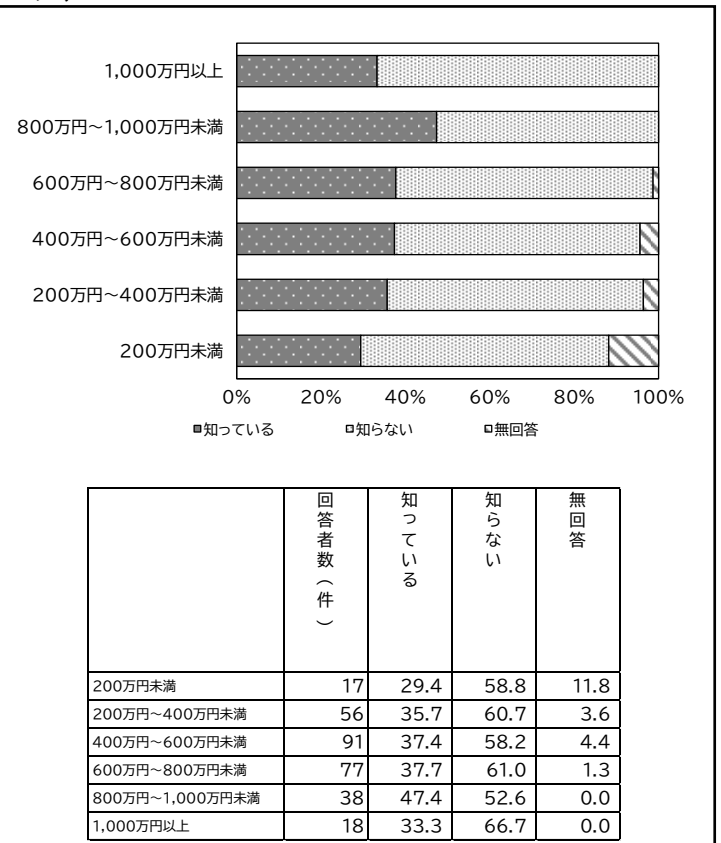


	回答者数 (件)	利用 したい	利用 したく ない	無 回 答
200万円未満	28	10.7	78.6	10.7
200万円～400万円未満	70	11.4	75.7	12.9
400万円～600万円未満	142	14.1	73.2	12.7
600万円～800万円未満	94	5.3	81.9	12.8
800万円～1,000万円未満	65	9.2	83.1	7.7
1,000万円以上	39	12.8	82.1	5.1

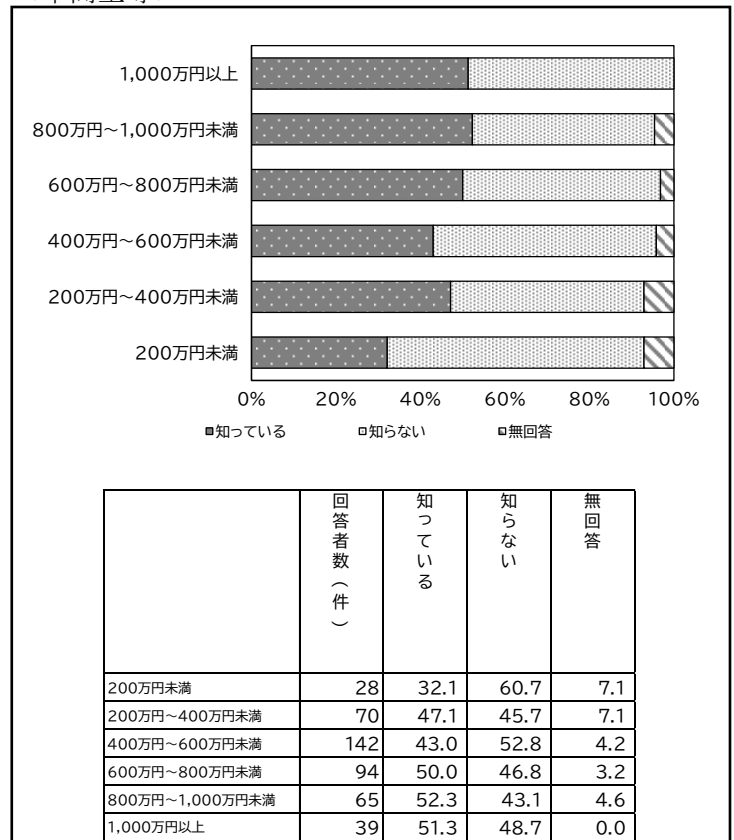
③ 子ども食堂について

- 子ども食堂・認知度の設問では、小学生では「知らない」の割合が最も高いものの、「放課後子ども教室」「学習支援」と比較すると高い割合となっています。
- 中高生等では、「知っている」の割合が、一部世帯収入の世帯を除き約半数程度となっています。

<小学生>

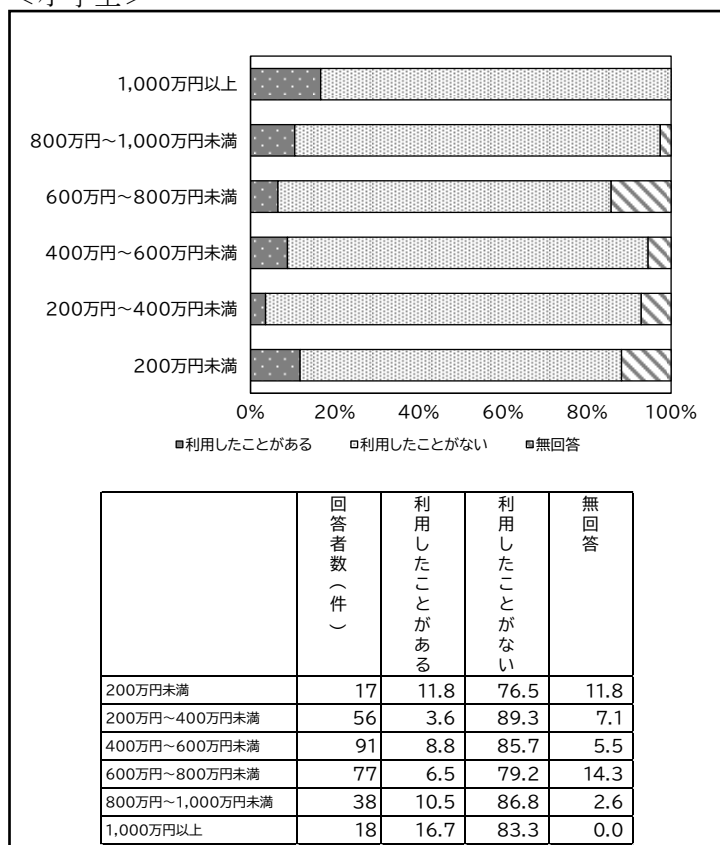


<中高生等>

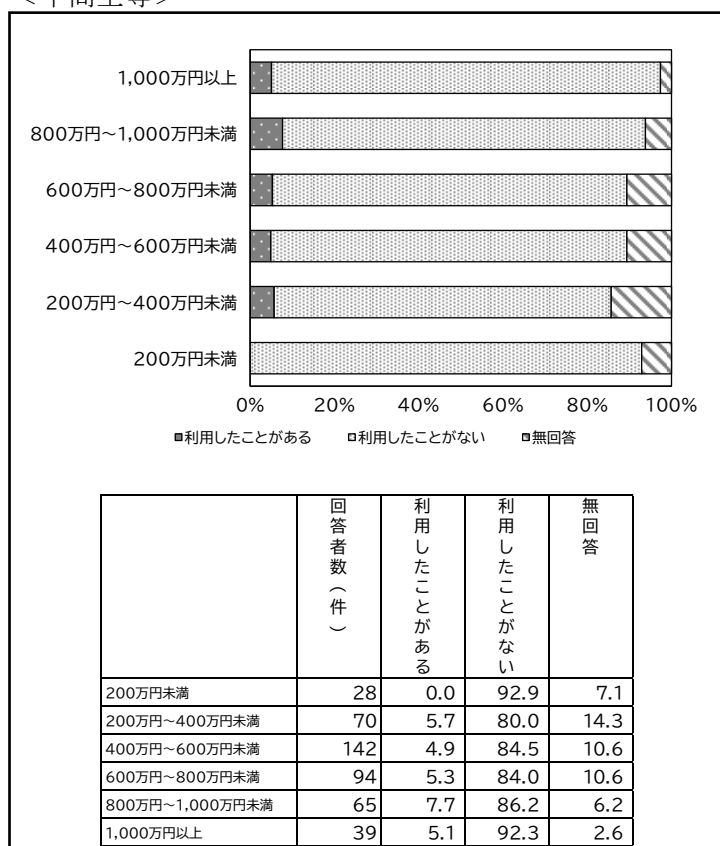


- 子ども食堂・利用経験の設問では、
「利用したことがない」の割合が
最も高くなっています。

<小学生>

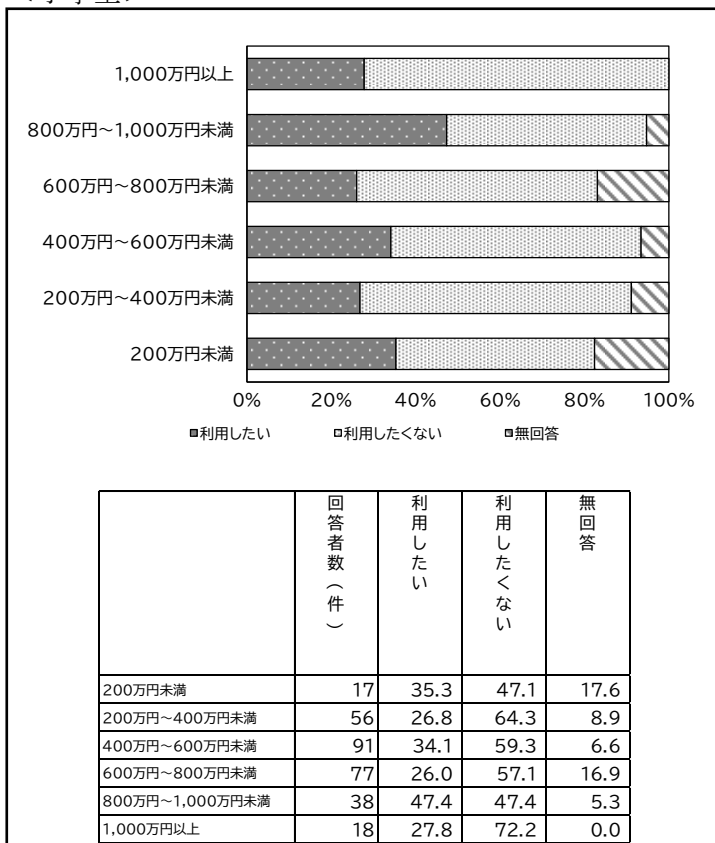


<中高生等>

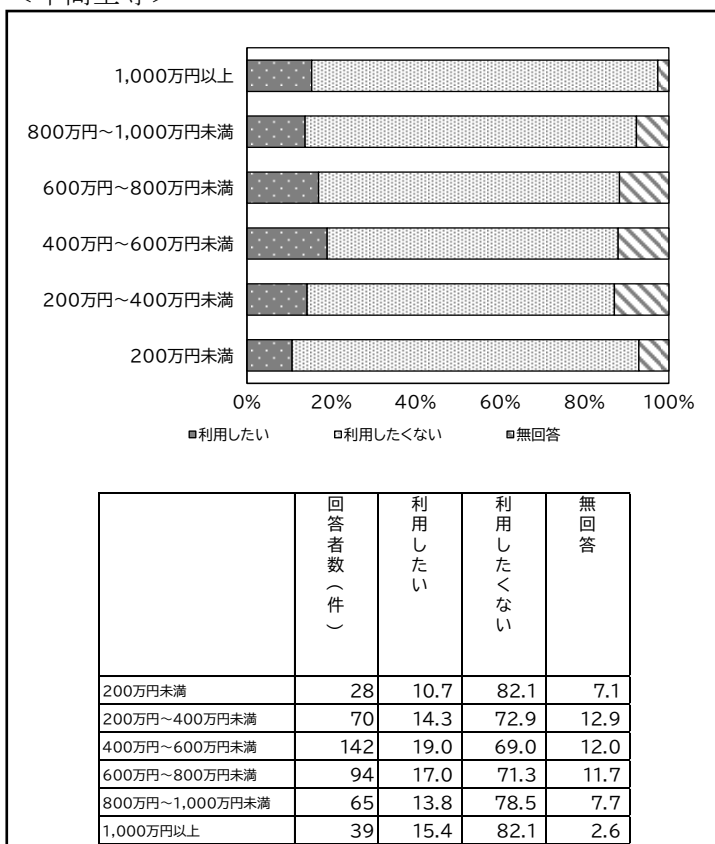


- 子ども食堂・利用意向の設問では、
「利用したくない」の割合が最も
高くなっています。

<小学生>



<中高生等>



(20) 子ども・子育て支援に関する主な意見・要望等（分類ごと）

① 就学前児童の保護者

(1) 子育て環境について（119 件）

- ・子どもが遊べる公園を増やしてほしい（56 件）
- ・子どもの遊び場をもっと充実させてほしい（36 件）
- ・安全な道路環境を整備してほしい（19 件）
- ・その他（8 件）

(2) 幼稚園・保育園・認定こども園について（88 件）

- ・保育料金を安くしてほしい（26 件）
- ・保育時間の見直し、一時預かりなど、保育環境を充実させてほしい（18 件）
- ・病児保育・病後児保育を充実させてほしい（15 件）
- ・預かり保育を充実させてほしい（7 件）
- ・日曜・祝日の受け入れ、深夜に働く人向けの受け入れなどを充実させてほしい（3 件）
- ・保育園の設備を充実させてほしい（2 件）
- ・その他（17 件）

(3) 子育て支援全般について（82 件）

- ・子育て支援全般を充実させてほしい（30 件）
- ・子育てに関する経済的支援を充実させてほしい（18 件）
- ・子どものための医療を充実させてほしい（17 件）
- ・子育てに関する情報の発信をもっと充実させてほしい（13 件）
- ・地域子育て支援センターを充実させてほしい（4 件）

(4) 子育て中の保護者の状況について（69 件）

- ・子育てと仕事の両立が大変である（56 件）
- ・共働きなので子育てが大変である（7 件）
- ・フルタイムで働くことが難しい（4 件）
- ・その他（2 件）

(5) 小学校就学後の生活について（62 件）

- ・小学校の教育環境を充実させてほしい（34 件）
- ・中学校給食を早く導入してほしい（15 件）
- ・育成学級を充実させてほしい（10 件）
- ・児童館を増やしてほしい（3 件）

② 小学生の保護者

(1) 小学校就学後の生活について (140 件)

- ・ 中学校給食を早く導入してほしい (61 件)
- ・ 小学校の教育環境を充実させてほしい (23 件)
- ・ 育成学級を充実させてほしい (18 件)
- ・ 高等学校の教育料無償化を実現させてほしい (13 件)
- ・ 中学校の教育環境を充実させてほしい (12 件)
- ・ 教員を充実させてほしい (10 件)
- ・ 不登校児にもっと配慮してほしい (2 件)
- ・ 児童館を充実させてほしい (1 件)

(2) 子育て支援全般について (85 件)

- ・ 子どものための医療を充実させてほしい (32 件)
- ・ 子育て支援全般を充実させてほしい (24 件)
- ・ 子育てに関する経済的支援を充実させてほしい (16 件)
- ・ 子育てに関する情報の発信をもっと充実させてほしい (13 件)

(3) 子育て環境について (78 件)

- ・ 子どもが遊べる公園を増やしてほしい (34 件)
- ・ 安全な道路環境を整備してほしい (16 件)
- ・ 子どもの遊び場をもっと充実させてほしい (14 件)
- ・ 子育ての不安を解消できるような交流がしたい (2 件)
- ・ 地域のボランティアが少ない (2 件)
- ・ 地域でのつながりを強くしたい (2 件)
- ・ その他 (8 件)

(4) 子育て中の保護者の状況について (17 件)

- ・ 子育てと仕事の両立が大変である (7 件)
- ・ 共働きなので子育てが大変である (6 件)
- ・ フルタイムで働くことが難しい (2 件)
- ・ パートで働くことも難しい (2 件)

(5) 幼稚園・保育園・認定こども園について (14 件)

- ・ 短時間勤務でも保育を受け入れてほしい (2 件)
- ・ 保育園をもっと整備してほしい (2 件)
- ・ 保育料金を見直してほしい (2 件)
- ・ 病児保育を充実させてほしい (2 件)
- ・ その他 (6 件)

③ 中学生・高校生等の保護者

(1) 子育て支援全般について (125 件)

- 子育て支援全般を充実させてほしい (53 件)
- 子どものための医療を充実させてほしい (51 件)
- 子育てに関する経済的支援を充実させてほしい (16 件)
- 子育てに関する情報の発信をもっと充実させてほしい (5 件)

(2) 小学校就学後の生活について (57 件)

- 中学校給食を早く導入してほしい (51 件)
- 小学校の教育環境を充実させてほしい (3 件)
- 学校ごとの格差を無くしてほしい (2 件)
- 育成学級を充実させてほしい (1 件)

(3) 子育て環境について (33 件)

- 子どもが遊べる公園を増やしてほしい (17 件)
- 子どもの遊び場をもっと充実させてほしい (6 件)
- 地域で子育てできるような環境にしてほしい (2 件)
- その他 (8 件)

(4) 子育て中の保護者の状況について (29 件)

- 子育てと仕事の両立が大変である (18 件)
- フルタイムで働くことが難しい (5 件)
- 共働きなので子育てが大変である (4 件)
- その他 (2 件)

(5) 幼稚園・保育園・認定こども園について (8 件)

- 長期休みでの保育を充実させてほしい (3 件)
- その他 (5 件)

④ 小学生（小学3年生以上）、中高生等

☆今、楽しくて夢中になれるもの

- ・ゲーム（217件）
- ・スポーツ（観戦含む）（184件）
- ・友人と遊ぶ（95件）
- ・音楽（60件）
- ・絵を描く（60件）
- ・スマホ、SNS、動画視聴（58件）
- ・部活（43件）
- ・漫画、アニメ（43件）
- ・芸能人（40件）
- ・読書（40件）

☆将来、なりたい職業

- ・芸術、クリエイター関係（漫画家、動画配信、イラストレーター等）（94件）
- ・スポーツ関係（60件）
- ・医療関係（医者、看護師、薬剤師）（54件）
- ・料理関係（47件）
- ・人の助けになる、人を笑顔にする仕事（49件）
- ・好きなことや個性を生かした仕事（45件）
- ・教師、保育士等（42件）
- ・動植物関係（27件）

☆「こんなまちに住みたい」「こんなまちにしたい」

（1）安全・安心のまち（92件）

- ・安全・安心に暮らせるまち（54件）
- ・犯罪のないまち（12件）
- ・平和なまち（12件）
- ・事故などの危険がないまち（8件）
- ・いじめのないまち（6件）

（2）人と人とのつながりがあるまち（89件）

- ・つながりのあるまち（34件）
- ・みんなが仲良くできるまち（15件）
- ・笑顔あふれるまち（8件）
- ・優しいまち（6件）
- ・みんなが楽しく過ごせるまち（20件）
- ・みんなが友だちのまち（4件）
- ・差別のないまち（2件）

(3) 公園など遊び場が充実しているまち (59 件)

- ・公園が充実しているまち (27 件)
- ・遊び場が充実しているまち (23 件)
- ・スポーツが盛んなまち (9 件)

(4) 自然豊かなまち (45 件)

- ・自然が多いまち (32 件)
- ・環境がきれいなまち (13 件)

(5) 交通環境が整ったまち (40 件)

- ・交通環境が整っているまち (24 件)
- ・道路が整っているまち (7 件)
- ・バスが使いやすいまち (6 件)
- ・電車が使いやすいまち (3 件)

(6) ゴミ等がない、きれいなまち (39 件)

- ・ゴミがないまち (22 件)
- ・ポイ捨てのないまち (17 件)

(7) 買い物など、商業が盛んなまち (33 件)

- ・買い物ができる店が多いまち (18 件)
- ・ショッピングモールなど大型商業施設のあるまち (7 件)
- ・食事のできる店のあるまち (3 件)
- ・コンビニが近くにあるまち (3 件)
- ・駅近くが賑わっているまち (2 件)

(8) 教育が充実しているまち (21 件)

- ・教育料無償化のまち (7 件)
- ・学校教育が充実しているまち (6 件)
- ・自習できるスペースが充実しているまち (5 件)
- ・学校施設が整備されているまち (3 件)

(9) 観光が盛んなまち (12 件)

- ・観光客が多く来るまち (10 件)
- ・お茶で観光が盛り上がっているまち (2 件)

(10) 医療・福祉が充実しているまち (10 件)

- ・手厚い医療・福祉サービスのあるまち (10 件)

(11) 市政がしっかりしているまち（8件）

- 若い世代の声を聴いているまち（2件）
- 税金の少ないまち（2件）
- その他（4件）

(12) 子育てしやすいまち（11件）

- 子育て世代に優しいまち（3件）
- 子どもや若い世代の多いまち（2件）
- その他（6件）

(13) 中学校給食が実現しているまち（7件）

- 中学校に給食があるまち（7件）

(14) 最新技術など、最先端のまち（4件）

- 最先端技術があり、設備が新しいまち（4件）

(15) 歴史のあるまち（2件）

- 昔からあるものが残されているまち（2件）